

行政システム改革大綱

(平成14年度～平成17年度)
第三次改訂版

平成14年3月
平成15年3月 第一次改訂
平成16年4月 第二次改訂
平成17年4月 第三次改訂

愛 媛 県

行政システム改革大綱 (第三次改訂版)

目 次

基本的考え方	1
1 現状認識	1
2 改革の目標と基本的視点	4
3 推進期間	5
4 推進体制	5
実施プログラム	7
1 中長期にわたって持続可能な財政基盤の確立	7
2 本格的な業務プロセス改革の実施	23
3 効果的・効率的な組織・執行体制の整備	57

基本的考え方

1 現状認識

(行政改革が目指すもの)

行政改革を行う目的は、県が県民に提供する行政サービスのコストは県民自身の税負担により賄われているという原点に立ち返り、最少のコスト(カネ、ヒト、時間)で最大の県民満足が得られるよう、社会経済情勢の変化などを踏まえながら、「地域経営体」としての体質を改善・強化することにあります。

これまで、本県においては、第1期(平成8～10年度)及び第2期(平成11～13年度)の行政改革大綱に基づき、主に事務事業の廃止・縮小や組織・機構の簡素化、職員定数の削減など内部管理部門主導での行政コストの削減に焦点を当て、その結果として行政改革の究極の目的である県民満足の向上が達成されるとの視点から、行政改革に取り組んできました。

(過去の大綱策定時の想定をはるかに上回る財政環境の悪化)

しかしながら、経済の低成長時代が続く中、現在の県財政を取り巻く環境は、過去の行政改革大綱策定時の想定をはるかに上回って厳しいものとなっており、急速に進行している少子・高齢化やIT(情報通信技術)革命の進展への対応など、今後も多様化・高度化する県民ニーズに機動的・弾力的に対応していかなければならないことを考えれば、起債制限比率や経常収支比率などの財政指標においては、他の都道府県と比べ相対的にかなりの健全度を維持してきた本県と言えども、財政状況は危険水域にあると言えます。

従来からの取組に加え、仕事の進め方や制度・システム、いわゆる行政システム自体を徹底的に見直すことが必要な時期に来ています。

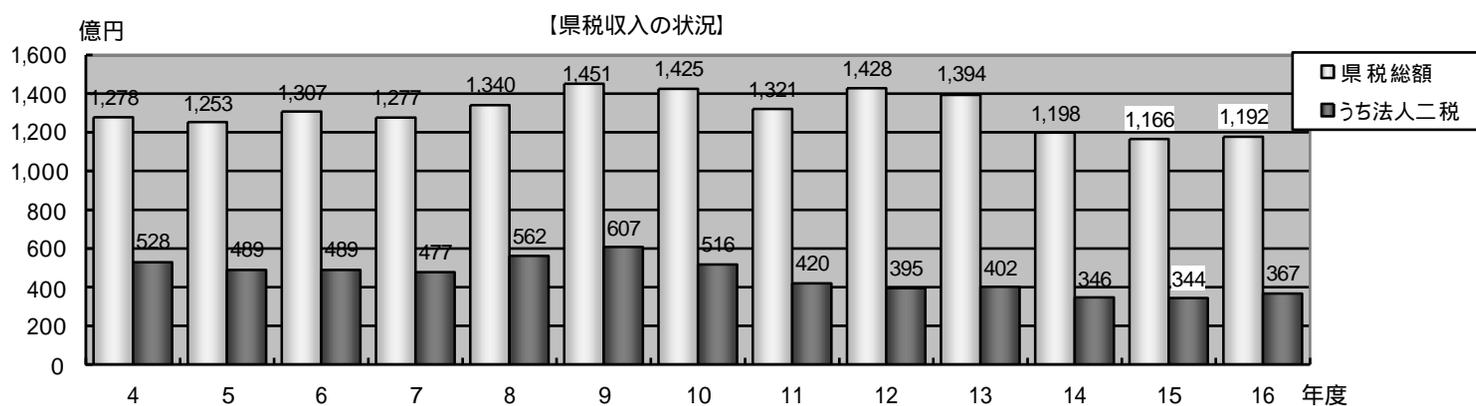
起債制限比率：地方自治体が自由に使える収入(県税、地方交付税等の規模)に対する公債費(交付税措置のないもの)の占める割合を示す指標で、公債費(借金返済)の「実質的な重さ」を示す(15年度：都道府県平均12.5% 本県7.6%)。

経常収支比率：地方自治体が支出する経費の中でも容易に縮減できない固定的な義務的性格の強い経費(公債費、人件費等)が一般財源(県税、地方交付税等)に占める割合を示す指標で、この数値が高いほど、財政が硬直化していることを意味する(15年度：都道府県平均89.1% 本県82.4%)。

右肩上がりの経済成長を前提に「あれもこれも」県が直接行っていた事業構造から、県職員はもとより県民全てが完全に脱却し、民間の経営管理手法も導入しながら、「あれかこれか」の観点から施策・事業を取捨選択するほか、必要な施策・事業の実施に当たっても、県のみならず地域を担う様々な主体の知恵と協働により、より安くより高品質なものを提供する方向へと県の行政システムを改革しなければ、県財政の一層の悪化を招くとともに、「第5次県長期計画(新しい愛媛づくり指針)：平成12年～22年」に基づく事業展開の制約となりかねません。

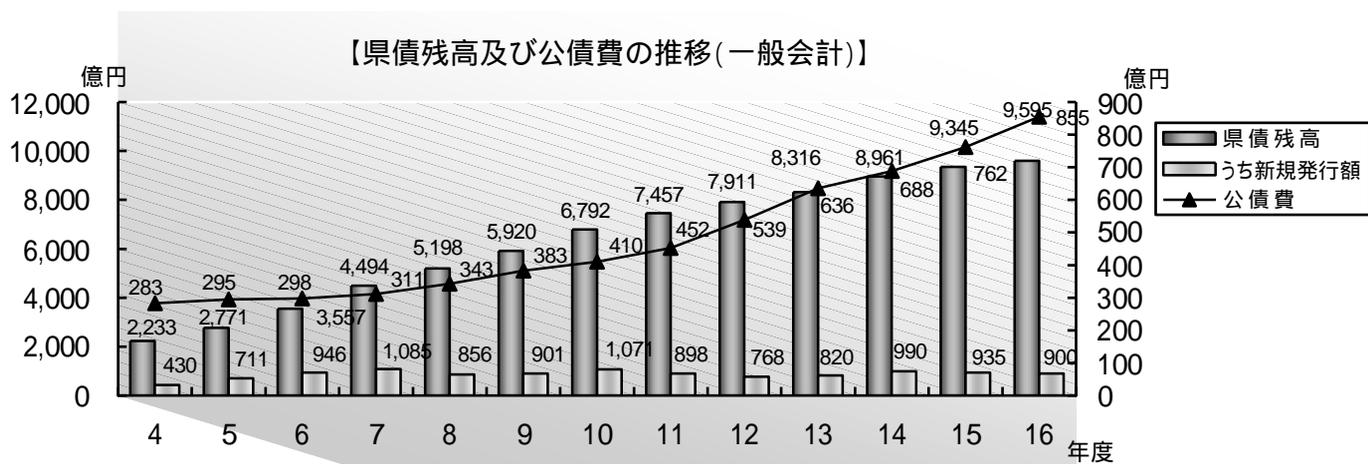
《県財政の現状》

- ・ バブル経済崩壊後の長引く景気の低迷に対し、県内景気の下支えを図るため、平成4年度以降国と同一歩調で数次にわたり景気対策を実施してきましたが、景気が本格的に好転する見通しが立たず、今後も県税や地方交付税の大幅な増収が期待できる状況にはありません。

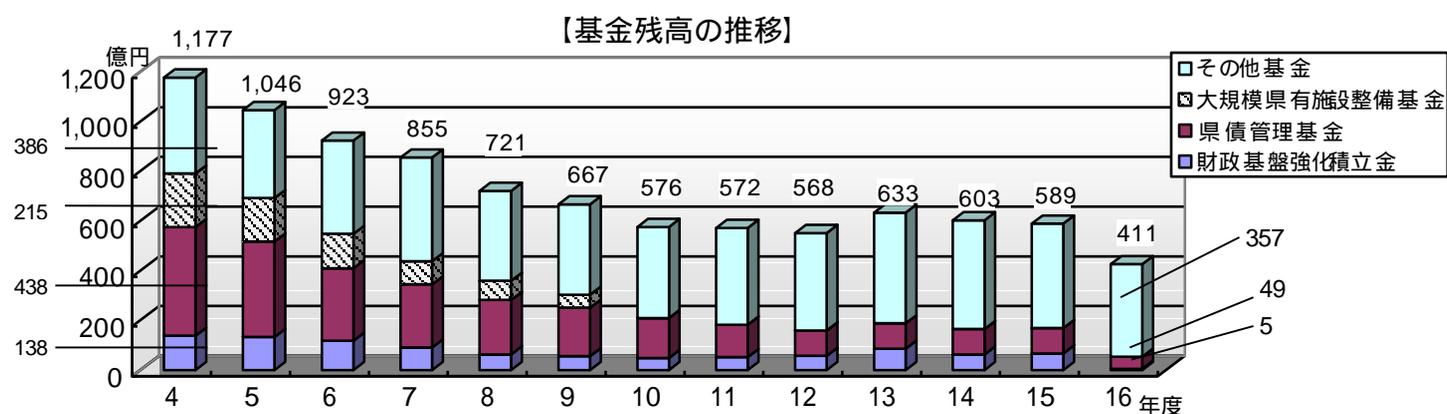


15年度までは決算、16年度は2月現計予算

- ・ 一方、県税収入が大きく伸びない中で、大規模施設の整備や景気対策等の財源を県債の増発と基金の取り崩しに求めざるを得なかったため、県債残高は平成10年度末の約6,792億円に対し16年度末の見込みが約9,595億円、公債費は10年度の約410億円に対し16年度の見込みが約855億円と、増加の一途を辿っており、今後の財政運営は極度に硬直化するおそれがあります。また、基金残高についても、財源不足の穴埋めに活用してきた財政基盤強化積立金及び県債管理基金は底が見えはじめています。



15年度までは決算、16年度は2月現計予算(繰越除く)
N T T 無利子貸付金及び借換債除く

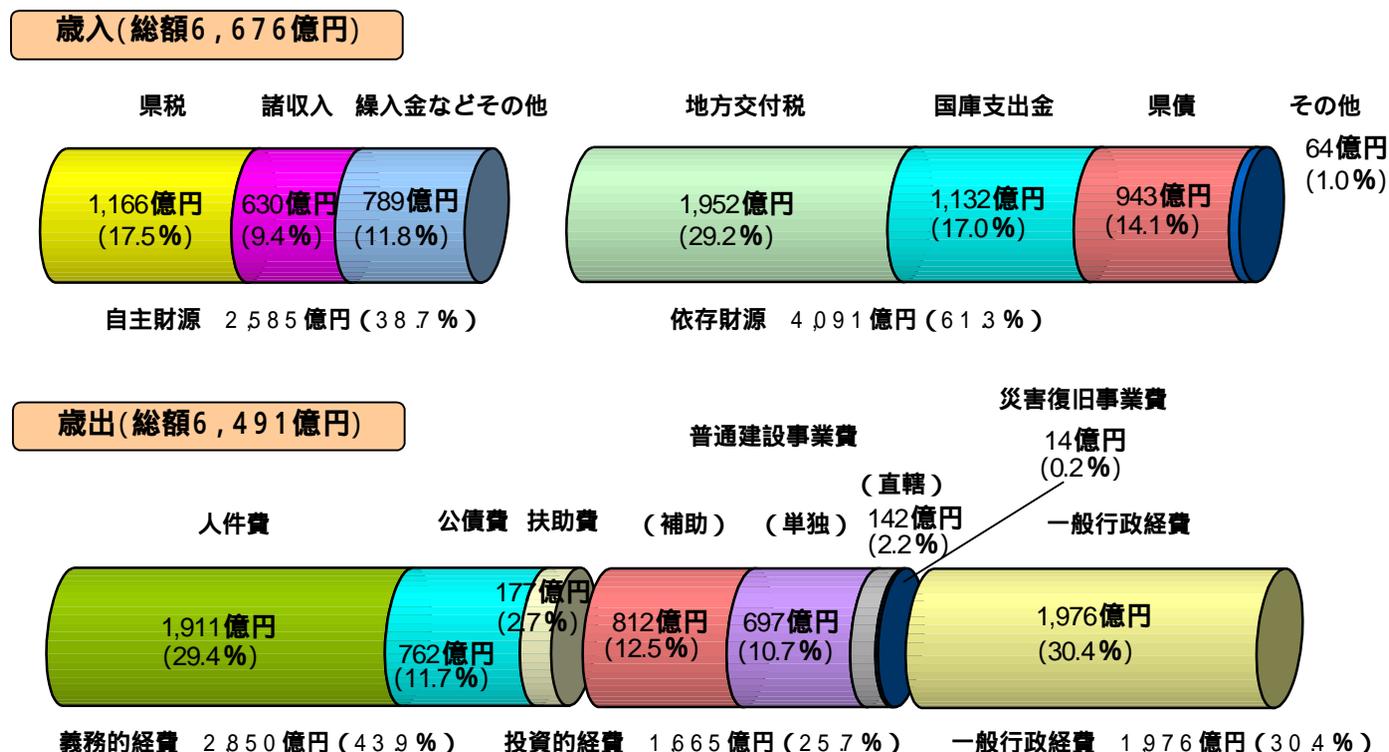


15年度までは決算、16年度は2月現計予算

《国の財政構造改革》

- ・ 県財政は、県税などの自主財源が乏しく、地方交付税や国庫支出金などの依存財源に多くを頼らざるを得ない構造にあります。現在、国の財政構造改革の関係で地方交付税制度などの抜本的な見直しが議論されていますが、代替財源として地方税源が拡大されるとしても、依存財源が約6割を占める本県にとって大きな歳入減となるおそれがあります。

【平成15年度決算の内訳】



(県の行政システムの大きな見直しを迫る変革の時代)

また一方、本格的な地方分権と官民協働の時代の到来やIT革命の進展、あるいは環境マネジメント意識の浸透、さらには公務員制度の改革など、県の行政システムの大きな見直しを迫る変革の時代を迎えています。

こうした中であって、県は、県民満足の向上のために、また効率的な県政運営に向けて、県の行政システムをどのように再構築していくのか県の考え方を明らかにすることが求められています。

《本格的な地方分権と官民協働の時代の到来》

- ・ 平成12年4月、機関委任事務制度の廃止等を内容とする「地方分権一括法」の施行により、県・市町の役割分担の見直しの方向性が示されました。個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現のため、住民に身近な行政は住民に身近な市町ができるだけ担い、地域の実情に応じて総合的かつきめ細かな施策を展開することが強く求められています。

県としては、市町が主役として可能な限り自らの判断と責任で施策・事業を推進できるよう、県と市町の役割分担の明確化を図ったうえで適切な支援を行うとともに、自らはより広域的で専門性の高い行政を担う方向へと役割を転換していく必要があります。

- ・ また、現在地域の様々な課題に主体的に取り組むNPOやボランティアなどの市民活動に対する関心が高まっています。柔軟性、きめ細やかさ、先駆性等の特性を持つNPOやボランティアなどの

活動は、複雑・多様化する社会的課題の解決に向け、これからの社会の担い手として大きな役割を果たすことが期待されています。

県としては、様々な社会的課題に対し効率的なサービスを提供していくため、パートナーシップを基本に、これらNPO等との協働関係の構築を推進していく必要があります。

NPO：保健、福祉、環境等様々な分野で社会貢献活動を行う民間の非営利組織。

《IT革命の進展》

- ・ インターネットの普及に代表されるIT革命は、産業革命に匹敵する社会改革を推進する力を持つものと期待されています。瞬時に多くの情報の収集や伝達を可能とするばかりでなく、商品やサービス購入の利便性を飛躍的に向上させるなど、社会経済システムの変革はもとより、私達の日常生活のスタイルもドラスチックに変わりつつあります。

県においても、行政の現場にITを積極的に導入し、県民が実感できる便利で迅速な行政サービスへの転換を図るとともに、内部管理業務についても、従来の慣例とルールにとらわれた仕事の進め方や制度・システムを抜本的に見直し、効率化を図る必要があります。

《環境マネジメント意識の浸透》

- ・ 大量生産、大量消費型の生活様式や社会経済活動に起因する今日の環境問題の解決に向け、行政においてもあらゆる分野において環境に対する配慮が求められています。

県においても、自らが環境に与えている負荷を客観的に把握し、それを自己管理するとともに、具体的な目標を立てて環境改善を図るプロセスを通して、環境という視点から事務的コストの削減や業務の改善をすることが必要となっています。

《公務員制度改革》

- ・ 多くの民間企業において「年功中心から能力・業績中心」の人事給与システムへの転換が大きな流れとなっている今、公務においても、職員の意識改革を行いながら、成績や成果を重視した人事給与制度への転換を図ることが求められています。

国が平成13年12月に閣議決定した「公務員制度改革大綱」においても、国家公務員・地方公務員ともに「新たに能力等級制度を導入し、これを基礎として任用、給与、評価等の諸制度を再構築すること」を基本に新たな人事制度の具体化を進めていくこととしており、本県においても新制度への移行を視野に入れた人事管理システムの構築が求められています。

(行政改革に係る新たな大綱の策定)

このような観点から、現行の「新行政改革大綱」の推進期間が平成13年度で終了することを踏まえ、県庁内部のみならず市町や民間企業・団体にもつらなる仕事の進め方や県民に対する行政サービス提供の仕方などの行政システムの改革を中心に、14年度以降の本県における具体的な取組事項を盛り込んだ「行政システム改革大綱」を新たに策定します。

なお、「行政システム改革大綱」には、取組事項とともに、それらの達成スケジュールや数値目標等も可能な限り示し、進行管理の強化を図ります。

2 改革の目標と基本的視点

上記のような策定の背景を踏まえ、「行政システム改革大綱」では、以下の5つの基本的視点を念頭に置きながら、最少のコストで最大の県民満足を提供する「地域経営体」としての体質の改善・強化に向けて取組を着実に進めます。

(改革の目標)

最少のコストで最大の県民満足を提供する「地域経営体」としての体質の改善・強化

(改革の基本的視点)

- (1) 中長期にわたって持続可能な財政力を堅持する。
- (2) コスト意識を徹底し、県民の満足向上という成果を重視する。
- (3) 県の守備範囲を見直し、県民や民間企業・団体、市町との協働を推進する。
- (4) 職員の仕事のスピードと知的生産性を更に高める。
- (5) ガラス張りで、県民とのコミュニケーションを重視する。

3 推進期間

「行政システム改革大綱」は「第五次県長期計画(新しい愛媛づくり指針)」の下位計画であり、同長期計画の前期推進期間の終期が平成 17 年度であることから、「行政システム改革大綱」の推進期間は、平成 14 年度から 17 年度までの 4 年間とします。

また、内容については、取組事項の進捗状況や新たに取り組むべき課題の発生などを踏まえ、毎年度必要な改定を行います。

4 推進体制

「行政システム改革大綱」に基づき、本県における行政システム改革を着実に推進するため、改革への意識を県庁の隅々まで浸透させ、それぞれの職場や職員一人ひとりが率先して改革に取り組む気運の醸成を図りながら、副知事を本部長とする「愛媛県行政改革・地方分権推進本部」により全庁体制で取り組んでいきます。

また、行政システム改革の進捗状況等については、「愛媛県行政改革・地方分権推進委員会」に報告し、ご意見やご提言をいただくとともに、県ホームページ等を通じて県民に分かりやすく公表していきます。

《大綱の体系》

1 中長期にわたって持続可能な財政基盤の確立

- (1) 義務的経費の抑制
 - 県債発行の適正管理
 - 総人件費の抑制
 - 公共施設等のランニングコストの節減
- (2) 政策的経費等の重点・効率化
 - 予算編成システムの見直し
 - 投資的経費の規模の抑制
 - 評価制度等の確立による施策・事業の見直し
 - 県立病院事業の経営健全化
 - 国庫補助負担金に関する見直し
- (3) 自主財源の確保
 - 三位一体の改革に向けた取組
 - 県税の徴収率の向上と滞納繰越額の縮減
 - 大規模県有財産及び遊休県有財産(土地)の売却等の促進
 - 適正な受益者負担を求める観点からの使用料及び手数料の見直し

2 本格的な業務プロセス改革の実施

- (1) 民間活力を積極的に活用した事業の展開
 - アウトソーシングの推進
 - 公共工事コスト縮減策としてのV E 提案の採用
 - 県民との協働の推進
 - 各種関係団体に対する助成事業の見直し
- (2) 県と市町の役割分担の明確化と市町の自立促進
 - 市町への更なる権限移譲の推進
 - 県単独補助制度の見直し
 - 事業計画段階での市町の意見聴取手続の制度化検討
 - 県と市町間の事務改善
 - 市町の自主的合併への支援
 - 市町の人材育成の支援
 - 道州制など新しい広域自治体像の研究等
 - 機関委任事務制度の廃止と自治事務化等に伴う施策・事業のあり方を見直し
- (3) ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換と内部管理業務システムの再構築
 - ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換
 - ITを活用した内部管理業務システムの再構築
 - 総務系業務の見直し
- (4) 県政運営の透明性の向上と説明責任の徹底
 - 県政運営の透明性の向上
 - 積極的な情報提供による説明責任の徹底
- (5) 政策決定過程への県民参加の促進と県民ニーズの把握・反映システムの構築
 - 政策決定過程への県民参加の促進
 - 県民ニーズの把握・反映システムの構築
- (6) 新しいマネジメント意識の導入
 - エコオフィスの推進とISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用

3 効率的・効果的な組織・執行体制の整備

- (1) 公務員制度改革を視野に入れた人事管理システムの確立
 - 能力・実績・意欲を重視した人事管理システムへの転換
 - 任用システムの弾力化による民間の人材活用等
 - 計画的な人材育成
- (2) 行政組織等のスリム化・活性化
 - 行政機関のスリム化・活性化
 - 事務処理の簡素化・効率化など事務改善の推進
 - 委員会・審議会等の見直し
 - 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた県の関与の見直し
 - 任意協議会等の整理合理化

1 中長期にわたって持続可能な財政基盤の確立

<推進の方向>

(1) 義務的経費の抑制

県債発行の適正管理

近年、歳出に占める義務的経費の割合が増加しており、その抑制は、中長期にわたって持続可能な財政基盤を確立するうえで、重要な課題となっています。

このうち、著しく増加傾向にある公債費については、平成11年10月策定の「財政健全化指針」において「県債発行額は、県債残高が一般会計の予算規模を超えない」ことを目標としましたが、ここ数年、国と連携して景気対策に軸を置いた予算編成を行わざるを得なかったため、県債残高が12年度末には一般会計の歳入決算額を超える規模となっています。

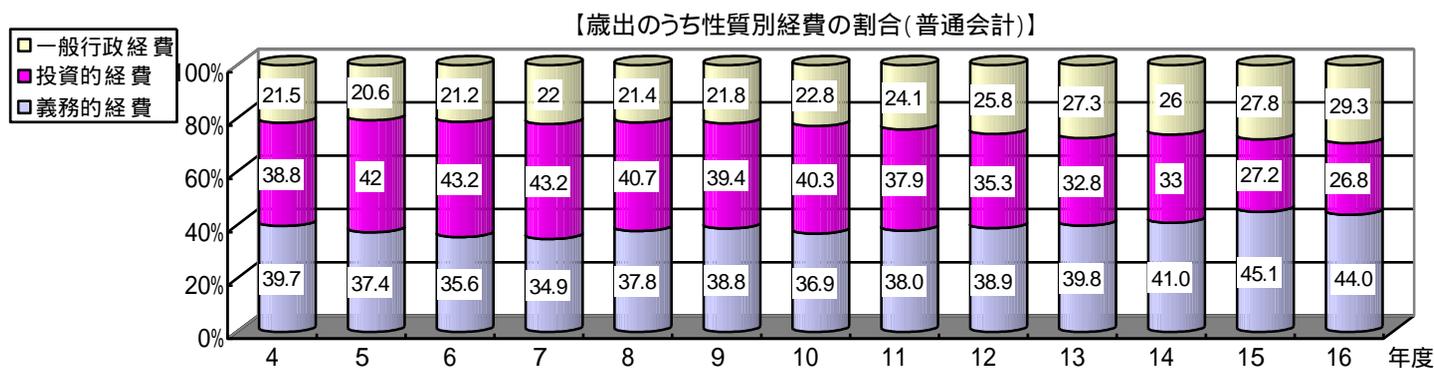
しかし、将来世代の負担軽減を図るため、可能な限り県債発行を抑制します。

(参考：平成14年度当初予算での対応)

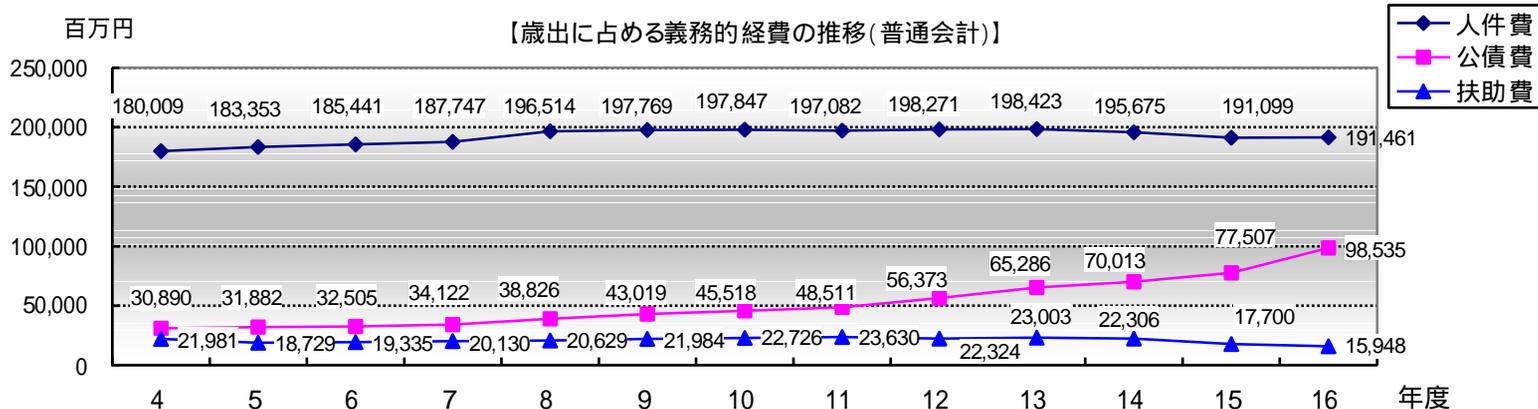
〔県債発行の抑制〕

「新規発行額を公債費の額以内に抑制(ただし、臨時財政対策債の増加分は除く。)」することを目標に抑制を図る。

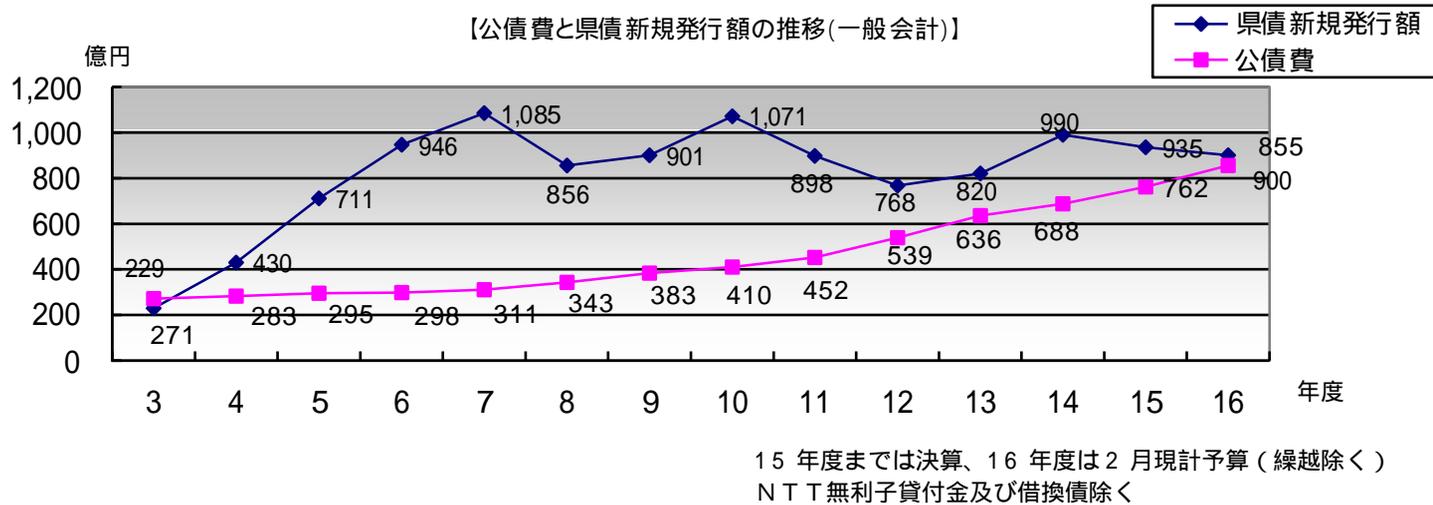
臨時財政対策債：国の財政難に伴い、地方交付税の交付に代えて地方自治体に発行させている地方債で、本来は地方交付税として国が現金を交付すべき部分の財源であるため、償還(返済)時には交付税措置されることとなっている。



15年度までは決算、16年度は2月現計予算(繰越除く)



15年度までは決算、16年度は2月現計予算(繰越除く)



総人件費の抑制

本県では、厳正な定員管理の下、計画的な職員数の削減を進めているところですが、毎年度の職員の人件費は、職員の平均年齢の上昇などにより、ゆるやかな増加傾向にあります。

このため、厳しい財政状況を踏まえた定員・給与管理や超勤縮減を行うとともに、アウトソーシングの推進やIT技術の積極的な活用等による事務処理の簡素合理化、コスト意識を徹底した事務改善の推進などにより、総人件費を抑制します。

職員数の推移(愛媛県)

区分	職員数		8年間の増減数	8年間の増減率
	8年度	16年度		
知事部局	4,744人	4,374人	370人 (242人)	7.8% (5.1%)
公営企業管理局	2,190人	2,194人	4人	0.2%
教育委員会 (事務局職員)	265人	386人	121人 (7人)	45.7% (2.6%)
教育委員会 (教職員)	14,253人	13,540人	713人	5.0%
諸局委員会	75人	72人	3人	4.0%
警察本部 (事務局職員)	475人	430人	45人	9.5%
警察本部 (警察官)	2,178人	2,324人	146人	6.7%
計	24,180人	23,320人	860人	3.6%

(注)

()内の数値は、12年度に知事部局から芸術・文化及び生涯学習振興事務を教育委員会に移管した際に、併せて知事部局から教育委員会に移管した定数128人を除いた実質増減によるもの。

県民10万人当たりの職員数の比較

類似人口規模県	一般行政 部 門	特別行政部門		公営企業 等	総職員
		教育	警察		
愛媛県	300人	927人	183人	143人	1,554人
青森県	357人	975人	174人	59人	1,567人
岩手県	354人	1,048人	168人	353人	1,924人
山形県	386人	914人	184人	213人	1,699人
山口県	313人	858人	232人	50人	1,455人
長崎県	321人	945人	227人	62人	1,556人
大分県	369人	932人	190人	62人	1,554人

職員数は、総務省定員管理調査(16年度)より算定
各部門の職員数は端数を切り捨てているため、各部門の計と総職員とは一致しない。

公共施設等のランニングコストの節減

公共施設等が存続する限り必ず支出しなければならないランニングコスト(維持管理費・維持補修費)についても、可能な限り節減に努めていく必要があります。

このため、アウトソーシングの推進やIT技術の積極的な活用等による管理運営体制の効率化、民間の経営管理手法の導入に加え、「ESCO」の活用の検討などにより、ランニングコストを抑制するとともに、料金収入がある施設については利用率向上にも取り組みます。

(2) 政策的経費等の重点・効率化

予算編成システムの見直し

政策企画会議も活用しながら、中長期的に持続可能な財政基盤の確立を視野に入れた予算編成の基本的な考え方や歳出構造のあり方、重点投資分野へのシフト、重点事業の採択等について検討します。

また、限られた財源を有効に活用するため、政策評価指標による県長期計画前期実施計画の達成度評価等の結果を踏まえて、各部局が自らの責任と判断で予算要求を行う体制を確立するほか、県として戦略的に取り組む必要のあるテーマについて部局の枠を越え柔軟に予算の重点配分を行えるような「特別枠」を設定するなど、新たな予算編成システムの導入について検討します。

(参考：平成 17 年度当初予算での対応)

〔特別枠の設定〕

愛媛の元気創造に向けた第二次県政改革プランの具体化を図るため、新しい発想視点で従来の枠にとらわれない重点施策として予算配分を行う。

- (1) 予算規模 17 年度認定分（一般財源 5 億円程度）、16 年度認定分（部局の計画額の範囲）
- (2) テーマ 第二次県政改革プランの具体化（新しい発想視点による施策の重点化）
- (3) 対象事業 成果指標により各年度の目標値を設定し、新しい発想視点で重点化する事業（新規、継続、ハード、ソフトを問わない。）

投資的経費の規模の抑制

財政状況がひっ迫している中、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、投資的経費の規模について県民の視点に立った見直しを行い、本県の財政的な体力に見合った規模に縮減する必要があります。

このため、公共事業について国の見直しに合わせ縮減を図るとともに、定型的県単独事業及び県有施設の整備を抑制します。

なお、社会資本整備の推進に当たっては、事業の必要性、緊急性等をより精査し、重点化を図ります。

(参考：平成 14 年度当初予算での対応)

〔定型的県単独事業の抑制〕

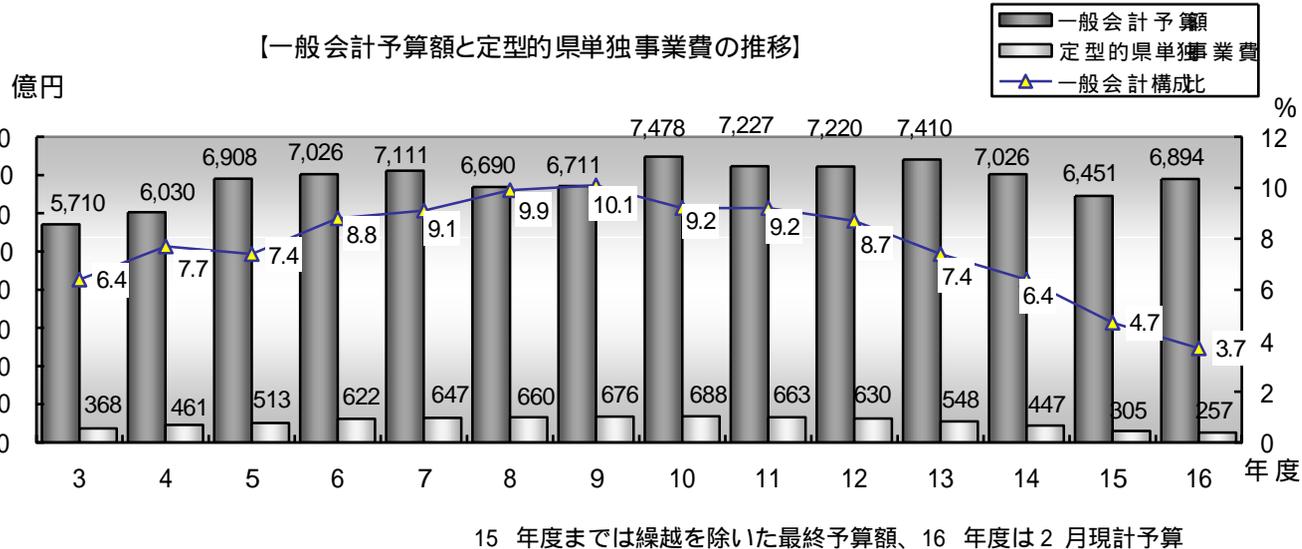
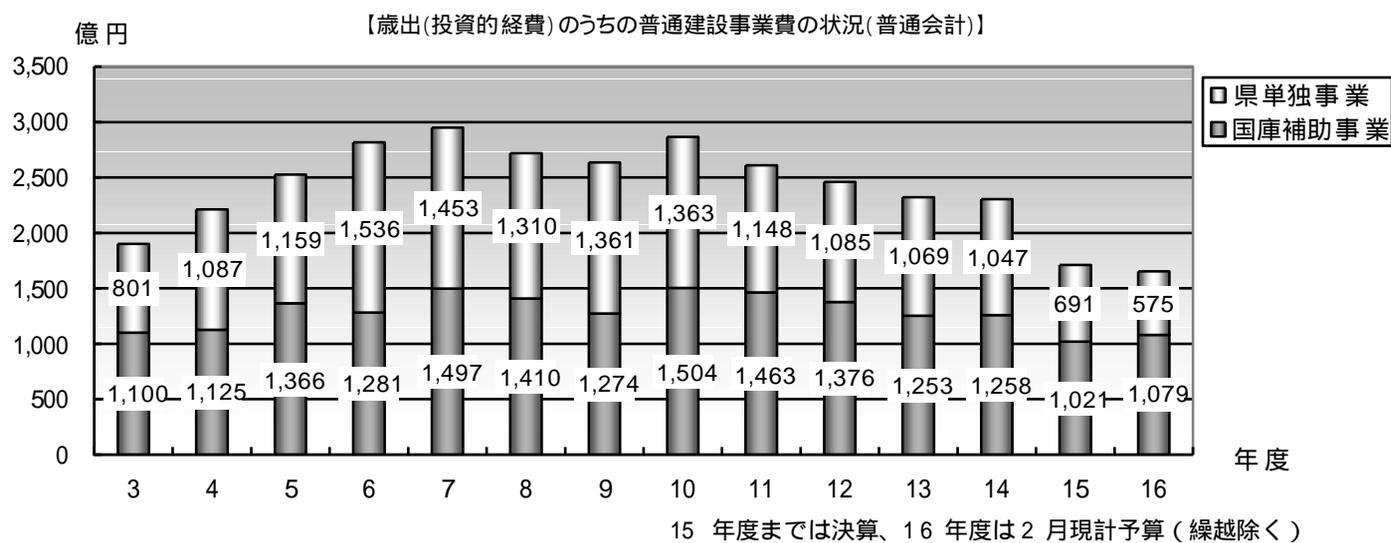
定型的県単独事業については、バブル経済崩壊後の景気対策として、平成 4 年度から 10 年度にかけて急激な伸びを示し、11 年度以降は徐々に縮減傾向にあるとは言え、依然歳出に占める割合は大きく、更なる縮減が必要となっている。

このため、今後「一般会計に占める事業費の割合をバブル経済崩壊前の平成 3 年度の水準(6.4%)まで縮減」することを目標に、厳しい経済情勢を勘案しながら、段階的に取り組む。

定型的県単独事業：道路や河川などの社会資本の整備に関する県単独事業であって、整備箇所や配分額を決めずに予算枠を確保するもの。

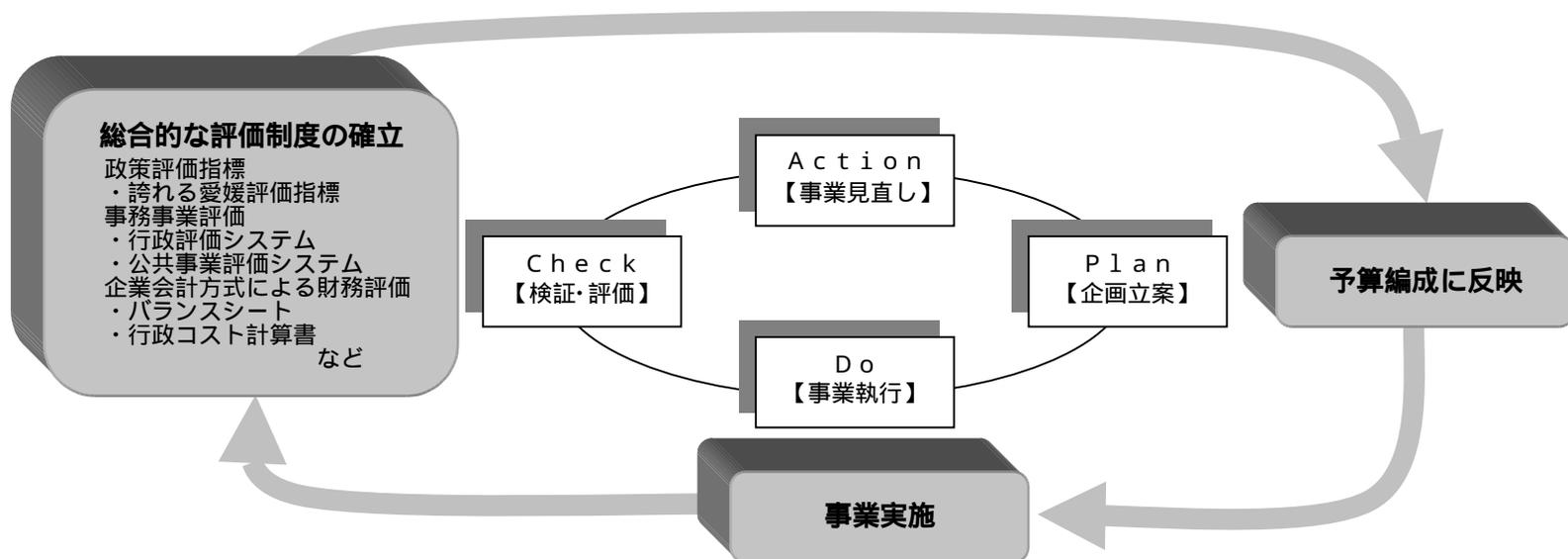
〔県有施設の整備の抑制〕

いわゆる「ハコ物」と言われる施設整備については、武道館の建設がピークを迎え、一般財源を圧迫することから、「武道館の建設が終了する平成 15 年度までは大型施設の新規着工は、原則



評価制度等の確立による施策・事業の見直し

限られた財源の重点的・効率的な配分を行うため、成果重視の観点から施策・事業を検証・評価する評価制度等を確立し、予算編成との連携を図りながら企画立案(PLAN) - 事業執行(DO) - 検証・評価(CHECK) - 事業見直し(ACTION)のPDCAサイクルを構築します。



県立病院事業の経営健全化

公営企業の赤字は、将来一般会計の負担となるおそれのある潜在的な負債とも言えるものであることから、診療体制の再編等による収益の増加及び費用の節減を図り、「単年度収支の均衡及び累積欠損金の縮減」を目標に取組を更に進めます。

国庫補助負担金に関する見直し

現在国において廃止等の見直しが進められている国庫補助負担金については、受け入れる際に県においても財政負担や事務負担を伴う場合が多いことから、本県における国庫補助負担金の受け入れ状況等に関する分析を行い、分析結果に基づく受け入れの必要性について検討します。

また、必要と思われるものについてもそれぞれの国庫補助負担金に関する国の制度の制定・改廃状況を把握しながら制度の妥当性を検討し、国の制度の見直しが必要と思われるものについて知事会等を通じた提言を行うとともに、国庫補助負担金の受け入れの際に県の内部で生じる事務について可能な限り手続の簡素化に取り組みます。

(3) 自主財源の確保

三位一体の改革に向けた取組

地方分権時代に相応しい地方税財政基盤の確立を目指した三位一体の改革の実現に向け、全国知事会等を通じた国への提言を行うとともに、分権型社会の地方財政を自立的なものとするため、課税自主権の活用による独自税源導入の可能性について研究します。

県税の徴収率の向上と滞納繰越額の縮減

税収入の確保及び税負担の公平性の観点から、効果的な滞納整理による徴収率の向上と滞納繰越額の縮減に向けた取組を更に進めます。

大規模県有財産及び遊休県有財産(土地)の売却等の促進

公舎や一部職員住宅等の大規模県有財産で、老朽化が進み跡地の利用計画がないものについては、原則的に廃止・売却処分等を行います。

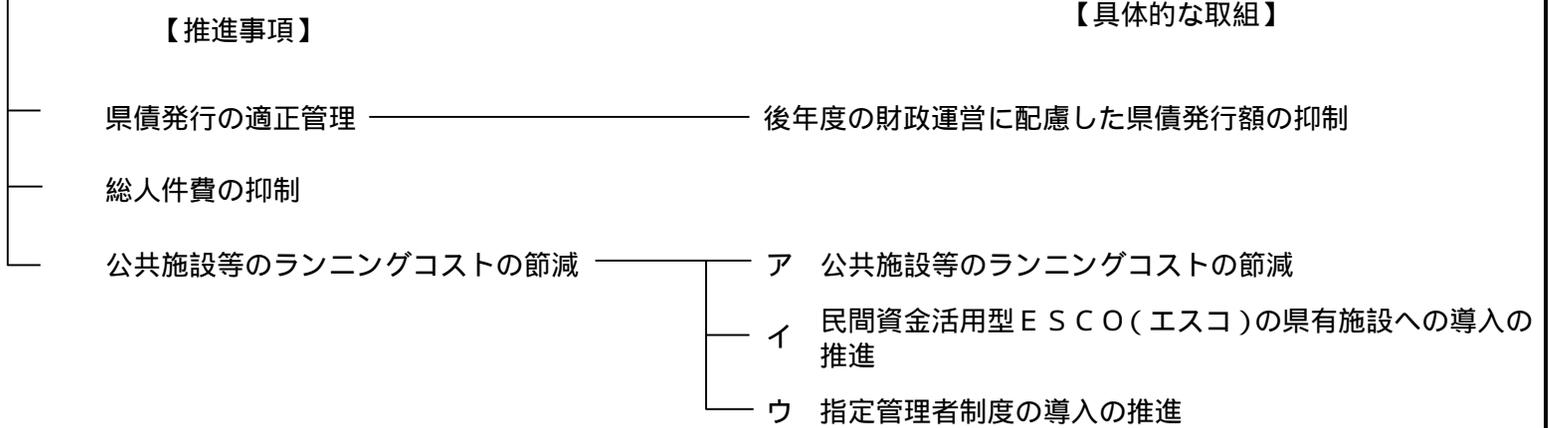
また、単独利用が困難な面積狭小などの遊休県有地は、管理経費の削減を図るため、積極的に売却処分等を行います。

適正な受益者負担を求める観点からの使用料及び手数料の見直し

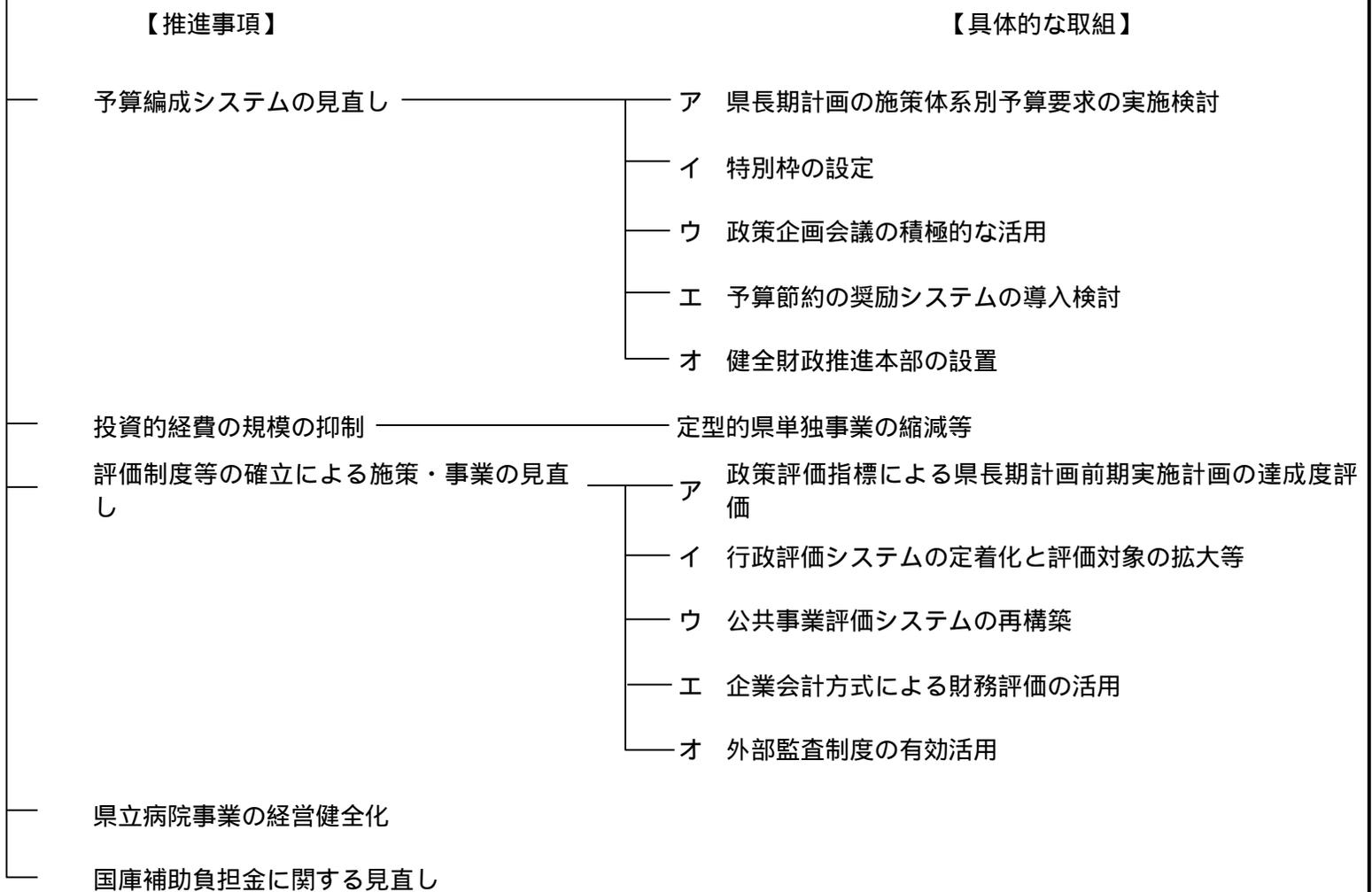
行政サービスを受ける特定の者の受益と負担の公平性を確保するため、物価の上昇率等を勘案しながら、社会経済情勢の動向を踏まえ、適正な改定を行います。

《推進の体系》

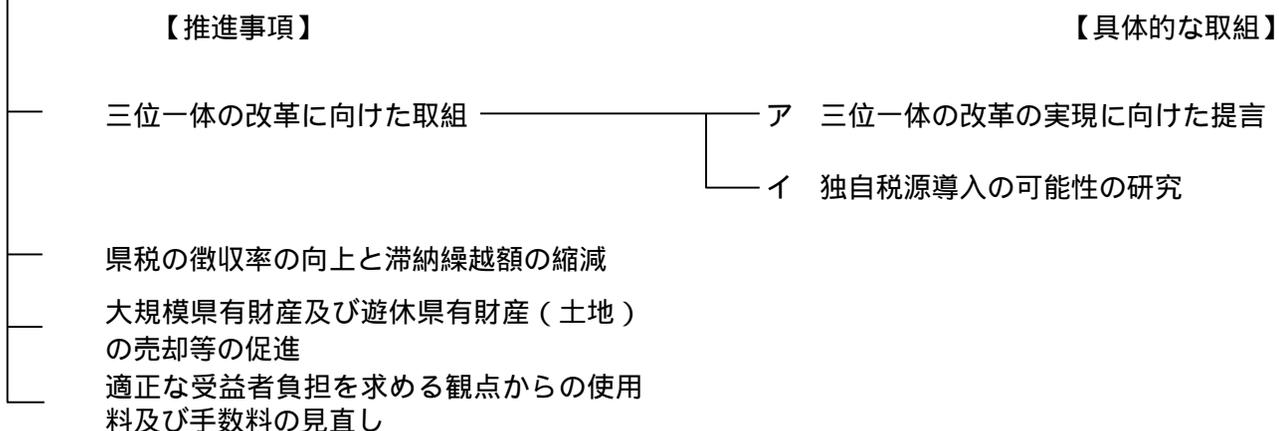
(1) 義務的経費の抑制



(2) 政策的経費等の重点・効率化



(3) 自主財源の確保



推進事項	(1)- 県債発行の適正管理				所管	総務部 管理局 財政課		
具体的な取組	後年度の財政運営に配慮した県債発行額の抑制				部課			
内容	将来世代の負担の軽減を図るため、当面「県債の新規発行額を公債費の額を超えない範囲内に抑制」することを新たな目標として、可能な限り県債発行の抑制を図る。							
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等			
県債発行額の抑制				→				
16年度までの主な進捗状況		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	県債依存率	14.1%	12.0%	10.2%	10.9%	15.0%	14.1%	13.4%
関連ホームページ	15年度までは決算、16年度は2月現計予算(繰越分を除く) 16年度については、2月現計予算(繰越分を除く)で公債費855億円に対し、県債発行額は900億円(NTT無利子貸付金及び借換債除く)							

県債依存率：歳入に占める当該年度の県債発行額の割合。

推進事項	(1)- 総人件費の抑制				所管	総務部 管理局 人事課 " 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)		
具体的な取組	同上				部課			
内容	厳しい財政状況を踏まえた定員・給与管理や超勤縮減を行うとともに、アウトソーシングの推進やIT技術の積極的な活用等による事務処理の簡素合理化、コスト意識を徹底した事務改善の推進などにより、総人件費の抑制を図る。							
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等			
厳しい財政状況を踏まえた定員・給与管理 (P66・67参照)			→	→	一般行政部門職員数の削減 :14~16年度 92人(2.0%) :17~21年度 450人(10.0%)			
事務処理の簡素合理化 やコスト意識を徹底した 事務改善の推進 (P69参照)				→				
16年度までの主な進捗状況	定員適正化計画の進捗状況 14年度~17年度までの4年間に一般行政部門職員数を92人(2.0%)削減する計画を1年前倒しで達成。 14年度実績 16人 15年度実績 34人 16年度実績 42人 17年度計画 - (新しい定員適正化計画へ) 計 92人 (参考) 新しい定員適正化計画 17年度~21年度までの5年間に一般行政部門職員数を450人(10.0%)削減							
関連ホームページ								

推進事項	(1)- 公共施設等のランニングコストの節減				所管 部 課	関係部課
具体的な取組	ア 公共施設等のランニングコストの節減					
内 容	アウトソーシングの推進やIT技術の積極的な活用等による管理運営体制の効率化、ファシリティマネジメントの導入などにより、公共施設等のランニングコスト(維持管理費・維持補修費)の節減を図る。併せて、料金収入のある施設については、利用率の向上を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
アウトソーシングやIT技術の積極的な活用等による管理運営体制の効率化				→		
ファシリティマネジメントの導入検討				→		
利用率向上による料金収入の拡大				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

ファシリティマネジメント：企業・団体が事業活動を展開するために自ら使用する施設・設備等(ファシリティ)を、経営的観点から総合的に企画・管理・活用する民間の経営管理手法。

推進事項	(1)- 公共施設等のランニングコストの節減				推 進 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	イ 民間資金活用型ESCO(エスコ)の県有施設への導入の推進					
内 容	厳しい財政状況を踏まえ、県有施設のエネルギー消費の節約を図ることを目的に、新しい省エネルギー事業手法であるESCO事業の導入が可能であるか、その手法の検討を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県有施設への導入方法の検討				→		
本庁舎への導入推進				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：本庁舎への導入可能性の調査、募集要項配付(16年12月)、事業者決定(17年3月)ESCO事業の説明会を実施。					
関連ホームページ						

ESCO(Energy Service Company)：ビルや工場の省エネルギー改善に必要な「技術」「設備」「人材」「資金」などを包括的に提供し、それまでの環境を損なうことなく省エネルギーを実現し、その効果を保証する事業。ESCO事業に必要な費用は、光熱水費の削減分に対応することを前提に、ESCO事業者が契約により省エネ効果を保証するため、新たな費用負担は発生しない。

推進事項	(1)- 公共施設等のランニングコストの節減				推 進 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 指定管理者制度の導入の推進					
内 容	多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図るよう努める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
指定管理者制度の導入				→	18年4月までに26施設に制度導入	
16年度までの主な進捗状況	16年度：「指定管理者制度の導入について」の制定 指定管理者制度導入予定施設のホームページでの公表開始					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/shitei/shitei.html					

指定管理者制度：平成15年9月施行の地方自治法の一部改正により、従来の管理委託制度に替わる公の施設の管理運営手法として導入された。制度の特徴として、民間事業者であっても指定管理者の指定を受けることができること、指定は議会の議決を経て行われること、指定管理者は条例の定めるところにより使用許可を行うことができること等が挙げられる。

推進事項	(2)- 予算編成システムの見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課 新行政推進局 行政システム改革課 企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア 県長期計画の施策体系別予算要求の実施検討					
内 容	限られた財源を有効活用するためには、県長期計画前期実施計画を基本に諸施策を推進していく必要がある。このため、各部局が主要な要求事業を県長期計画の施策体系に基づき整理し、「誇れる愛媛評価指標」及び行政評価の検証・評価結果を踏まえて、予算要求を行うよう検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
政策評価指標の評価を踏まえた予算要求の検討				→		
16年度までの主な進捗状況	現在、予算事項説明書の様式に県長期計画の政策体系を記載。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 予算編成システムの見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	イ 特別枠の設定					
内 容	限られた財源を有効に活用するため、県として戦略的に取り組む必要のあるテーマについて部局の枠を越え柔軟に予算の重点配分を行えるよう、「特別枠」を設定する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
特別枠の設定				→	17年度は、16年度に引き続き、新しい発想視点で従来の枠にとらわれない重点施策として、成果主義を取り入れた特別枠予算を検討。	
16年度までの主な進捗状況	16年度：当初予算において新しい発想視点で従来の枠にとらわれず、成果主義を取り入れた、一般財源ベースで10億円の特別枠を設定（実績：約10億円を重点配分） 15年度：6月補正予算において「第二次県政改革プラン」の具体化を図るため、予算額で10億円の特別枠を設定（実績：約12億円を重点配分） 14年度：当初予算において削減額を財源として一般財源ベースで10億円の特別枠を設定（実績：約11億円を重点配分）					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 予算編成システムの見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課 企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 政策企画会議の積極的な活用					
内 容	各部局が新規予算化を予定している重要な事業など、主要な施策や懸案事項について政策企画会議へ積極的に付議し、県勢発展の戦略づくりの場として活用する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
政策企画会議の積極的な活用				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>政策調整会(17年度に政策企画会議へ改組)開催状況</p> <p>16年度:5月(県長期計画や第二次県政改革プランの推進にあたり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項) 11月(県長期計画や第二次県政改革プランの推進にあたり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項)</p> <p>15年度:11月(県長期計画や第二次県政改革プランの推進にあたり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項) 4月(大規模施設等の優先順位について、6月補正予算に向けた懸案事項)</p> <p>14年度:10月(県長期計画の推進に当たり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項) 5月(県長期計画の推進に当たり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項)</p> <p>13年度:11月(県長期計画の推進及び14年度当初予算〔21世紀枠〕計上に係る懸案事項) 7月(9月補正予算及び14年度当初予算に向けた懸案事項)</p> <p>12年度:11月(県長期計画前期実施計画への掲載事業) 6月(県政推進に係る当面の課題)</p> <p>11年度:12月(当初予算のうち特に重要な政策予算)</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 予算編成システムの見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	エ 予算節約の奨励システムの導入検討					
内 容	予算の節約や遊休施設財産売却による財源確保を行う場合には、次年度補正予算以降に加算するメリットシステムを16年度当初予算で導入。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
予算節約の奨励システムの導入検討				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 予算編成システムの見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	オ 健全財政推進本部の設置					
内 容	全庁一丸となって財政体質の強化を図り、基金等の繰入に依存しない財政運営の早期実現を目指し、健全な財政運営を行うための改善策等を協議・検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
健全財政推進本部の設置				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>健全財政推進本部開催状況</p> <p>16年度:11月(中期財政見直し及び17年度当初予算編成のポイント) 15年度:12月(特別枠(愛媛スタンダード枠)予算について) 11月(健全財政推進本部の設置)</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 投資的経費の規模の抑制				所管 部 課	総務部 管理局 財政課	
具体的な取組	定型的県単独事業の縮減等						
内 容	財政状況がひっ迫している中、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、投資的経費のうち、特に定型的県単独事業について本県の財政的な体力に見合った規模に抑制する。また、県有施設の整備を抑制する。						
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等		
定型的県単独事業の縮減				→	17年度は、大変厳しい財政状況の中、さらなる事業見直しに努め、県民が真に必要な事業を選択する。 なお、17年度の定型的県単独事業については、当面16年度9月現計予算の80%で要求することとした。		
県有施設の整備の抑制				→			
16年度までの主な進捗状況		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	定型的県単独事業対前年比	96.4% (最終予算)	95.0% (最終予算)	87.2% (最終予算)	81.6% (最終予算)	68.1% (最終予算)	84.2% (最終予算)
関連ホームページ							

推進事項	(2)- 評価制度等の確立による施策・事業の見直し				所管 部 課	企画情報部 管理局 企画調整課	
具体的な取組	ア 政策評価指標による県長期計画前期実施計画の達成度評価						
内 容	県長期計画前期実施計画に基づく施策・事業の進捗状況及び「誇れる愛媛評価指標」(17年度を目標とする162項目の目標値)の達成度の検証・公表を行う。						
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等		
県長期計画前期実施計画に掲載した全事業の進捗状況の把握及び公表				→			
「誇れる愛媛評価指標」に掲げた各項目の目標値の各年度の達成状況の把握及び公表				→			
16年度までの主な進捗状況	16年度：県長期計画前期実施計画の掲載事業の進捗状況及び誇れる愛媛評価指標の検証・公表 15年度：県長期計画前期実施計画の掲載事業の進捗状況及び誇れる愛媛評価指標の検証・公表 14年度：県長期計画前期実施計画の掲載事業の進捗状況及び誇れる愛媛評価指標の検証・公表 13年度：県長期計画前期実施計画の進行管理開始(掲載事業の進捗状況のみ) 12年度：「誇れる愛媛評価指標」を設定。						
関連ホームページ	第五次愛媛県長期計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/main/chokei.htm 第五次愛媛県長期計画前期実施計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/jyuuten/dai5jityouki.htm						

推進事項	(2)- 評価制度等の確立による施策・事業の見直し				所管	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	イ 行政評価システムの定着化と評価対象の拡大等				部課	
内容	行政評価システムの定着化を図りながら、段階的に評価対象を拡大し、より多くの事業を見直すとともに、県民ニーズの多様化に対応した新たな評価システム(政策・事務事業評価、公共施設評価、大規模建設事業事前評価など)の構築に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
システムの改善・評価対象の拡大				→		
システムの電子化				→		
第三者評価導入等の検討・実施				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：政策・事務事業評価の実施、公共施設評価の実施、大規模建設事業事前評価システムの導入。 15年度：政策・事務事業評価の実施、公共施設評価の実施、大規模建設事業事前評価システムの導入検討。 14年度：事務事業評価の実施、公共施設評価の試行。 13年度：行政評価システム(事務事業評価)の本格導入。 12年度：行政評価システムの調査・検討、試行、構築。					
関連ホームページ	行政評価システムのページ： http://www.pref.ehime.jp/hyouka/hyouka11.htm					

推進事項	(2)- 評価制度等の確立による施策・事業の見直し				所管	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室 農林水産部 農業振興局 農地整備課
具体的な取組	ウ 公共事業評価システムの再構築				部課	
内容	再評価については、10年度から、農林水産部及び土木部所管の事業のうち一定期間を経過した補助事業等を対象に第三者で構成する「公共事業再評価委員会」において次年度以降の継続・中止等の審議を行っており、引き続きその取組を継続する。 また、新規採択時評価については、箇毎の事業化の優先度を評価する「愛媛県公共投資評価指標」の見直し等の検討を行うとともに、新たに事後評価(完了した事業箇所の評価)についても、国の動向を見ながら導入を検討する。 今後ともより一層効率的な公共投資の実施を図るため、事業前～事業途中～事業後と一貫した評価システムの構築に向けて取り組んでいく。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
新規採択時評価の見直し検討				→		
「公共事業再評価システム」による再評価の実施				→		
「事後評価システム」の導入検討				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：1回(対象事業16件)の再評価委員会を開催し、16件全ての継続を決定。 15年度：2回(対象事業40件)の再評価委員会を開催し、40件全ての継続を決定。 14年度：2回(対象事業20件)の再評価委員会を開催し、継続18件、中止1件、休止1件を決定。 13年度：2回(対象事業19件)の再評価委員会を開催し、継続18件、中止1件を決定。 12年度：4回(対象事業26件)の再評価委員会を開催し、継続25件、中止1件を決定。 11年度：2回(対象事業30件)の再評価委員会を開催し、継続29件、中止1件を決定。 10年度：「公共事業再評価システム」を導入し、3回(対象事業125件)の再評価委員会において125件全ての継続を決定。また、「愛媛県公共投資評価指標」による新規採択時評価を開始。					
関連ホームページ	公共事業の推進のページ： http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/kabetu/kanri/kikaku/index.htm					

推進事項	(2)- 評価制度等の確立による施策・事業の見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	工 企業会計方式による財務評価の活用					
内 容	県の財政事情に関する県民への情報提供の充実や企業経営的発想による財政運営の効率化等を図るため、資産と負債の対応関係を明らかにする「バランスシート」や人的サービス・給付サービスなど資産形成につながらない行政コストを明らかにする「行政コスト計算書」の作成・公表に取り組む。 また、将来的には、施策・事業の評価やコスト管理の徹底などの経営分析的な観点から、分野別の「バランスシート」や「行政コスト計算書」の作成等も検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「バランスシート」の作成・公表				→		
「行政コスト計算書」の作成・公表				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度:「バランスシート」を作成・公表(基準日:16年3月31日現在)。 15年度:「バランスシート」を作成・公表(基準日:15年3月31日現在)。 14年度:「バランスシート」を作成・公表(基準日:14年3月31日現在)。 13年度:「バランスシート」を作成・公表(基準日:13年3月31日現在)。					
関連ホームページ	「バランスシート」「行政コスト計算書」「県全体のバランスシート」のページ: http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00005375040722/balance15.htm					

推進事項	(2)- 評価制度等の確立による施策・事業の見直し				所管 部 課	総務部 管理局 人事課 (監査事務局 監査第一課)
具体的な取組	オ 外部監査制度の有効活用					
内 容	地方公共団体の組織に属さない外部の専門家が監査を行うという外部監査の特性を活用し、監査結果を事務事業の見直し等に積極的に反映させていく。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
外部監査の監査結果に基づいた事務事業の見直し等の実施				→		
16年度までの主な進捗状況	監査テーマ 16年度:情報システムの経済性・効率性・有効性及び安全性について 15年度:外郭団体(11団体)への補助及び委託(42項目について改善指摘) 14年度:県立病院事業の経営と管理(56項目について改善指摘) 13年度:(財)愛媛県農業開発公社、愛媛県生活つなぎ資金協会、愛媛県歴史文化博物館、愛媛県総合科学博物館及び愛媛県生涯学習センターの管理、県税の賦課徴収事務(62項目について改善指摘) 12年度:財政援助5団体の管理と県の財務(45項目について改善指摘) 11年度:「債権管理」及び「県有財産(土地・建物)の取得又は処分」(10項目について改善指摘)					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/150shoyokoku/040kansa/00002667030328/kansaHP/gaibu/gaibukansa.htm					

推進事項	(2)- 県立病院事業の経営健全化				所管	公営企業管理局 県立病院課	
具体的な取組	同上				部課		
内容	16年3月策定の「第2次愛媛県立病院財政健全化計画」(計画期間:16年度~20年度)に基づき、診療機能の見直し等による収益の増加及び費用の節減を図り、第1次計画(計画期間:11年度~15年度)に引き続き、単年度収支の均衡及び累積欠損金の縮減を図る。						
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等		
県立病院の自助努力による収益増加方策・経費削減方策の実施				→	単年度収支の均衡及び累積欠損金の縮減		
適正な基準に基づく一般会計からの繰出金の支出				→			
16年度までの主な進捗状況		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
	単年度収支	2,080 百万円	234 百万円	73 百万円	247 百万円	28 百万円	138 百万円
	累積欠損金	21,942 百万円	22,176 百万円	22,103 百万円	21,856 百万円	21,828 百万円	21,690 百万円
	診療科の新規標榜、周産期病床等の増床、一般病床及びICU機能の見直し、院外処方せんの発行、臨床検査部門の合理化、看護職員研修の強化・体系化等計画に盛り込んでいる主な方策については実施済。 14、15年度において、ガンマナイフの導入、今治病院心臓血管外科設置、専攻医の増員、医師研修の充実、IT化の推進等を実施。 16年度においては、新計画に基づき、診療科や病床数の見直しを行うとともに、中央病院建替え基本計画の策定、PET整備等を実施中						
関連ホームページ	県立病院のページ： http://www.eph.pref.ehime.jp/						

推進事項	(2)- 国庫補助負担金に関する見直し				所管	総務部管理局 財政課 (関係部課)	
具体的な取組	同上				部課		
内容	現在国において廃止等の見直しが行われている国庫補助負担金について、本県における国庫補助負担金の受け入れ状況等に関する分析を行い、分析結果に基づく受け入れの必要性について検討を行う。 また、必要と思われるものについても国の制度の制定・改廃状況を把握しながら制度の妥当性を検討し、国の制度の見直しが必要と思われるものについて知事会等を通じた提言を行うとともに、受け入れの際に県の内部で生じる事務について可能な限り手続の簡素化に取り組む。						
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等		
分析結果に基づく受け入れの必要性の検討				→			
国の制度の見直しが必要と思われるものについての知事会等を通じた提言及び県の内部で生じる事務についての手続の簡素化				→			
16年度までの主な進捗状況	16年度：国庫補助負担金の問題点の把握と国への改善要望 15年度：国庫補助負担金の運用面における問題点の把握と国への改善要望 14年度：本県における国庫補助負担金の受け入れ状況についての把握						
関連ホームページ							

推進事項	(3)- 三位一体の改革に向けた取組				所管 部 課	総務部 管理局 財政課 " 税務課 (関係部課)
具体的な取組	ア 三位一体の改革の実現に向けた提言					
内 容	地方分権時代に相応しい地方税財政基盤の確立を目指した三位一体の改革の実現に向け、国・地方の税源配分のあり方や団体間の税源偏在是正のあり方について、全国知事会等を通じて国へ提言を行うとともに、地方税源の充実確保を図るため、独自税源導入の可能性を研究する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
全国知事会等を通じた提言				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(3)- 三位一体の改革に向けた取組				所管 部 課	総務部 管理局 税務課
具体的な取組	イ 独自税源導入の可能性の研究					
内 容	地方税源の充実確保を図るため、地方税法の標準税率を超過する税率による課税や法定外普通税・目的税の創設など、課税自主権の活用による独自税源導入について、受益と負担との関係や公平性などの問題点を整理し、その可能性を研究する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
独自税源導入の可能性の研究				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：愛媛県森林環境税条例を制定。 産業廃棄物税について、「産業廃棄物税検討会」を設置して検討を行い、報告書を知事に提出。 15年度：森林環境税について検討するため、学識経験者等による「森林環境税導入のための税制検討委員会」及び「森林環境税の活用による森づくり検討委員会」を設置。 14年度：産業廃棄物税について四国4県で共同研究をするため、4県の廃棄物担当及び税務担当による事務レベルの研究会を設置。 12年度：事務レベルの「愛媛県税制研究会」を発足。					
関連ホームページ						

推進事項	(3)- 県税の徴収率の向上と滞納繰越額の縮減				所管 部 課	総務部 管理局 税務課	
具体的な取組	同上						
内 容	「大多数の納期内納税者」の視点にたつて的確に滞納整理を実施するため、財産調査の強化や滞納整理特別強化月間を設定するとともに、「愛媛県徴収確保対策本部」を設置し、縮減目標の設定と的確な進行管理を行うことにより、県税の滞納の縮減を図る。						
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等		
効果的な滞納整理による徴収率の向上				→	15年度実績に対して、16年度から5年間で徴収率を2%向上させる。		
16年度までの主な進捗状況		11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度 (12月末現在)
	県税徴収率 (現年課税分)	95.34% (98.82%)	95.73% (98.99%)	95.60% (99.00%)	94.50% (98.39%)	94.44% (98.94%)	88.41% (92.39%)
	県税収入未済額 (出納閉鎖時点)	5,913 百万円	5,982 百万円	6,022 百万円	6,628 百万円	5,666 百万円	12,594 百万円
16年度までの主な進捗状況	16年度：法律に基づいた的確な滞納処分の実施と、利便性の向上に伴う自主納付促進策。 自動車税納期内納付キャンペーン、口座振替促進運動、年末滞納クリーンアップ月間 等。 15年度：進行管理の徹底、自動車税徴収総動員体制の構築等抜本的改革を実施。 14年度：新たに個人県民税の市町村との共同催告等を実施。 13年度：自動車税及び個人事業税の口座振替納税制度の導入。 11年度：「県税徴収確保対策委員会」の設置。						
関連ホームページ	自動車税滞納繰越額縮減5カ年計画のページ ： http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00006004050107/index.html 県税のしおりのページ： http://www.pref.ehime.jp/guide/kenzei13.htm 自動車税等の口座振替のページ ： http://www.pref.ehime.jp/010soumu/050zeimu/00004429040202/jidosya.html						

推進事項	(3)- 大規模県有財産及び遊休県有財産(土地)の売却等の促進				所管 部 課	総務部 管理局 総務管理課
具体的な取組	同上					
内 容	公舎や一部職員住宅等の大規模県有財産で、老朽化が進み跡地の利用計画がないものについては、原則的に廃止・売却処分等を行う。また、遊休県有財産について、単独利用が困難な面積狭小などの県有地は、管理経費の削減を図るため、積極的に売却処分等を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
売却等の促進				→	できるだけ早期の売却処分を実施。	
16年度までの 主な進捗状況		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	売却による 歳入の確保	3件入札のうち 1件売却 43百万円	4件入札のうち 3件売却 1,712百万円	6件入札等のうち 6件売却 419百万円	4件入札等のうち 2件売却 195百万円	4件入札等のうち 3件売却 287百万円
関連ホームページ						

推進事項	(3)- 適正な受益者負担を求める観点からの使用料及び手数料の見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	同上					
内 容	行政サービスを受ける特定の者の受益と負担の公平性を確保するため、物価の上昇率等を勘案しながら、社会経済情勢の動向を踏まえ、適正な改定を行う。なお、手数料については、国が定める標準政令の見直し(原則3年ごと)に併せて改定を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
使用料・手数料の見直し				→ (標準政令見直し予定)		
16年度までの 主な進捗状況	11年度:12年4月からの地方分権一括法の施行に伴う手数料条例の制定に併せて、手数料の見直しを実施。					
	8年度:9年4月からの消費税の税率引上げ及び地方消費税の創設に伴い、県独自で料金を設定していた使用料及び手数料等の改定を実施。					
関連ホームページ						

2 本格的な業務プロセス改革の実施

<推進の方向>

(1) 民間活力を積極的に活用した事業の展開

アウトソーシングの推進

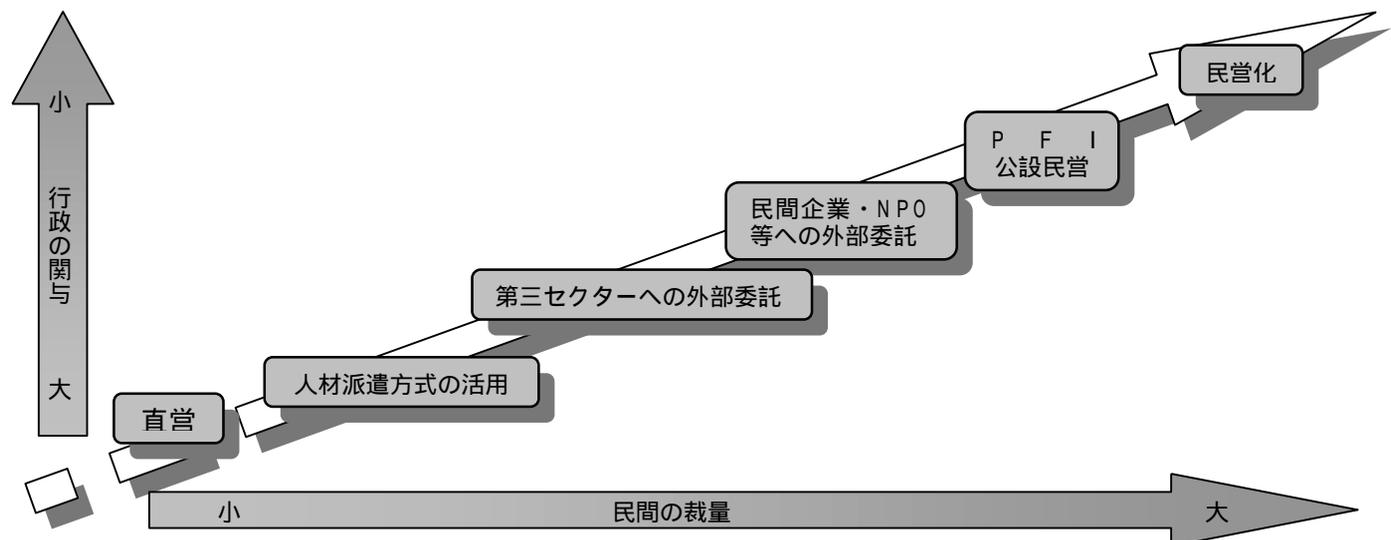
民間活力を活用して効率的で質の高いサービスを提供する行政体制を構築するため、従来の慣例にとらわれることなく、内部事務を含めた県の事務事業全般について業務の実施プロセスを含めた抜本的な見直しを行い、費用対効果、県民サービスの維持向上などの観点から検証を行ったうえで、積極的にアウトソーシングを推進します。

具体的には、県の業務執行に当たっては、法令上の規定等により直接執行が必要とされるものの他は、政策立案、規制・誘導、調整、支援等を行うことを主眼とし、サービス提供など具体的な事務事業の実施については、「民間でできる分野は民間に委ねる」ことを基本に、従来からの第三セクターや民間企業等への外部委託だけでなく、「民営化」や「PFI」の活用などを含め幅広い観点から取組を進めます。

なお、従来は費用対効果の面で外部委託が難しいとされていたものについても、典型的な事務を一括取りまとめ、スケールメリットを発揮させることにより委託できないかを検討します。

アウトソーシング：アウト(外部)とソーシング(資源化)からなる言葉で「外部に資源を求める」といった意味があり「業務の外部委託」とも言えますが、アウトソーシングは従来型の外部委託よりも幅広い意味合いがあることから、あえてアウトソーシングという言葉を用いています。

PFI：民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を民間主導で行う手法。



公共工事コストの縮減

公共工事コスト縮減対策の一環として、VE(バリュー・エンジニアリング)方式による工事発注に取り組んでおり、民間の技術提案の積極的な採用を進めます。

VE(バリュー・エンジニアリング)：目的物の機能を低下させずにコストを削減し、又は同等のコストで機能を向上させるための技術。

土砂が堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等としての有効活用が見込める箇所において、民間活力を導入することにより、効率的に河床掘削と土砂の有効利用を行う治水対策協働モデル事業を推進します。

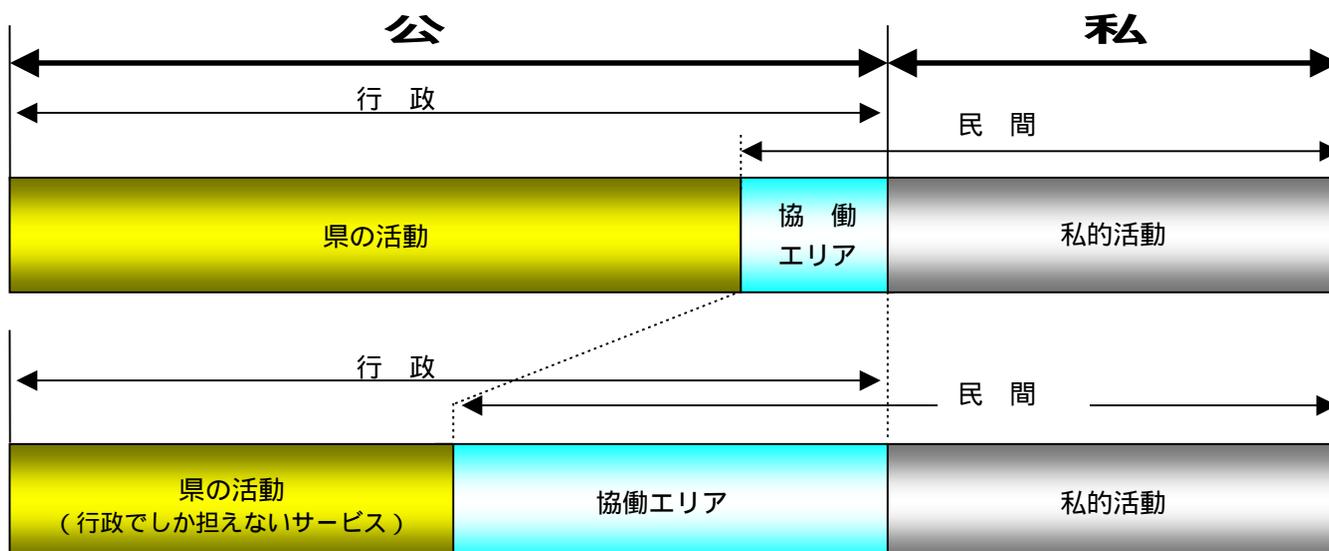
《新たなコスト削減対策の視点》

- ア 工事コストの低減
- イ 工事の時間的コストの低減
- ウ ライフサイクルコストの低減
- エ 工事における社会的コストの低減
- オ 工事の効率性向上による長期的コストの低減

県民との協働の推進

社会経済情勢が変化し多様な社会的ニーズが発生する中で、NPO・ボランティア団体等の市民活動は、行政だけではできない柔軟な対応や専門性が期待できることから、公共サービスの担い手の一つとして、その能力を十分に発揮し大きな役割を果たすことが期待されています。

効果的・効率的な公共サービスを提供するため、NPO・ボランティア団体等との役割分担を明確にしながらか協働関係を構築し、連携を深めるとともに、NPO・ボランティア団体等の活動を促進するための環境整備を図ります。



各種関係団体に対する助成事業の見直し

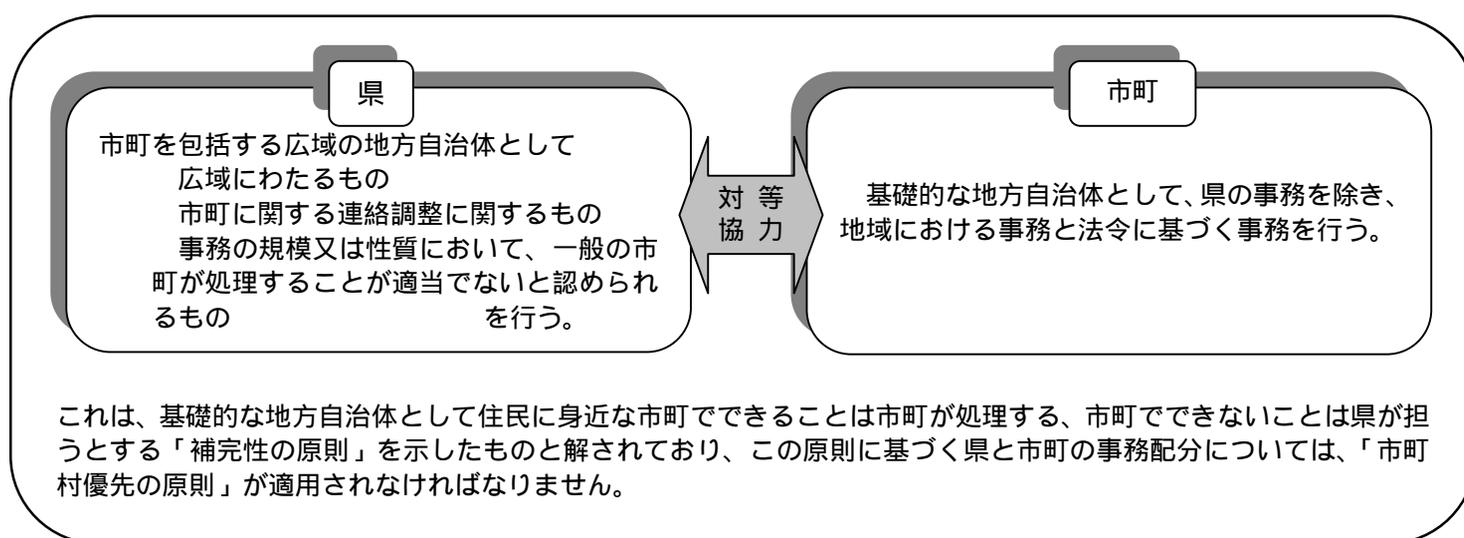
各種関係団体に対する助成事業について、零細(少額)補助や長期の定額補助等は見直すとともに、引き続き必要な事業についても、団体の運営助成から事業助成への転換、実績重視から企画重視への転換を図ります。

(2) 県と市町の役割分担の明確化と市町の自立促進

市町への更なる権限移譲の推進

個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するために平成12年4月に施行された「地方分権一括法」(地方自治法の一部改正)によって県と市町の役割分担が明確化されたことを踏まえ、市町が主役として可能な限り自らの判断と責任で施策・事業を推進できるよう、取組を進める必要があります。

県独自による市町への権限移譲については、平成14年4月現在、47法令等関係278事項の事務権限を移譲していますが、「**住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な市町に委ねる**」ことを基本に、市町の意向と自主性を尊重しながら、更に推進します。



県単独補助制度の見直し

真の地方分権を目指して、住民に身近な市町の自主性・自立性を高めるため、既存の県単独補助制度を見直し、市町の裁量範囲を広げた新たな助成制度を創設するとともに、補助金交付手続の簡素合理化等を検討します。

事業計画段階での市町の意見聴取手続の制度化検討

県と市町が対等・協力の関係の下で連携しながら事業推進が図れるよう、県事業の実施に当たって市町の協力が必要なものについては、その計画段階で関係する市町の意見を聴取し事業実施に反映させる仕組みの制度化を検討します。

県と市町の間的事務改善

県と市町の対等・協力の関係の実現に向けて、県の市町行政への関わり方等を見直すとともに、事務手続における市町の負担軽減を図るため、調査・照会等やヒアリング手続などの効率化を図ります。

市町の自主的合併への支援

市町の行財政基盤を強化し、行政サービスの維持・向上を図るとともに、住民の生活圏の拡がりに対応するため、市町等の合併に向けた自主的な取組を積極的に支援します。また、合併後の市町については、充実したまちづくりが進められるよう助言等を行い

ます。

市町の人材育成の支援

市町の人材育成について、県と市町が対等のイコールパートナーであることや自己責任、自主・自立という観点を踏まえ、市町職員研修のあり方や県の関与のあり方の見直しを検討します。

道州制など新しい広域自治体像の研究等

広域自治体としての機能や役割を一層完結して発揮できるよう、国から県へ権限移譲が望ましい事項や個別制度の改正等、更には四国をモデルにしたあるべき道州制像などについて研究・検討し、国に提言します。

また、将来の四国州を見据えながら、「四国はひとつ」を目指した各種連携施策を推進し、4県連携による四国の総合力の向上やスケールメリットを生かした事業の効率化を図るとともに、これまでの各県ごとのフルセット主義からの脱却を図るため、各県間の役割分担や施設等の機能分担についての検討を進めます。

機関委任事務制度の廃止と自治事務化等に伴う施策・事業のあり方の見直し

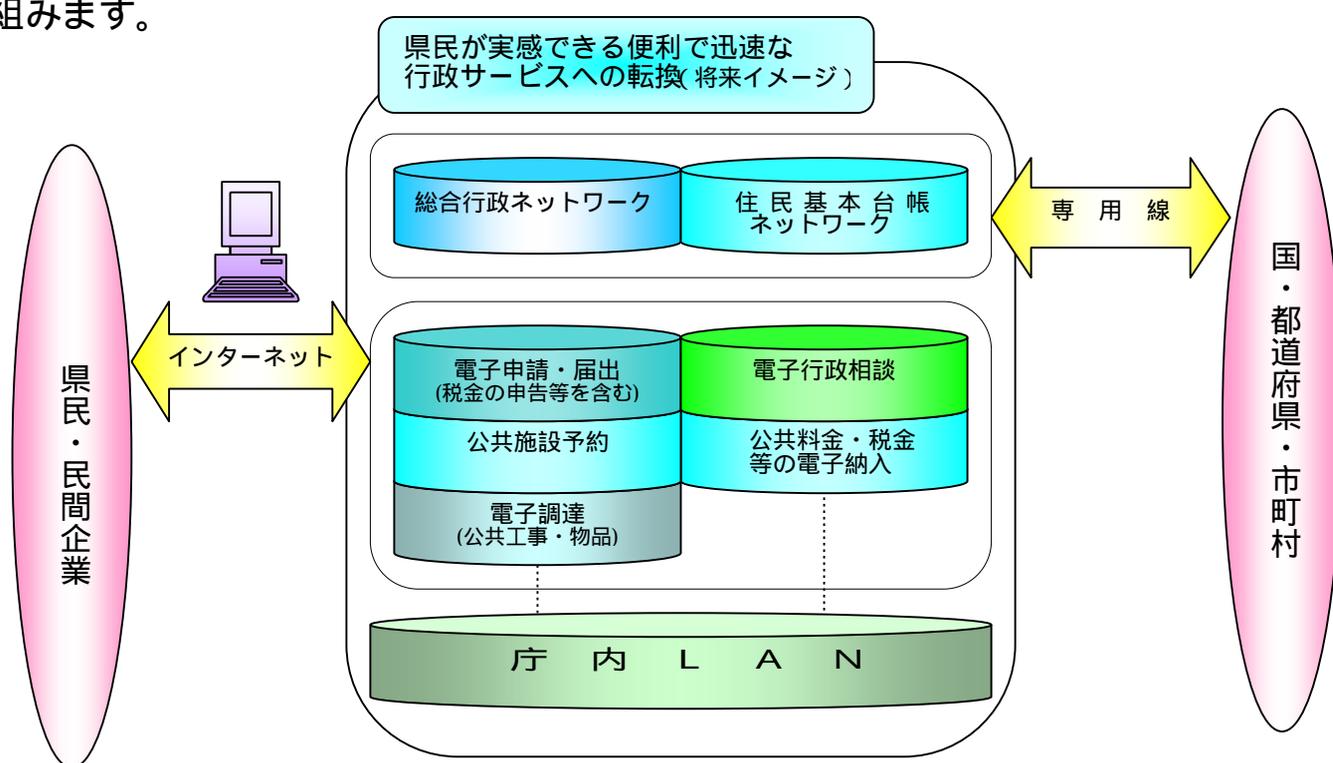
機関委任事務制度の廃止と自治事務化等に伴い拡充した裁量を活かし、特に広域的自治体として県が取り組むべき諸施策の連携強化など施策・事業の総合性や実効性などを高める仕組みを検討します。

(3) ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換と内部管理業務システムの再構築

ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換

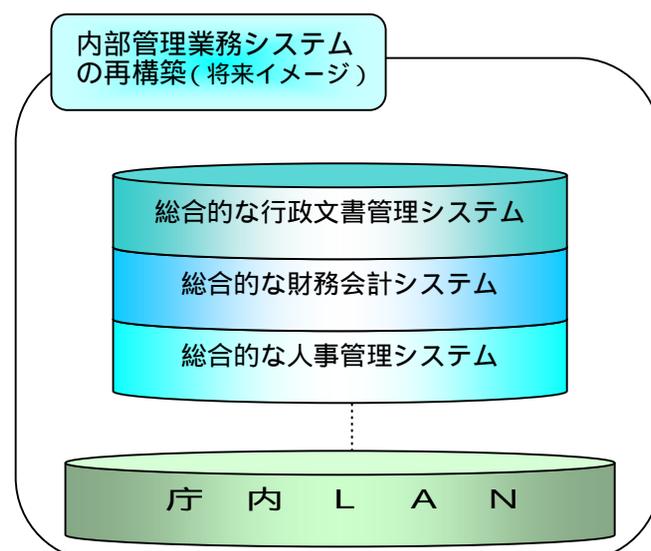
県民や事業者が実感できる便利で迅速な行政サービスへの転換を図るため、ITを積極的に活用し、県民のライフスタイルや事業活動に即して各種の行政サービスをいつでもどこでも必要に応じて受けられるよう、電子申請システム等の整備を進めます。

なお、ITの活用にあたっては、県民の利便性及び業務の効率性などの向上とコスト負担(初期投資とランニングコスト)のバランスを最適化することはもちろんのこと、従来の慣例やルールにとらわれることなく、事件の発生から処理、管理までのトータルなシステム化、経由事務の廃止、関与者の限定、決裁権限の現場及び下位権者への移譲、添付書類の廃止・簡素化、手続そのものの廃止など業務プロセスを見直すとともに、業務の集中化及び組織の再編など従来の制度や組織を抜本的に見直すことも念頭に置いて取り組みます。



ITを活用した内部管理業務システムの再構築

本県の事務運営の基本となる決裁及び行政文書の管理、財務会計の管理、人事及び給与の管理などの基幹となる内部管理業務についても、ITを活用し、行政コストの削減と業務のスピードアップなどに向けて業務システムの再構築に取り組みます。なお、ITの活用にあたっては、「便利で迅速な行政サービスへの転換」の場合と同様、従来の慣例やルールにとらわれることなく、仕事の進め方や制度・システムを抜本的に見直すことに留意して進めます。



総務系業務の見直し

各課に点在する定型的でマニュアル化可能な県民サービスに直結しない庶務・人事・給与・物品調達といった総務系業務について、包括的な標準化・集中化及びアウトソーシング（民間への包括委託）の導入が可能であるか検討します。

（４）県政運営の透明性の向上と説明責任の徹底

県政運営の透明性の向上

県政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、県民の「知る権利」を最大限に尊重した愛媛県情報公開条例、県が個人情報を取り扱う際の基本的なルールと県に対して開示等を請求できる権利を定めた愛媛県個人情報保護条例、行政手続法や愛媛県行政手続条例の趣旨・目的や内容について、職員の意識啓発や県民への周知・普及に努め、適正な運用を図ります。

また、規制緩和推進の観点から、県が独自に設けている許認可等の規制の廃止・緩和や事務手続の簡素化・迅速化に更に取り組むほか、公共工事の入札・契約手続とその運用について、公平性・透明性・競争性の一層の向上を図ります。

積極的な情報提供による説明責任の徹底

県政運営が県民にとってより開かれたものとなるには、求められた情報を提供するだけでなく、県民に対し県自らがその活動の状況をわかりやすく積極的に明らかにし、説明責任を果たしていく必要があります。

このため、県ホームページからの情報発信機能の充実に取り組むとともに、県民の県政への参加機会の拡充につながる課題提起型の広報活動の充実・強化を図ります。

（５）政策決定過程への県民参加の促進と県民ニーズの把握・反映システムの構築

政策決定過程への県民参加の促進

県民が県政へ参加できる仕組みづくりを進めるため、パブリック・コメント制度の定着化と対象範囲の拡大、計画の段階から県民の意見を求めるパブリック・インボルブメントなどのコミュニケーション型事業手法の公共工事への導入に取り組むほか、委員会・審議会等の会議の原則公開と公募委員及び女性委員の積極的な登用を更に進めます。

パブリック・コメント制度：県の施策に関する基本的な計画等の立案に当たって、その趣旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行う制度。13年4月から導入。

パブリック・インボルブメント：公共工事の推進に当たって、様々な関係者に対して計画の当初から情報提供し、意見をフィードバックして計画内容に反映するなど、住民との合意形成を進める手法。

県民ニーズの把握・反映システムの構築

県民の声が知事に直接届く広聴システムの構築や県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実、県民苦情相談委員制度の導入検討など県政に対する県民からの意見や提案等を幅広く聴くための手法を充実させるとともに、県民の意見や提案等の施策への反映状況を明確化し県民への周知を図るため、各種広聴制度に基づく県民の声データベースの構築に取り組みます。

(6) 新しいマネジメント意識の導入

県自らが環境にやさしいオフィスづくりを推進するとともに、ISO14001に基づく環境マネジメントシステムを運用し、環境配慮に積極的に取り組みます。

ISO14001 : 国際標準化機構が発行する環境マネジメントの規格。環境に関する経営方針や目標の作成、その具体化のための組織の構造、責任、プロセスなどの基準を定める。

《推進の体系》

(1) 民間活力を積極的に活用した事業の展開

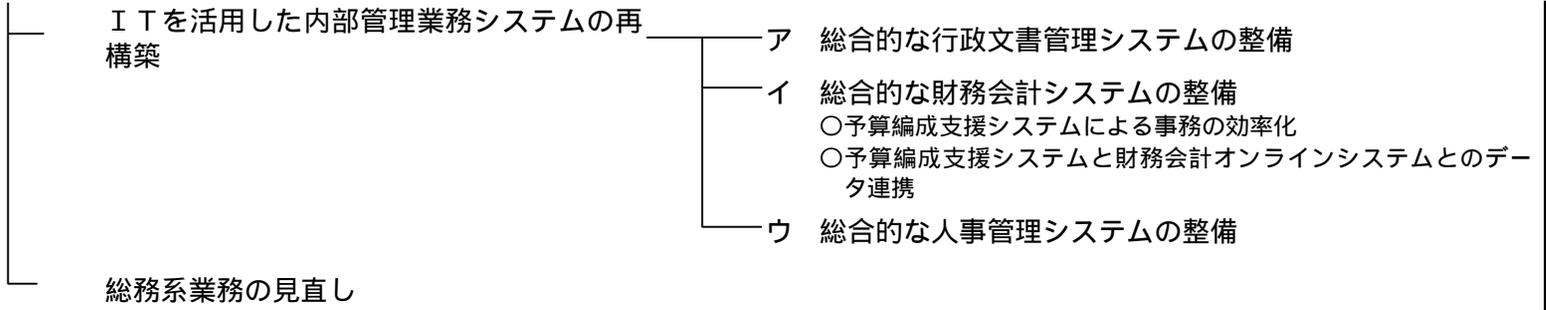
【推進事項】	【具体的な取組】
アウトソーシングの推進	<ul style="list-style-type: none"> ア 既存業務の外部委託の推進 イ P F I方式の導入推進 ウ 民間資金活用型E S C O(エスコ)の県有施設への導入の推進 エ 指定管理者制度の導入の推進
公共工事コストの縮減	<ul style="list-style-type: none"> ア 契約後V E方式の試行 イ 治水対策協働モデル事業の推進
県民との協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> ア N P O・ボランティア団体等の協働領域の拡大 イ アダプトプログラムの推進
各種関係団体に対する助成事業の見直し	

(2) 県と市町の役割分担の明確化と市町の自立促進

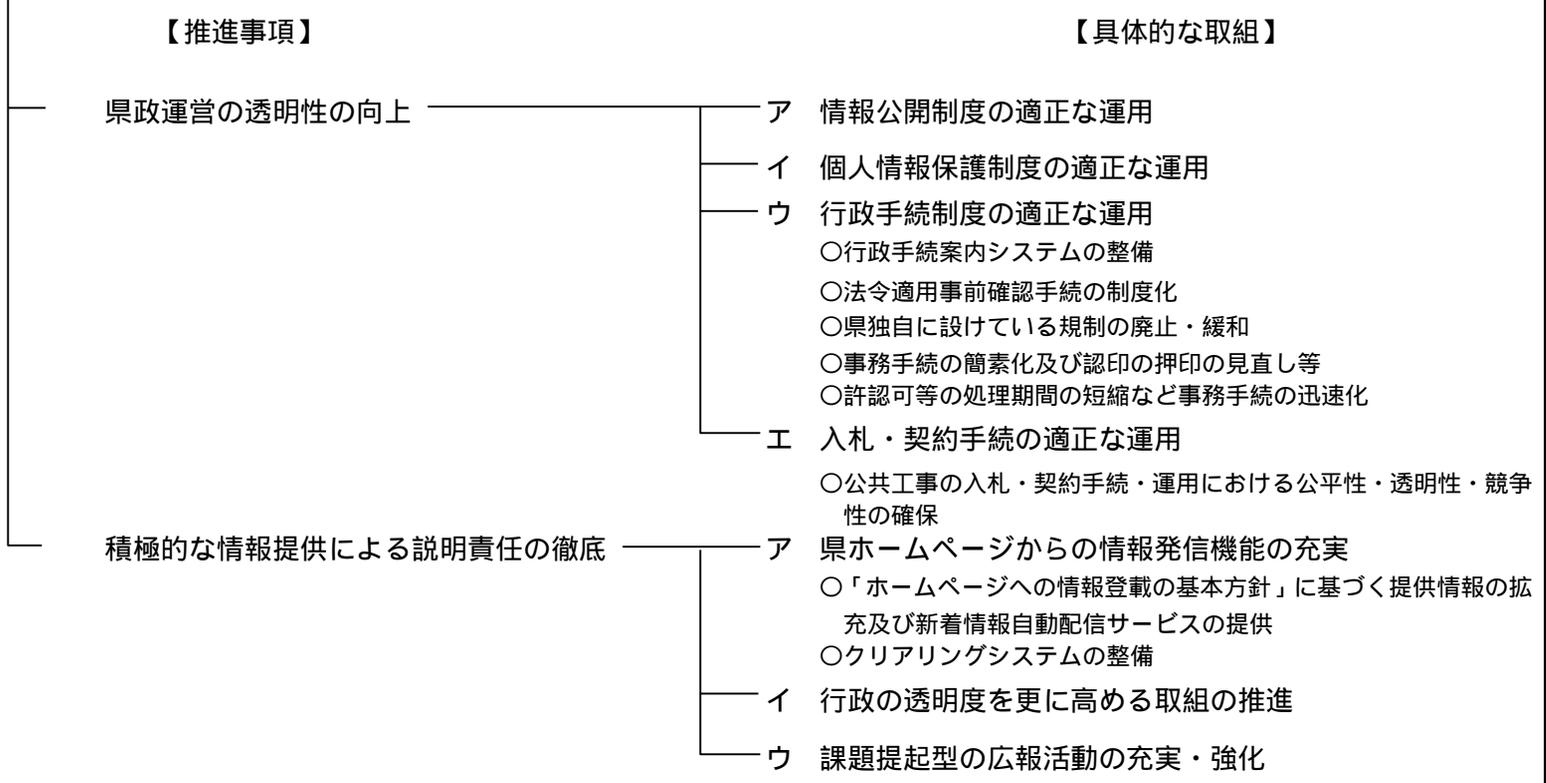
【推進事項】	【具体的な取組】
市町への更なる権限移譲の推進	<ul style="list-style-type: none"> ア 松山市(中核市)の保健・医療・福祉サービスに関する事務権限の拡充 イ 今治市及び新居浜市に対する特例市並みの事務権限の拡充 ウ 今後の市町合併の進展に対応した権限移譲のあり方の検討等
県単独補助制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ア 誇れるふるさとづくり総合支援補助金制度の創設 イ 既存の県単独補助金制度の整理合理化 ウ 補助条件の緩和・弾力化や交付手続の簡素合理化
事業計画段階での市町の意見聴取手続の制度化検討	
県と市町の間的事務改善	<ul style="list-style-type: none"> ア 公共施設等の地元市町への移管等の検討 イ 市町に対する関与等の見直し
市町の自主的合併への支援	
市町の人材育成の支援	市町職員研修のあり方の検討
道州制など新しい広域自治体像の研究等	<ul style="list-style-type: none"> ア 道州制など新しい広域自治体像の研究等 イ 四国各県との連携の推進や役割・機能分担の検討
機関委任事務制度の廃止と自治事務化等に 伴う施策・事業のあり方を見直し	拡充した裁量を活かした許認可等の審査基準等の見直しや新たな条例等の制定の検討

(3) I Tを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換と内部管理業務システムの再構築

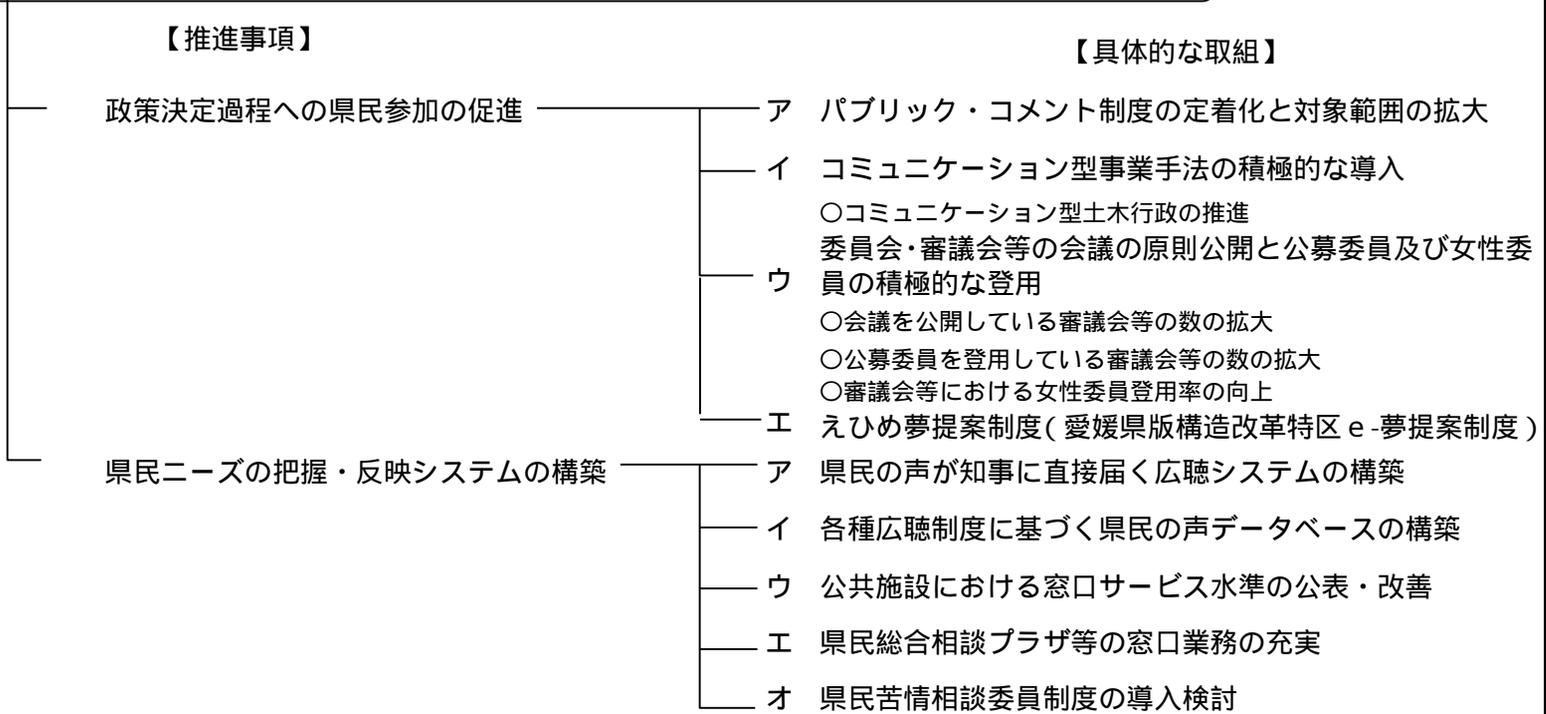
【推進事項】	【具体的な取組】
I Tを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換	<ul style="list-style-type: none"> ア 電子申請システムの整備 <ul style="list-style-type: none"> ○電子申請システムの整備 ○申請書等様式の電子配布サービスの拡大 イ 公共施設予約システム等の整備 ウ 電子調達の導入 エ 電子行政相談の実施 オ 建設C A L S / E Cの導入 カ 全国レベルのネットワークへの参加と活用 <ul style="list-style-type: none"> ○総合行政ネットワークの構築 ○住民基本台帳ネットワークシステムの整備 キ 県税電子サービスシステムの整備



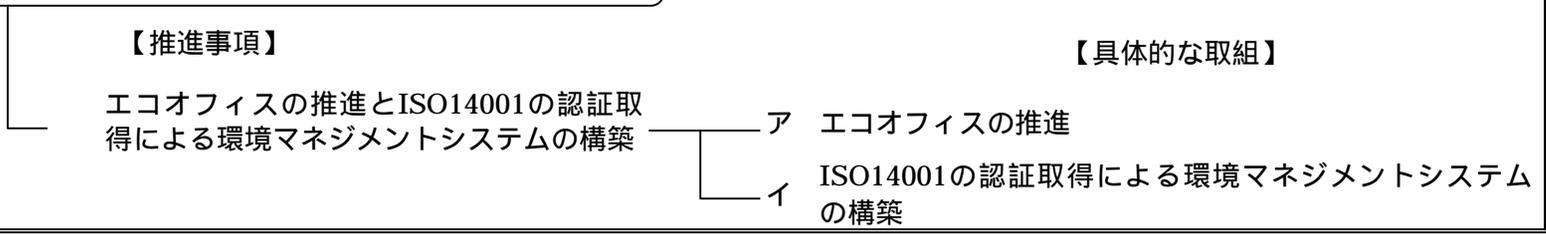
(4) 県政運営の透明性の向上と説明責任の徹底



(5) 政策決定過程への県民参加の促進と県民ニーズの把握・反映システムの構築



(6) 新しいマネジメント意識の導入



推進事項	(1)- アウトソーシングの推進				推進	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)		
具体的な取組	ア 既存業務の外部委託の推進				部課			
内容	民間等に委ねた方がより効果的・効率的に執行できる業務について、費用対効果、県民サービスの維持向上の観点から、外部委託を積極的に推進する。							
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等			
既存業務の外部委託の可能性の検討 ・現業業務 ・定型業務 ・施設管理・運営業務 ・試験研究・検査業務		(重点 見直し)	→	→				
ワークシェアリングの手法を取り入れた庁内業務の外部委託等の可能性の検討				→				
電算システム部門のアウトソーシングの検討・実施				→				
(社福)愛媛県社会福祉事業団に運営委託している県立施設のあり方の検討				→				
16年度までの主な進捗状況	新規委託件数	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
		1	1	6	15	52	33	108
関連ホームページ	16年度：「県立社会福祉施設のあり方検討会」の開催(2回) 15年度：「県立社会福祉施設のあり方検討会」設置(2回開催) 電算システム部門のアウトソーシングは、公務員制度改革による給与制度の改正の動きや県税電子申告への対応、総務系業務の見直し等と連携を図る必要があることから、18年度からの実施については見送り、今後、関係部門との調整等に努めながら、適当な時期に改めて検討。							

ワークシェアリング：一人当たりの労働時間を短縮して仕事を分かち合う仕組み。完全失業率が過去最悪の水準となる中、雇用の維持・創出への“切り札”として期待されている。

推進事項	(1)- アウトソーシングの推進				推進	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)		
具体的な取組	イ PFI方式の導入推進				部課			
内容	民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営を民間主導で行うPFI方式の本県事業への導入を推進し、効果的・効果的な公共サービスの提供を図る。							
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等			
PFI方式の導入可能性のある事業の検討				→	大規模施設の整備等に当たったの導入可能性の検討の義務付け			
16年度までの主な進捗状況	16年度：PFI研修会の開催 15年度：PFI研修会の開催 14年度：「PFI実務マニュアル」の策定 PFI研修会の開催 12年度：PFI方式に関する庁内職員説明会及び外部講師による講演会の開催。							
関連ホームページ								

推進事項	(1)- アウトソーシングの推進				推進	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 民間資金活用型ESCO(エスコ)の県有施設への導入の推進(再掲)				部課	
内容	厳しい財政状況を踏まえ、県有施設のエネルギー消費の節約を図ることを目的に、新しい省エネルギー事業手法であるESCO事業の導入が可能であるか、その手法の検討を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県有施設への導入方法の検討				→		
本庁舎への導入推進				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度:本庁舎への導入可能性の調査、募集要項配付(16年12月)、事業者決定(17年3月)ESCO事業の説明会を実施。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- アウトソーシングの推進				推進	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	エ 指定管理者制度の導入の推進(再掲)				部課	
内容	多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図るよう努める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
指定管理者制度の導入				→	18年4月までに26施設に制度導入	
16年度までの主な進捗状況	16年度:「指定管理者制度の導入について」の制定 指定管理者制度導入予定施設のホームページでの公表開始					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/shitei/shitei.html					

推進事項	(1)- 公共工事コストの縮減				所管	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	ア 契約後VE方式の試行				部課	
内容	民間の開発技術を積極的に活用することにより建設工事のコスト縮減を図るため、土木部所管の公共工事において契約後VE方式を試験的に導入する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
契約後VE方式の試行				→	「工事コストの低減」において、旧行動計画で達成した縮減率(10.3%)の維持に努めるとともに、新たな施策を追加し、縮減率の向上を目指す。	
16年度までの主な進捗状況	15年度:VE対象工事を1億円以上の工事に拡大(平成15年7月)。 14年度:トンネル工事4件をVE対象工事として発注(VE提案なし)。 13年度:建築工事6件をVE対象工事として発注(VE提案なし)。 13年7月:「土木部契約後VE方式試行要領」及び「土木部VE審査委員会設置要綱」を制定。(参考) 14年2月:「公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定。(30施策224項目) 15年度実績は「工事コストの低減」において、8年度の標準的な工事コストに対して、14.3%となり、目標(10.3%以上)を達成。					
関連ホームページ	公共工事のコスト縮減対策に関する新行動計画のページ: http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/kabetu/kanri/gijyutu/costdn/costdn2002.htm					

推進事項	(1)- 公共工事コストの縮減				所管 部 課	土木部 河川港湾局 河川課
具体的な取組	イ 治水対策協働モデル事業の推進					
内 容	平成16年の出水により、土砂が堆積し、治水上支障のある箇所のうち、コンクリート骨材等としての有効活用が見込める箇所において、土砂の採取を希望する民間企業を公募し、民間活力を導入することにより、効率的に河床掘削と土砂の有効利用を行い、早急に河道流下能力を向上させるとともに、事業期間の短縮と掘削費用の縮減を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
治水対策協働モデル事業の推進				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 県民との協働の推進				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	ア NPO・ボランティア団体等の協働領域の拡大					
内 容	協働領域を拡大し、円滑に協働を進めていくため、県・市町の職員や、企業、社会貢献活動を行う団体や個人等を対象に、協働のパートナーであるNPO・ボランティアについての理解の促進を図る研修会やセミナーを実施するほか、NPO支援のため、支援センターを開設して、相談窓口の設置や交流会の開催を実施し、NPOが必要な実務アドバイザーの派遣を行う。さらに、ホームページを開設し、インターネットによるNPO・ボランティア関連情報の受発信を行う。また、協働推進手法の検討を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
・市町村懇談会の開催 ・NPO支援センターの運営 ・NPOへのアドバイザー派遣 ・愛媛ボランティアネットの運営				→	人口10万人当たり NPO法人認証数 108	
NPO等との協働の段階的实施	(NPOとの協働指針策定)			→		
ワークショップやグラウンドワークなど協働推進手法の導入検討				→		
16年度までの主な進捗状況	人口10万人当たりNPO法人認証数 971(16年11月末現在) 15年度：「NPOとの協働指針」に基づき、全庁的に既存事業や新規事業の実施について協働による手法の検討を開始。 14年度：NPO等との協働を全庁的に段階的に推進していくためのガイドラインとなる「NPOとの協働指針」を策定 13年度：県民参加型事業手法を類型(体系)化し、各々のメリットや導入に当たっての課題の整理等を行うため、(財)えひめ地域政策センターへ調査委託。 12年度：「愛媛市民活動ネットワークサロン」の開設及び「地域社会づくりネットワーク化推進事業」のNPO法人への委託実施により、諸団体の交流を促進。					
関連ホームページ	愛媛ボランティアネットのページ： http://nv.ehime-iinet.or.jp/					

グラウンドワーク：地域を構成する住民、企業、行政の三者が連携・協力して、地域の生活環境を改善していくもの。

推進事項	(1)- 県民との協働の推進				所管 部 課	土木部 河川港湾局 河川課 港湾海岸課 " 道路都市局 道路維持課 都市整備課
具体的な取組	イ アダプトプログラムの推進					
内 容	行政と住民が一体となって河川・道路・海岸・南レク公園の環境を保全するため、清掃美化活動等を行うボランティア団体を募集・認定するとともに、団体の各種活動を支援し、地域にふさわしい河川・道路・海岸・南レク公園の環境づくりに取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
河川関係制度の推進	(80 団体)	(95 団体)	(101 団体)	→	105 団体認定	
道路関係制度の推進	(55 団体)	(68 団体)	(82 団体)	→	120 団体認定	
海岸関係制度の推進	(12 団体)	(11 団体)	(14 団体)	→	45 団体認定	
南レク公園の関係制度の創設・活用				→	5 団体認定	
16年度までの主な進捗状況	<p>16年度：河川、道路、海岸の各関係制度を「公共土木施設愛護事業」(愛リバー制度、愛ビーチ制度、愛ロード制度)として統合</p> <p>14年度：海岸関係制度を創設(16年11月末現在 14 団体認定済み) 「ホッと南レク活性化全体協議会」で公園の整備構想とあわせ検討中。</p> <p>13年度：道路関係制度を創設(16年11月末現在 82 団体認定済み) 海岸関係制度に関し、海岸管理者(県)と関係市町村において制度実施が可能な海岸を協議するとともに、アダプトシステム推進要綱を策定。 南レク公園の整備構想等を検討する「ホッと南レク活性化全体協議会」を設立。</p> <p>12年度：河川関係制度を創設(16年11月末現在 101 団体認定済み) 南レク都市新整備計画検討委員会から、ヒーリングライン(南レク公園や周辺の観光施設等を結ぶラインの景観整備)の取組の一つとして、南レク公園における制度化が提言された。</p>					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/070doboku/040kasen/00002645030326/index.htm					

アダプトプログラム：住民がその地域の河川、海岸、道路などの公共施設の愛護団体(アダプト)を結成し、清掃や植栽管理等を行い、行政は必要な用具の貸与や傷害保険の負担、敷地や施設の一部を活動に提供するなどによって県民の主体的な活動へのインセンティブを与える制度。

推進事項	(1)- 各種関係団体に対する助成事業の見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	同上					
内 容	各種関係団体に対する助成事業について、零細(少額)補助、長期の定額補助、高率の補助等は見直しを行うとともに、引き続き必要な事業についても、団体の運営助成から事業助成、実績重視から企画重視への転換を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
零細(少額)補助、長期の定額補助等の廃止・縮小				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>16年度当初予算：6件 14,434千円を削減</p> <p>15年度当初予算：5件 6,120千円を削減</p> <p>14年度当初予算：18件 9,737千円を削減</p> <p>13年度当初予算：105件 148,226千円を削減</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 市町への更なる権限移譲の推進				所管	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (保健福祉部関係課)
具体的な取組	ア 松山市(中核市)の保健・医療・福祉サービスに関する事務権限の拡充				部課	
内容	県内分権を一層進めるため、松山市(中核市)に対して、住民生活に身近な保健・医療・福祉サービスに関する事務権限の拡充を提案し、市の意向と自主性を尊重しながら、実現に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「条例による事務処理の特例制度」による児童厚生施設の設置認可等に関する権限移譲の協議等		(実施) →				
「条例による事務処理の特例制度」による保健・医療・福祉サービスに関する権限移譲の協議等			(実施) →		(県独自移譲) 約40事務	
16年度までの主な進捗状況	16年度：38 事項の事務権限を県独自で移譲。 15年度：10 事項の事務権限を県独自で移譲。 13年度：23 事項の事務権限を県独自で移譲。 12年度：中核市移行及び地方分権一括法施行に併せて12 事項の事務権限を県独自で移譲。 10年度：保健所政令市移行に併せて80 事項の事務権限を県独自で移譲。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 市町への更なる権限移譲の推進				所管	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	イ 今治市及び新居浜市に対する特例市並みの事務権限の拡充				部課	
内容	県内分権を一層進めるため、松山市(中核市)に次ぐ人口規模を有する今治市及び新居浜市に対して、特例市(人口20万人以上)並みの事務権限の拡充を提案し、市の意向と自主性を尊重しながら、実現に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「個別法の権限移譲制度」による環境等に関する権限移譲の協議等			(実施) →		(法定移譲) 約40事務	
「条例による事務処理の特例制度」による都市基盤整備等に関する権限移譲の協議等			(実施) →		(県独自移譲) 約20事務	
16年度までの主な進捗状況	16年度：今治市及び新居浜市に、計量法の政令市指定により38 事務を移譲。 今治市に20 事項、新居浜市に20 事項の事務権限を県独自で移譲。 15年度：今治市に27 事項、新居浜市に42 事項の事務権限を県独自で移譲。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 市町への更なる権限移譲の推進				所管	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 今後の市町合併の進展に対応した権限移譲のあり方の検討等				部課	
内容	平成17年3月の「市町村の合併の特例に関する法律」の期限を見据え、合併により規模が拡大する市町が住民に身近な事務事業を展開できる『新しいまちづくり』を支援するための権限移譲に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲指針」による権限移譲				→	移譲対象事務数 6メニュー20パッケージ (412項目)	
16年度までの主な進捗状況	16年度：10 市町から6 パッケージの移譲希望があり協議中(17年1月現在) 15年度：「地方分権型行政システム構築に向けた権限移譲指針」策定					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県単独補助制度の見直し				所管 部 課	総務部 新行政推進局 市町振興課
具体的な取組	ア 誇れるふるさとづくり総合支援補助金制度の創設					
内 容	市町の自立性・自主性を高めるため、市町が自らの自由な発想と責任のもとに行う地域づくりを支援する新たな助成制度を創設する。併せて、地方局に補助金の交付決定権限を移譲し、補助金交付手続の簡素合理化を図るとともに、補助金の早期交付を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「誇れるふるさとづくり総合支援事業」の実施				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：県下5 地方局において、40 事業（補助金額93,856 千円）を採択。（16年10月現在） 15年度：県下5 地方局において、51 事業（補助金額132,531 千円）を採択。 14年度：助成制度の創設 県下5 地方局において、54 事業を採択。 13年度：「誇れるふるさとづくり総合支援事業」の事業化の検討。 12年度：新たな助成制度のあり方の検討。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県単独補助制度の見直し				所管 部 課	総務部 管理局 財政課 (関係部課)
具体的な取組	イ 既存の県単独補助制度の整理合理化					
内 容	市町に対する助成事業について、市町の自立性・自主性を阻害する零細(少額)補助、長期の定額補助、高率の補助等は見直しを行うとともに、引き続き必要な事業については、補助採択の際の実績重視から企画重視への転換を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
零細(少額)補助や長期の定額補助等の廃止・縮小				→		
16年度までの主な進捗状況	14年度当初予算：市町村補助金 467,630 千円を削減					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県単独補助制度の見直し				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 補助条件の緩和・弾力化や交付手続の簡素合理化					
内 容	補助対象事業の過度の限定や細かな補助条件が設定されているものについて見直すとともに、煩雑な補助金の交付手続により市町が多大な労力を費やすことがないよう、事前協議や現地調査の省略、出先機関と本庁の二重ヒアリングの廃止、地方局への補助金の交付決定権限の移譲等による申請から交付決定までの期間短縮、添付書類の厳選など補助金交付手続の簡素合理化を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
補助条件の緩和・弾力化や交付手続の簡素合理化				→		
16年度までの主な進捗状況	15年度：14年度の調査結果に基づき35 補助金の手続の簡素合理化を実施 14年度：県単独補助制度における手続の簡素合理化に関する調査の実施					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 事業計画段階での市町の意見聴取手続の制度化検討				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	同上					
内 容	県と市町が対等・協力の関係の下で連携しながら事業推進が図れるよう、県事業の実施に当たって市町の協力が必要なものについては、その計画段階で関係する市町の意見を聴取し事業実施に反映させる仕組みの制度化を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
対象事業の範囲、意見聴取方法等一連の仕組みについて検討				→		
16年度までの主な進捗状況	15年度：全国の導入状況及び市町村の導入希望に関する調査の実施					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県と市町間の事務改善				所管 部 課	関係部課
具体的な取組	ア 公共施設等の地元市町への移管等の検討					
内 容	地元住民の利用が中心となっている公共施設等の地元市町への移管や管理委託を検討するほか、逆に処理件数が少なく各市町で処理することが効率的でない事務を市町から県に事務委託するなどの方法により、県で集約して処理することも検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
公共施設等の地元市町村への移管又は管理委託の検討				→		
市町村事務の県への委託の検討				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県と市町間の事務改善				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	イ 市町に対する関与等の見直し					
内 容	県と市町の対等・協力の関係の実現に向けて、県の市町行政への関わり方等を見直すとともに、事務手続における市町の負担軽減を図るため、調査・照会等やヒアリング手続などの効率化を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
市町村からの申請に対する事前協議(調整)の見直し				→		
県と市町村で構成している協議会等の見直し				→		
市町村に対する調査・照会等の効率化				→		
県の各種会議・ヒアリングの効率化				→		
16年度までの主な進捗状況	13年度：「県・市町村間の事務事業の仕組み改善に関する市町村アンケート調査」の実施。 12年度：「市町村に対する許認可等の基準及び標準処理期間並びに許可等の取消し等の基準に関する要綱」の制定・公表。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 市町の自主的合併への支援				所管 部 課	総務部 新行政推進局 市町振興課
具体的な取組	同上					
内 容	合併新法が施行され、引続き新法下における市町等の合併に向けた自主的な取組を積極的に支援するとともに、合併が決定した市町に対しては、新市町への円滑な移行が図られるよう支援に取り組む。また、合併後の市町に対して、市町村建設計画に掲げられた県事業の重点的な実施に配慮するとともに、新しいまちづくりの有効な手段である国の財政支援措置を効果的かつ前向きに活用できるよう助言を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
市町村等における調査研究への支援	→					
具体的な取組が見られる地域への人的支援等			→			
合併が決定した又は合併後の市町村に対する支援				→		
16年度までの主な進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 市町村等における調査研究への支援 市町村合併アドバイザー制度(13年度～) 市町村合併シミュレーション事業(13年度) 市町村合併調査研究等支援事業(12年度～14年度) 具体的な取組が見られる地域への人的支援等 合併協議会への委員等としての参画(18協議会へ参画) 合併協議会への県職員の派遣(4協議会へ各1名を派遣) 合併協議会運営費補助金(14年度～) 合併が決定した又は合併後の市町村に対する支援 市町村合併移行円滑化資金貸付制度(電算システム統合経費に対する無利子貸付)(15年度～) 合併市町村のあり方調査研究事業(15年度～) 「愛媛縣市町村合併支援プラン」の策定(15年3月) 「愛媛縣市町村合併支援プラン」の改定(16年10月) 					
関連ホームページ	市町村合併のページ： http://www.pref.ehime.jp/gappei/index.html					

推進事項	(2)- 市町の人材育成の支援				所管 部 課	総務部 管理局 人事課 " 新行政推進局 市町振興課 (研修所)
具体的な取組	市町職員研修のあり方の検討					
内 容	分権型社会では、市町のリーダーシップとともに職員の政策形成能力等の向上がこれまで以上に強く求められるが、市町によっては、独自に専門的、総合的な研修を行うことが困難なため、県研修所の受託研修や共同研修に依存しているのが現状である。このため、県と市町が対等のイコールパートナーであることや自己責任、自主・自立という観点を踏まえ、市町職員研修のあり方や県の関与のあり方の見直しを検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
(検討内容) ・県の関与のあり方の見直し ・研修内容の検討 ・市町村負担金の徴収				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>市町村職員の資質の向上と能力開発のため、市町村課長研修、市町村係長研修及び市町村中堅職員研修を実施するとともに、市町村主催の研修に県職員を講師として派遣している。</p> <p>14年度から(財)市町村振興協会と協定を締結し、市町村職員研修に要する経費の負担を求めた。研修内容については、市町村アンケートや聞き取り調査を行って、市町村ニーズに即応したものに改善を図っている。また、政策形成や条例立案の能力を養成する研修を、県と市町が合同で行うなどイコールパートナーとしての意識を高める。</p> <p>16年度には、市町村職員対象の専門研修の実施等に関して、その内容・方法等について市町村アンケートを行った。</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 道州制など新しい広域自治体像の研究等				所管 部 課	企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	ア 同上					
内 容	全国トップレベルの速さで進展している市町村合併や国の地方制度改革の動向を踏まえ、合併後の市町との役割分担や道州制を視野に入れた県のあり方などを研究する。また、広域自治体としての機能や役割を一層完結して発揮できるよう、国から県へ権限移譲が望ましい事項や個別制度の改正等、更には、四国 4 県のあるべき広域自治体像についての共通認識を醸成することを目的に、4 県の広域行政、広域連携等の担当者による勉強会を設置する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
新しい広域的自治体像の研究等				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：「県のあり方研究会」における調査・研究、四国4県連携施策「地方分権時代の四国のあり方調査研究」の実施。 15年度：合併後の市町村との役割分担や道州制を視野に入れた県のあり方などの研究を行うため、職員による「県のあり方研究会」を設置。 14年度：四国におけるあるべき将来像などについて研究を行うため、四国4県担当者による「広域自治体の将来像等についての勉強会」を設置。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 道州制など新しい広域自治体像の研究等				所管 部 課	企画情報部 管理局 企画調整課
具体的な取組	イ 四国各県との連携の推進や役割・機能分担の検討					
内 容	四国4県では、将来の道州制を見据え「四国はひとつ」を目指した連携施策を推進しているが、今後は、これまで以上に4県連携による四国の総合力の向上やスケールメリットを活かした効率化を図るとともに、これまでの交流・連携から1歩進んで、フルセット主義からの脱却を図るため各県間の役割分担や施設等の機能分担についても検討する必要がある。このため、各施策の企画立案や予算化に際し、常に四国各県との連携や役割・機能分担の可能性を検討し、可能なものについては積極的にこれを進めることとする。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
四国4県連携事業の推進				→		
四国4県での役割分担・機能分担の検討				→		
16年度までの主な進捗状況	将来の道州制も見据え、「四国はひとつ」を目指す4県連携施策など四国4県間の交流・連携を推進している。16年度は、四国4県連携施策として国の地方支分部局の機能分析を含め「地方分権時代の四国のあり方調査研究」を行っている。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 機関委任事務制度の廃止と自治事務化等に伴う施策・事業のあり方の見直し				所管 部 課	関係部課
具体的な取組	拡充した裁量を活かした許認可等の審査基準等の見直しや新たな条例等の制定の検討					
内 容	機関委任事務制度の廃止と自治事務化等に伴い拡充した裁量を活かし、特に広域的な自治体として県が取り組むべき諸施策の連携強化など施策・事業の総合性や実効性を高める仕組みを検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
許認可等の審査基準等の見直しや新たな条例等の制定の検討				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換 ア 電子申請システムの整備				所管 部 課	企画情報部 管理局 情報政策課 (関係部課)
具体的な取組	電子申請システムの整備					
内 容	申請・届出などの手続について、自宅や職場などのパソコンからインターネットを経由して24時間いつでも申請書等の提出から許可書等の受取まで行えるようにする汎用システムを、国の電子政府構想と連携を図りながら整備する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
電子申請システムの開発	(詳細設計)	(開発・運用テスト)	(機能追加・対象手続拡大)		手続様式の電子化開発(累計) 15年度末まで 30 様式 16年度 100 様式 17年度 250 様式 18年度以降 700 様式(年間受付件数の9割のオンライン化に対応)	
電子申請システムの運用						
16年度までの主な進捗状況	17年度以降は、県・市町共同運営システムに移行。 16年度：70 様式を追加。 15年度：電子申請システムの開発・運用開始(30 様式を年度末から運用)。 14年度：電子申請システムの詳細設計(システム設計)を実施。 12～13年度：電子申請システムの整備のための庁内調査、現状分析及び概要設計を実施。					
関連ホームページ	愛媛県電子申請システムのページ： http://www.pref.ehime.jp/denshin/index.html					

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換 ア 電子申請システムの整備				所管 部 課	企画情報部 管理局 情報政策課 (関係部課)
具体的な取組	申請書等様式の電子配布サービスの拡大					
内 容	電子申請システムの前段階として、特殊な紙質のものや複写式のものなど一般のプリンターで印刷できないものを除く申請書等様式を県のホームページから取り出せるようにする。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県のホームページから取り出せる様式数の拡大					16年度中に、県が提出先である約4,000 様式のうち、電子配布になじむ書式で相当程度の利用が見込めるもの(年間受付件数30 件以上のもの)1,030 様式まで拡大。	
16年度までの主な進捗状況	16年12月10日現在：1,017 様式を提供中。 13年4月：申請書等電子配布サービスとして570 様式を提供開始。					
関連ホームページ	申請書等電子配布サービスのページ： http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm					

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換				所管 部 課	企画情報部 管理局 情報政策課 (関係部課)
具体的な取組	イ 公共施設予約システム等の整備					
内 容	平成15年度に、県有施設を対象にした申請に至るまでの仮予約システムを開発し、現在13施設について運用(一部予約状況の閲覧のみ)。今後、利用申請、利用手数料の納付まで含めた包括的なシステムへの拡大を検討。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
公共施設予約システム等の検討・整備	(仮予約システム開発)		(利用申請等を含めた包括的システムに順次拡大)		仮予約システムについては、16年度中に導入が可能な県有施設全てに利用拡大を計画(15施設程度)。	
16年度までの主な進捗状況	16年度：他の県有施設の導入促進。 15年度：仮予約システム開発。武道館が仮予約システムを導入。					
関連ホームページ	愛媛県施設利用予約システムのページ： http://www.pref.ehime.jp/s_yoyaku/index.html					

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換				所管	総務部 管理局 総務管理課 土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	ウ 電子調達の導入				部 課	
内容	電子自治体の推進の一環として、入札参加者の人件費・移動コスト縮減、調達業務の迅速化を図るため、物品及び公共工事の調達を対象に、インターネットを利用した入札等に係る情報提供や入札・開札等の手続の電子化の検討・導入を進める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
物品の電子調達システムの導入	(導入内容検討)	(導入内容検討)	(開発・ 試用運用)	(一部本運用)	→	
公共工事の電子入札システムの導入	(導入内容検討)	(導入内容検討)	(開発・ 試用運用)	(一部本運用)		
16年度までの主な進捗状況	16年度：「電子入札システム・入札情報システム」の構築。 13年度：競争入札参加資格審査申請書等の様式について、県ホームページから電子配布。					
関連ホームページ	建設CALS/E Cのページ： http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/index.htm					

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換				所管	関係部課
具体的な取組	エ 電子行政相談の実施				部 課	
内容	県の事務事業や行政手続に関する問い合わせ・相談をインターネットで受付・回答する電子行政相談の導入を進める。各種相談窓口におけるFAQ（一般的に誰もが抱くような質問と回答）を県のホームページに掲載する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
電子行政相談の検討・導入					→	
・林業技術センター緑化センターにおける電子緑化相談の開始		(10月開始)				
・県民総合相談プラザにおけるFAQの整備検討			(10月整備)			
16年度までの主な進捗状況	16年度：「よくある相談等のQ&A」を県ホームページに掲載 15年度：「各種相談窓口のご案内」を県ホームページに掲載 14年度：ホームページに県政一般に関する相談のメールアドレスを掲載					
関連ホームページ	各種相談窓口のご案内： http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00004279031127/soudan3.htm よくある相談等のQ&A： http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00005554040922/faq.htm					

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換				所管 部 課	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	才 建設CALS/ECの導入					
内 容	公共事業の調査・計画、設計、入札、施工及び維持管理の各事業プロセスで発生する図面・地図や書類、写真等の各種情報を電子化し、通信ネットワークを利用して、関係者間及び事業プロセス間で効率的に情報を交換・共有・連携できる環境を創出し、これにより公共事業の業務プロセスのコスト縮減、効率化、透明性の確保等の改善を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
業務成果物及び工事完成図書等の電子納品	(実証実験)	(一部本運用)	(本運用)	拡大	→	
関連企業との情報交換・共有・連携	(実証実験)	(一部本運用)	(本運用)	拡大	→	
申請・届出等手続の電子化	(オフライン申請)		(オンライン申請)	(順次拡大)	→	
発注関連情報の入札情報システムへの連携	(導入内容検討)	(導入内容検討)	(開発・試行運用)	(一部本運用)	→	
電子入札システムの導入	(導入内容検討)	(導入内容検討)	(開発・試行運用)	(一部本運用)	→	
16年度までの主な進捗状況	16年度：「電子入札システム・入札情報システム」の構築。 電子納品の本運用適用範囲の拡大。 15年度：電子納品及び情報交換・共有・連携について、大規模事業での本運用開始。 「建設事業総合管理システム」の本稼働。 14年度：電子納品及び情報交換・共有・連携に関する実証実験及び本運用マニュアル(H15からの適用)の作成(設計及び工事を対象) 13年度：本県に計画的に建設CALS/ECを導入していくための行動計画である「愛媛県建設CALS/ECアクションプログラム」を13年8月に策定。 入札情報サービスシステムや電子入札システムと連携を図るため、土木部内部の事務の効率化・迅速化を図る基盤となる「建設事業総合管理システム」の開発。 12年度：「建設事業総合管理システム」の基本設計。					
関連ホームページ	建設CALS/ECのページ： http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/ca/s/index.htm					

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換 力 全国レベルのネットワークへの参加と活用				所管 部 課	企画情報部 管理局 情報政策課
具体的な取組	総合行政ネットワークの構築					
内 容	全国の市町村と都道府県間を専用線で相互に結び国とも接続される総合行政ネットワークを構築し、これに対応した庁内システムを整備することにより、文書交換の迅速化や、法令等や基礎的統計などの情報共有を図る。また、愛媛情報スーパーハイウェイを活用して県下各市町の接続支援を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
総合行政ネットワークの構築	(国との接続)	(全自治体接続)	(アプリケーション・サービスの拡大)		→	
16年度までの主な進捗状況	15年度：愛媛県広域行政ネットワーク運営主体の設置、県内市町村の接続。 14年7月末：電子文書交換システム、地方公共団体組織認証基盤の運用開始。 14年4月：霞ヶ関WAN(国のネットワーク)との相互接続。 13年10月：都道府県・政令指定都市の接続。 12~13年度：ネットワーク構築の実証実験に参加。					
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換 カ 全国レベルのネットワークへの参加と活用				所管 部 課	総務部 新行政推進局 市町振興課
具体的な取組	住民基本台帳ネットワークシステムの整備					
内 容	全国の市町村と都道府県間を専用線で相互に接続し、県民が全国どこの市町村からでも住民票の写しの交付を受けられるようにするとともに、全地方自治体が市町村の区域を越えて本人確認情報を有効利用できるネットワークを整備する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
国、県、市町村における本人確認情報の利用開始	(14年8月5日開始)			→		
住民基本台帳カードの発行、住民票写しの広域交付及び転入転出の特例処理の開始		(15年8月25日開始)		→		
16年度までの主な進捗状況	15年度：住民基本台帳カードの発行、住民票写しの広域交付及び転入転出時の特例処理の開始。 14年度：本人確認情報データ整備、本人確認情報の利用開始。 13年度：都道府県サーバ設置及びネットワーク構築。					
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した便利で迅速な行政サービスへの転換				所管 部 課	総務部 管理局 税務課
具体的な取組	キ 県税電子サービスシステムの整備					
内 容	県税の納税者が、24時間パソコンからインターネットを經由して申告手続きが行える電子申告システムを全都道府県共同で構築する。また、関係窓口が多数にわたり複雑となっている自動車保有手続についてワンストップサービスシステムを構築する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
電子申告システムの開発			(全国システム開発)	(本県システム開発)	17年度：法人県民税、法人事業税の電子申告 18年度以降：電子申告対象税目追加、自動車保有手続ワンストップサービスシステム構築	
ワンストップサービス(OSS)システムの開発		(関係省庁がOSS共通システム開発)	(OSS都道府県協議会設立)	(先行県で運用開始)		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した内部管理業務システムの再構築				所管 部 課	企画情報部 管理局 情報政策課 (総務部管理局私学文書課)
具体的な取組	ア 総合的な行政文書管理システムの整備					
内 容	文書の收受、発行、保管・保存及び廃棄を管理し、情報公開制度にも対応可能な文書管理システムと、文書の作成、回議、修正及び決裁を電子的に処理する電子決裁システムを一体的に整備する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
文書管理・電子決裁システムの開発 ・文書管理の基本システム ・電子決裁システム ・情報公開用データベース	(詳細設計、開発、運用テスト)		(機能追加)	(機能追加、地方機関への拡大検討)	15年度から本庁において運用開始 17年度以降、運用状況等を見ながら地方機関拡大を検討	
文書管理・電子決裁システムの運用		(本庁運用)		→		
16年度までの主な進捗状況	15年度：文書管理・電子決裁システムの本庁における運用開始。 14年度：文書管理・電子決裁システムの詳細設計、開発及び運用テストを実施。 13年度：文書管理・電子決裁システムの整備のための庁内調査、現状分析及び概要設計を実施。					
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した内部管理業務システムの再構築 イ 総合的な財務会計システムの整備				所管 部 課	総務部 管理局 財政課
具体的な取組	予算編成支援システムによる事務の効率化					
内 容	庁内LANシステムを活用した予算編成支援システムを開発し、予算編成にかかる検算、集計、転記といった単純作業などの事務軽減により、事務の効率化を図る。また、予算成立後の財務会計システムへの予算データや配当要求データの入力作業については、予算編成支援システムから媒体を使って一括入力することにより、入力表作成事務を軽減する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
予算編成支援システムによる予算編成事務等の効率化				→		
16年度までの主な進捗状況	14年度：9月補正予算よりシステム試験運用、15年度当初予算よりシステム本格運用。 13年度：予算編成支援システムの開発。					
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した内部管理業務システムの再構築 イ 総合的な財務会計システムの整備				所管 部 課	出納事務局 会計課
具体的な取組	予算編成支援システムと財務会計オンラインシステムとのデータ連携					
内 容	現在、財務会計オンラインシステムの当初及び補正予算データの inputs は、各課の作成した予算関係入力票を電子データ化するためパンチ委託した後、財務会計オンラインシステムへ登録しているが、13年度別途構築予定の予算編成支援システムの予算データを財務会計オンラインシステムに引き継ぐことにより、各課の予算関係入力票の作成を不要とし、事務の省力化を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
当初及び補正予算のデータ連携による事務の省力化				→		
16年度までの主な進捗状況	15年度当初予算より本格運用開始					
関連ホームページ						

推進事項	(3)- ITを活用した内部管理業務システムの再構築				所管 部 課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 総合的な人事管理システムの整備					
内 容	庁内LANを活用することにより、ペーパーレス化による経費削減を推進するとともに、人事に関する情報が即時に把握できるようなシステムの構築が必要である。このため、職員端末から職員の直接入力を基本としたシステムを整備し、より多くの人事情報を電子化し、一元管理することにより、人事情報の有効活用を図り、人事管理事務を簡素化・効率化するとともに、的確な人事管理に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
人事管理システムの開発(プログラムの作成)	→					
	(詳細設計、開発、運用テスト)					
人事管理システムを活用した的確な人事管理の実施(システムの運用開始)				→		
16年度までの主な進捗状況	15年度：人事管理システムの本格運用開始、庁内LANを活用した「自己申告書」及び「人事考課」データ収集の実施。 14年度：パッケージソフトを利用したシステム開発(詳細設計・画面設計・帳票設計・ファイル設計)及び総合テストの実施。 13年度：パッケージソフトを利用したシステム開発(基本設計、運用設計、試行、環境設定)及びデータ移行作業の実施。					
関連ホームページ						

推進事項	(3) - 総務系業務の見直し				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	同上					
内 容	各課に分散している定型的でマニュアル化可能な県民サービスに直結しない庶務・人事・給与・物品調達といった総務系業務について、包括的な標準化・集中化及びアウトソーシングの導入の検討を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
包括的な標準化・集中化及びアウトソーシングの導入可能性の検討			(事前調査)	(改革の具体案の調査)		
旅費システムの導入					17年度中に試行、18年度から本格稼働	
16年度までの主な進捗状況	16年度：事前調査の実施					
関連ホームページ						

推進事項	(4) - 県政運営の透明性の向上				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	ア 情報公開制度の適正な運用					
内 容	県民から信頼される県政を実現するため、県民の「知る権利」を最大限に尊重した愛媛県情報公開条例の適正な運用に努める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
情報公開制度についての職員の意識啓発や県民への一層の周知						
公安委員会及び警察本部長における情報公開制度の実施	(14年4月1日から)					
16年度までの主な進捗状況	15年度：11月 公開方法の拡充（電磁的記録に係る複製物の交付追加） 14年度：9月 請求書様式の変更（請求の理由欄削除）。 4月1日 公安委員会及び警察本部長の実施機関への追加。 13年度：13年9月議会で愛媛県情報公開条例を改正、情報公開事務の手引きの改訂、県民啓発用パンフレットの作成。 職員に対する研修会の開催や情報公開制度の普及啓発用パンフレットの作成・配布を行うとともに、県ホームページ上に制度の概要、条例全文、請求用紙（ダウンロード可）を掲載。					
関連ホームページ	情報公開制度のページ： http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/120kenminkatsudou/00002563030319/koukai1.htm					

推進事項	(4)- 県政運営の透明性の向上				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	イ 個人情報保護制度の適正な運用					
内 容	県が個人情報を取り扱う際の基本的なルールと県に対して開示等を請求できる権利を定めた愛媛県個人情報保護条例の適正な運用に努める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
個人情報保護制度の実施	(14年4月1日から)					
個人情報保護制度についての職員の意識啓発や県民への周知						
16年度までの主な進捗状況	15年度：11月 公開方法の拡充（電磁的記録に係る複製物の交付追加） 14年度：4月1日 愛媛県個人情報保護条例施行。 13年度：13年9月議会で愛媛県個人情報保護条例を制定、個人情報取扱事務登録簿の作成、簡易開示できる試験の名称・内容等の告示、個人情報保護事務の手引きの作成、県民啓発用パンフレットの作成。					
関連ホームページ	個人情報保護制度のページ： http://www.pref.ehime.jp/030kenminkankyou/120kenminkatsudou/00002563030319/koukai.htm					

推進事項	(4)- ウ 行政手続制度の適正な運用				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	行政手続案内システムの整備					
内 容	現在は県の行政機関に出向かなければ閲覧できない許認可等の審査基準や標準処理期間の内容等について、県民の利便性の向上を図るため、県のホームページから検索・閲覧できるシステムを整備する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
行政手続案内システムの検討、供用開始	(供用開始)	(内容の更新)			県の許認可事項及び不利益処分事項を網羅	
16年度までの主な進捗状況	16年度：行政手続案内システムの運用（許認可事項数：1,507 事項、不利益処分事項数：1,167 事項） 15年度：許認可等の審査基準や標準処理期間の内容等を県のホームページから閲覧できる行政手続案内システムの供用開始（許認可事項数：1,478 事項、不利益処分事項数：1,144 事項） 12年度：地方分権一括法の施行による通達の廃止に伴う許認可等の審査基準等の見直し。 愛媛県行政手続条例の施行(8年4月) 「許認可等の審査基準及び標準処理期間並びに不利益処分の処分基準に関する要綱」の制定(6年10月) 行政手続法の施行(6年10月)					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/010soumu/100gyouseisys/00002690030405/gyoute2.htm					

推進事項	(4)- ウ 行政手続制度の適正な運用				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	法令適用事前確認手続の導入検討					
内 容	民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する手続の導入を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
対象分野(法令)の範囲、照会・回答・公表等一連の仕組みについて検討						
16年度までの主な進捗状況	15年度：全国の導入状況に関する調査の実施 「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」(13年3月閣議決定) 11年度：事前相談に係る処理のチェック体制(「許認可等に係る相談処理票」)の整備。					
関連ホームページ						

推進事項	(4)-ウ 県政運営の透明性の向上 行政手続制度の適正な運用				所管 部 課	企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)			
具体的な取組	県独自に設けている規制の廃止・緩和								
内 容	条例・規則に基づき県が独自に設けている許認可等について見直しを行い、社会経済情勢の変化に伴い規制の必要性が乏しくなったもの等について、規制自体の廃止、規制の基準・要件の緩和、有効期間の延長等を行う。								
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等				
<ul style="list-style-type: none"> ・規制自体の廃止 ・規制基準・要件の緩和等 ・有効期間の延長 ・施設利用申込の時期の改善等 									
16年度までの 主な進捗状況		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
	規制の廃止	15	-	8	24	-	-	3	50
	規制の緩和	5	3	1	10	3	1	1	24
	15年度：若手県職員に対する事務手続の簡素化に関するアンケート及びホームページでの規制緩和に関する意見・提言の受付を実施								
関連ホームページ									

推進事項	(4)-ウ 県政運営の透明性の向上 行政手続制度の適正な運用				所管 部 課	企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)			
具体的な取組	事務手続の簡素化及び認印の押印の見直し等								
内 容	電子申請システムの構築(行政手続の電子情報処理組織の使用)に併せて、申請・届出等の様式の簡素化、添付書類の省略、提出部数の削減等の事務手続の簡素化及び認印の押印の廃止等に引き続き取り組むほか、新たにファックスやフレキシブルディスクによる受付・交付方法、条例・規則により県民に保存を義務づけている台帳等の電磁的方法による保存等の拡大を図る。								
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等				
電子申請システムの構築に併せた申請・届出等の簡素化等の事務手続の簡素化及び認印の押印の廃止等									
ファックスやFDによる受付・交付方法等の拡大に係る調査									
調査結果に基づく改善の実施									
16年度までの 主進捗状況		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	計
	事務手続の簡素化	11	103	5	342	-	1	1	462
	認印の押印の廃止等	-	172	4	804	21	-	-	1,001
	15年度：若手県職員に対する事務手続の簡素化に関するアンケート及びホームページでの規制緩和に関する意見・提言の受付を実施 13年度：条例・規則に基づく申請等事務手続の簡素化及び認印の押印の廃止等の実施。 11年度：要綱等に基づく申請等事務手続の簡素化及び認印の押印の廃止等の実施。								
関連ホームページ									

推進事項	(4)- ウ 県政運営の透明性の向上 行政手続制度の適正な運用				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	許認可等の処理期間の短縮など事務手続の迅速化					
内 容	行政手続法及び愛媛県行政手続条例に基づき設定された許認可等の標準処理期間の短縮等に取り組むとともに、同条例の対象外である事務事業についても同条例の趣旨を踏まえた対応を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
標準処理期間の設定・短縮等				→		
16年度までの主な進捗状況	13年度：要綱等に基づく県民からの申請等に係る標準処理期間の設定(設定件数 636件) 11年度：許認可等の標準処理期間の半減・短期化(半減・短期化件数 409件)					
関連ホームページ						

推進事項	(4)- エ 入札・契約手続の適正な運用				所管 部 課	土木部 管理局 土木管理課
具体的な取組	公共工事の入札・契約手続・運用における公平性・透明性・競争性の確保					
内 容	13年度から施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の趣旨に則り、入札・契約手続の透明性を確保するため、工事の発注見通しや入札・契約の内容等の公表を行い、入札・契約手続の適正な運用を図るとともに、引き続き公平性・透明性・競争性を確保するため、入札・契約手続の見直し・改善を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
入札・契約手続の見直し・改善				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：一般競争入札の拡大(1億円以上の一般土木・建築工事及び2億円以上の特殊工事を対象に入札後審査型一般競争入札を試行)などの入札・契約制度の改善を実施。 15年度：全ての工事と工事に関する業務を対象とした予定価格の事前公表の実施や、一般競争入札の拡大(2億円以上の一般土木・建築工事を対象に入札後審査型一般競争入札を試行)などの入札・契約制度の改善を実施。 14年度：昨年度に引き続き、入札・契約制度の改善に取り組み、予定価格の事前公表の試行対象拡大や損害賠償の予約条項の契約書への明記などを実施。また、入札及び契約の過程及び内容等について審議するため、外部の有識者で構成する入札監視委員会を設置。 13年度：「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の施行により、工事の発注見通しや、入札・契約の過程及び契約の内容等について公表する方向へ改善。 より透明性、競争性を高めるため、談合情報を入手した場合における抽せん制入札の導入や下請契約の適正化策など入札・契約制度の改善策をまとめ、愛媛県建設業審議会に諮問、答申を得た上で実施。 11・12年度：11年2月策定の「指名業者選考基準」に基づき、従来行っていた県工事の実績重視の運用を見直して、公共又は民間を問わず一定の年間完成工事高や元請実績額などを有する業者については、新規に指名対象に含める方向へ改善。 指名業者数についても検討を行い、県工事の発注内容に応じて各業者の技術力・経営規模・工事受注状況等を総合的に判断したうえでの適切な指名業者の選定を行う方向へ改善。 低入札価格調査制度の適正な運用や業者の技術力を重視したプロポーザル方式による入札方式の採用等により、入札・契約手続・運用における公平性・透明性・競争性を確保。					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/070doboku/010dobokukanri/00000860020730/index.html					

推進事項	(4)- 積極的な情報提供による説明責任の徹底 ア 県ホームページからの情報発信機能の充実				所管 部 課	企画情報部 管理局 情報政策課 (関係部課)
具体的な取組	「愛媛県ホームページ情報提供に関する基本方針」に基づく提供情報の拡充及び新着情報自動配信サービスの提供					
内 容	各課(室)所において県のホームページから必ず提供する情報等について、全庁統ルールとして定めた「愛媛県ホームページ情報提供に関する基本方針」に基づき提供情報の拡充を推進する。また、ホームページの新着情報を電子メールで登録者へ自動配信し、迅速な情報提供に努める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「愛媛県ホームページ情報提供に関する基本方針」に基づく提供情報の拡充				→	県ホームページへのアクセス件数 年間420万件	
16年度までの主な進捗状況	16年度：アクセシビリティ（アクセスのしやすさ）向上のため県ホームページを改良 14年度：県ホームページに設置している携帯電話サイトを携帯3社（i-mode、J-SKY、Ezweb）の公式メニューに登録。 動画コンテンツの配信開始（観光課ホームページ）、中国語・韓国語ページの作成。 13年度：庁内LANシステムが本格稼働したことに伴い、コンテンツの作成、管理については各部局で行わせることとし、それに対応させるべく分野別、組織別にホームページの再編成を実施するとともに、ホームページへの情報掲載の基本方針を策定。 県ホームページの新着情報を電子メールで自動配信する機能を追加。 9年度：県ホームページを開設。					
関連ホームページ						

推進事項	(4)- 積極的な情報提供による説明責任の徹底 ア 県ホームページからの情報発信機能の充実				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	クリアリングシステムの整備					
内 容	県民サービスの向上を図るため、県のホームページ上で、入手したい行政資料の所在を簡単に知ることができる検索サービス（クリアリングシステム）を整備する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
クリアリングシステムの整備				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(4)- 積極的な情報提供による説明責任の徹底				所管 部 課	関係部課
具体的な取組	イ 行政の透明度を更に高める取組の推進					
内 容	県行政の透明度を更に高めるため、わかりやすさにも十分配慮しながら、予算編成プロセスや各種評価制度の評価結果、第三セクターの経営状況等について県ホームページから積極的に情報提供する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
予算編成プロセス(各部署の予算要求段階の資料)の公表の検討				→	予算編成支援システムの導入に併せて検討。	
予算と対比した決算状況の公表及び充実		(継続)		→		
行政評価システムや公共事業評価システムの評価結果の公表及び充実		(継続)		→		
企業会計方式による県の財務評価結果の公表及び充実		(継続)		→		
県出資法人の経営状況等の公表及び更新	(開始)	(更新)		→	29 団体 (県の出資率が25%以上の団体や知事等が代表者となっている団体)	
16年度までの主な進捗状況	14年6月：県出資法人の経営状況等について、県のホームページにおいて公表開始。					
関連ホームページ	公共事業の推進のページ： http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/kabetu/kanri/kikaku/index.htm 行政評価システムのページ： http://www.pref.ehime.jp/hyouka/hyouka11.htm 「バランスシート」「行政コスト計算書」のページ： http://www.pref.ehime.jp/010soumu/040zaisei/00005375040722/balance15.htm 県出資法人の経営状況のページ： http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm					

推進事項	(4)- 積極的な情報提供による説明責任の徹底				所管 部 課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 課題提起型の広報活動の充実・強化					
内 容	県民の県政への参加機会の拡充につながるよう、広報誌や新聞、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用し、重要な施策や方針の企画立案段階で、県民が問題の提起や解決策の提案に参加する機会の拡充に繋がるよう課題提起型の広報活動の拡充を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
課題提起型の情報提供の拡大				→		
16年度までの主な進捗状況	15年9月：インターネットを活用し、動画情報を発信して県の行事等を紹介 15年4月：テレビ広報番組をイベント開催結果のお知らせからイベント等の事前周知や新制度の紹介を中心とした「県民参加型広報番組」に改編					
関連ホームページ	動画： http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/00004020030910/frontpage.htm テレビ： http://www.pref.ehime.jp/020kikakujoho/020kenseikoho/kohobangumi/index.htm					

推進事項	(5)- 政策決定過程への県民参加の促進				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	ア パブリック・コメント制度の定着化と対象範囲の拡大					
内容	県の施策に関する基本的な計画等の立案に当たって、その趣旨や内容などを広く県民に公表して意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うパブリック・コメント制度の定着化を図るとともに、定着化の度合い等を見極めながら、対象範囲の拡大も検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
手続の実施状況等の一覧作成・公表				→		
対象範囲の拡大の検討				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：パブリック・コメント実施件数 22件 15年度：パブリック・コメント実施件数 8件 14年度：パブリック・コメント実施件数 13件 13年度：パブリック・コメント実施件数 14件 「パブリック・コメント制度の実施に関する要綱」の制定（13年4月施行） 「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（11年3月閣議決定）					
関連ホームページ	パブリック・コメントのページ： http://www.pref.ehime.jp/comment/index.htm					

推進事項	(5)- 政策決定過程への県民参加の促進 イ コミュニケーション型事業手法の積極的な導入				所管 部 課	土木部 管理局 土木管理課 技術企画室
具体的な取組	コミュニケーション型土木行政の推進					
内容	公共事業の実施に当たり、計画の段階から県民の意見を求め合意形成を図っていくPI（パブリック・インボルブメント）手法の導入について国の動向も参考に検討を行うとともに、公共事業の現場見学会の実施など情報の積極的な提供や、県民との双方向のコミュニケーション重視など県民にわかりやすい土木事業の推進に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
合意形成技術の導入検討 ・県民とのコミュニケーション手法 ・PI手法 ・NPOとの連携				→		
モデル事業の実施 ・PI手法の導入 ・現場見学会の開催				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：「土木の日（11月18日）」の付近に「えひめの土木体感プログラム」を各地方局（西条を除く）で実施。 15年度：「土木の日（11月18日）」の現場見学会を各地方局開催の参加型の見学会「えひめの土木体感プログラム」に変更。 流域住民が参加する流域懇談会を通じた河川整備計画の策定（13年6月：須賀川水系等） 「土木の日（11月18日）」の現場見学会（63年度～14年度）など					
関連ホームページ	http://www.pref.ehime.jp/doboku/doboku2/index.htm					

推進事項	(5)- 政策決定過程への県民参加の促進 ウ 委員会・審議会等の会議の原則公開と公募委員及び女性委員の積極的な登用				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	会議を公開している審議会等の数の拡大					
内 容	県民参加による公正で開かれた県政を推進するため、「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき、対象となる審議会等の会議を原則公開とする。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
審議会等の会議の原則公開				→		
16年度までの主な進捗状況	12年5月制定の「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づく公開決定を行った審議会等数238(16年11月末現在)					
関連ホームページ	審議会などの会議の公開のページ： http://www.pref.ehime.jp/osirase/singikai/kokai.htm					

推進事項	(5)- 政策決定過程への県民参加の促進 ウ 委員会・審議会等の会議の原則公開と公募委員及び女性委員の積極的な登用				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 男女参画課 (関係部課)
具体的な取組	公募委員を登用している審議会等の数の拡大					
内 容	県の政策・方針決定過程への県民参加を促進するため、審議会等委員の公募制の拡大を図るとともに、県民に広く周知し多くの応募者を募るため、「県審議会等における委員公募の取り扱い要領」に基づき、毎年度一括した公募のPRを実施する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「県審議会等における委員公募の取り扱い要領」に基づく一括公募の実施				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：12 審議会等 15名(女性12名・男性3名)の公募委員が就任(16年12月現在) 15年度：21 審議会等 31名(女性23名・男性8名)の公募委員が就任。 14年度：16 審議会等 24名(女性18名・男性6名)の公募委員が就任。 13年度：18 審議会等 35名(女性28名・男性7名)の公募委員が就任。 12年度：30 審議会等 52名(女性34名・男性18名)の公募委員が就任。					
関連ホームページ						

推進事項	(5)- 政策決定過程への県民参加の促進 ウ 委員会・審議会等の会議の原則公開と公募委員及び女性委員の積極的な登用				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 男女参画課 (関係部課)
具体的な取組	審議会等における女性委員登用率の向上					
内 容	男女が対等な立場で県の政策・方針決定過程に参画できるよう、これまで後れていた女性の県審議会等委員への登用の拡大を図ることとし、審議会等への委員公募制と併せて女性委員の積極的な登用を図る。 13年5月策定の「愛媛県男女共同参画計画」に示した女性委員登用率の数値目標(17年度：33.3% 22年度：40%)の達成を目指す。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
女性登用率の向上				→	登用率 33.3%	
16年度までの主な進捗状況	16年10月1日現在 34.8%(17年度目標33.3%は達成) 16年4月1日現在 32.2% 15年4月1日現在 27.5% 14年4月1日現在 25.7% 13年4月1日現在 23.8% 12年4月1日現在 18.1%					
関連ホームページ						

推進事項	(5)- 政策決定過程への県民参加の促進 工 えひめ夢提案制度(愛媛県版構造改革特区 e-夢提案制度)				所管 部 課	企画情報部 管理局 企画調整課 (関係部課)
具体的な取組	同上					
内 容	国の特区・地域再生制度に対応し、市町や民間事業者等からの提案を受け、県の政策や規制緩和等について検討を行い、地域限定(県版特区の認定)又は、全県で対応を行う。 (1) 受け付ける提案の範囲 県の権限に係る規制の特例措置等 (2) 提案者 提案に係る事業を実施しようとする者 (3) 提案の時期 5月、9月の年2回(予定)					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
えひめ夢提案制度(愛媛県版構造改革特区 e-夢提案制度)				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(5)- 県民ニーズの把握・反映システムの構築				所管 部 課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課
具体的な取組	ア 県民の声が知事に直接届く広聴システムの構築					
内 容	県民参加の開かれた県政の実現に向け、県民の生の声が知事に直接届く広聴システムを構築し、県政に対する県民の理解と認識を深める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「こんにちは！知事です」の開催				→		
提言ポスト・ファックス・電子メール事業の実施				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ	「こんにちは！知事です」のページ： http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00000533020517/22s0205151.htm 知事への電子メールのページ： http://www.pref.ehime.jp/governor/governor_teigen.html					

推進事項	(5)- 県民ニーズの把握・反映システムの構築				所管 部 課	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課
具体的な取組	イ 各種広聴制度に基づく県民の声データベースの構築					
内 容	県民から寄せられた意見・提言等及びそれに対する回答・対応について、各所管課が共通様式に入力するなどによりデータベース化を行い、県民の声を組織共通の課題とするため、庁内LANシステムを活用し、職員の閲覧に供する。また、県のホームページに掲載し、県の取組について県民等へ広く公表する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県民からの意見・提言等のデータベース化			→			
16年度までの主な進捗状況	県が実施している広報広聴活動については、各年度ごとに「広報広聴活動の記録」として冊子にまとめ、庁内各課等に配布。					
関連ホームページ						

推進事項	(5)- 県民ニーズの把握・反映システムの構築				所管	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 公共施設における窓口サービス水準の公表・改善				部課	
内容	県の公共施設等(管理を委託している施設等を含む)において設定している窓口サービス水準(サービス内容、提供時間帯、処理時間、料金体系、施設内でのルール等)及びサービスの提供に対する要望・苦情等の処理体制を県のホームページに掲載し公表するとともに、それに対する利用者等の意見を採り入れながら、サービス水準の改善や施設の有効利用等を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
窓口サービス水準及び要望・苦情等の処理体制の公表	(開始)				対象施設数：42 施設	
定期的な県政モニターアンケート調査等の結果に基づく改善等						
16年度までの主な進捗状況	16年度：窓口サービス水準及び要望・苦情等の処理体制の公表42 施設。 14年度：公共施設における窓口サービス水準及び要望・苦情等の処理体制の公表開始。 パスポートセンターの業務時間を延長(火曜・木曜：8時30分～17時 8時30分～19時) 13年度：「県の公共施設のサービス水準に関する県政モニターアンケート調査」の実施。 パスポート発給申請書類の入手場所81カ所に拡大。 11年度：愛媛県美術館の開館時間を変更・延長(開館時間 9時～17時 9時40分～18時) パスポートの発給申請に必要な収入印紙及び県証紙を同時に購入できる自動販売機を設置。					
関連ホームページ	県民利用施設のサービスチェックのページ： http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/gyou235/sisetuitiran.htm					

推進事項	(5)- 県民ニーズの把握・反映システムの構築				所管	企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	エ 県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実				部課	
内容	県民が県政に親しみを感じ、県政情報や行政サービスを気軽に利用できるよう、県民総合相談プラザ等の窓口業務の充実に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県民の立場に立った相談業務の充実						
16年度までの主な進捗状況	16年度：「よくある相談等のQ & A」の県ホームページへの掲載 15年度：「各種相談窓口のご案内」の県ホームページへの掲載 14年度：窓口の充実として、手話通訳の必要な来庁者に対しても適切な対応ができる職員を配置。 13年度：本庁及び各地方局の県民(総合)相談プラザ内に、県・市町村等の情報等を県民に提供する地域情報総合発信システムの公共端末「県民情報ターミナル」を配備。 12年度：本庁及び各地方局の県民相談プラザに県民相談員を配置するとともに、各部から選任された兼務職員の協力を得て、県政に関する県民からの相談、意見、要望、苦情等に迅速に対応。					
関連ホームページ	県民総合相談プラザ： http://www.pref.ehime.jp/guide/guide2.htm 各種相談窓口のご案内： http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00004279031127/soudan3.htm よくある相談等のQ & A http://www.pref.ehime.jp/020kikakujo/020kenseikoho/00005554040922/faq.htm					

推進事項	(5)- 県民ニーズの把握・反映システムの構築				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 企画情報部 秘書広報局 広報広聴課 (関係部課)
具体的な取組	オ 県民苦情相談委員制度の導入検討					
内 容	県行政に対する苦情などに迅速かつ適切に応え、行政の公正、透明性を確保するため、各種相談員制度全般を見直し、国や他の自治体における行政相談委員制度等も参考にしながら、愛媛にふさわしい相談委員制度の導入を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
・国や他の自治体の導入事例、問題点・課題等の整理 ・愛媛にふさわしい制度のあり方の検討		→				
16年度までの主な進捗状況	15年度：苦情相談委員制度の全国都道府県の導入事例調査					
関連ホームページ						

推進事項	(6)- エコオフィスの推進とISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用				所管 部 課	県民環境部 環境局 環境政策課
具体的な取組	ア エコオフィスの推進					
内 容	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき13年3月に策定した「愛媛県地球温暖化防止実行計画」により、電気、ガソリン、重油等の使用に伴う二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を図り、県自らが環境にやさしいオフィスづくりに取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「愛媛県地球温暖化防止実行計画」に基づく温室効果ガス削減への取組				→	11年度実績から62%以上の二酸化炭素排出量の削減	
グリーン購入の推進		(毎年度購入)	推進方針を作成)	→		
16年度までの主な進捗状況	14年度以降：本庁舎において、エコオフィスを円滑に実施するため、環境マネジメントシステムにより、エコオフィス活動手順書を作成し、実施。 13年度：全機関を対象として環境にやさしい取組に関する説明会を開催するとともに、各職場において率先して環境にやさしい行動を実践する「地球温暖化対策推進員」を設置。					
関連ホームページ	愛媛県地球温暖化防止実行計画のページ： http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/green/co2.pdf 愛媛県グリーン購入推進方針のページ： http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/green/green.htm					

グリーン購入：製品やサービスを購入する際、価格や品質、利便性やデザインだけでなく、環境のことを考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先して購入すること。

推進事項	(6)- エコオフィスの推進とISO14001に基づくマネジメントシステムの運用				所管 部 課	県民環境部 環境局 環境政策課
具体的な取組	イ ISO14001に基づく環境マネジメントシステムの運用					
内 容	14年度にISO14001の認証を取得した環境マネジメントシステムを運用することにより、本県における環境に配慮した行政(各種環境保全施策の計画的な進行管理、環境負荷の徹底低減)の推進を図るほか、県内市町及び事業者への普及を図る基盤を作る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
ISO14001の認証取得及び運用		(14年11月に認証取得)		→	別途定めたシステム文書により設定。	
16年度までの主な進捗状況	15年度以降：認証取得後、システムの運用を継続。 14年度：7月に仮運用を開始。本審査を受け11月末に認証登録後、本運用を開始。 13年度：環境側面、環境影響評価などの予備調査を行い、環境方針及び目的・目標を策定し、システム文書を作成。					
関連ホームページ	本県のISO14001のページ： http://www.pref.ehime.jp/kankyoku/k-hp/iso/iso-a/torikumi.htm					

3 効率的・効果的な組織・執行体制の整備

<推進の方向>

(1) 公務員制度改革を視野に入れた人事管理システムの確立

能力・実績・意欲を重視した人事管理システムへの転換

国において具体化が検討されている公務員制度改革を視野に入れながら、年功序列的な要素が強い人事管理制度を見直し、努力し成果を挙げた者こそ報われるような、職員の能力や実績、意欲を重視した信賞必罰の人事管理システムへと転換していく必要があります。

このため、公平で納得性の高い評価制度の導入や職員の能力・適性等に対応した複線的な任用制度、職員の自主性と職務意欲を高める庁内公募制を導入するとともに、女性職員の登用拡大を進めます。

複線的な任用制度：行政における総合性と専門性の両立を目指すため、部長・課長・係長などの従来の職階制に加え、専門職的な任用ポストの設置など、職員の能力や適性等に適応した任用コースによる人事管理を行う制度。

庁内公募制：職員の意欲を喚起するとともに、隠れた人材を発掘・育成するため、特定の業務について異動したい職員を庁内で公募する制度。

任用システムの弾力化による民間の人材活用等

社会経済情勢の変化や新たな行政課題、多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応し、特に専門性が求められる分野において即戦力となる有能な人材を確保していくため、任用システムの弾力化を図り、高度な専門的知識や能力を有する民間の人材の登用等を検討します。

計画的な人材育成

職員の能力や適性を最大限に引き出し、組織の総合力を向上させるため、研修所が実施する研修について、業務遂行能力を高めるより効果的かつ実践的な研修カリキュラムへと充実強化を図るとともに、若いうちに幅広い職務を経験させるようなジョブ・ローテーションや職場研修・自己啓発の推進などにより、幅広い総合的な人材育成に取り組みます。

ジョブ・ローテーション：職員の能力向上を図るとともに、将来的に本人の能力や適性を最大限に活かせるよう、一般職員に異なる職務を幅広く経験させることを計画的に行う人事配置制度。

(2) 行政組織等のスリム化・活性化

行政機関のスリム化・活性化

スクラップ・アンド・ビルドの徹底による簡素で効率的な組織・機構づくりを基本に、県民本位の県政が着実に推進できるよう、県政の重要課題に総合的かつ機能的に対応できる組織・機構づくりに努めます。特に、地方機関については、市町村合併や地方分権の進展など、社会経済情勢の変化を見極めながら、組織の抜本的な見直しを進めます。

本庁及び地方機関の組織数(愛媛県) (11年度比較)

区分	組織数		5年間の増減数
	11年度	16年度	
本庁組織数	部局数	8	8
	課室数	76	76
	知事部局	57	58
	公営企業管理局	3	3
	教育委員会	8	9
	諸局委員会	8	6
地方機関 課室等数	321	299	22
知事部局	273	245	28
公営企業管理局	22	20	2
教育委員会	26	34	8

部局数は知事部局のみ(部内局は除く。) (4月1日現在)
課室数には課内室は含まれていない。

類似人口規模県との部局数・地方機関数の比較

都道府県	本庁組織(知事部局)		地方機関(知事部局)	
	部局数	課室数	地方機関総数	総合出先機関制の採用の有無
愛媛県	8	58	75	(地方局)
青森県	10	57	61	×
岩手県	10	61	83	(地方振興局)
山形県	7	43	55	(総合支庁)
山口県	10	69	135	×
長崎県	9	80	86	(振興局)
大分県	10	62	99	(地方振興局)

組織数は16年4月1日現在(他県については本県の聞き取り調査)
部局数は知事部局のみ(部内局は除く。)

また、地方機関の統廃合による組織の整理・合理化、事務事業の見直し、アウトソーシングの推進、積極的な市町への権限移譲などによる業務プロセス改革などにより、計画的な定員管理を図るとともに、適正な給与水準及び給与制度の維持管理に努めます。

特に定員管理については、平成14～17年度までの4年間で一般行政部門の職員数を20%(92人)削減する計画を平成16年度に1年前倒しで達成したことを受け、新たな計画づくりに取り組むこととし、平成17～21年度までの5年間に一般行政部門の職員数を100%(450人)削減することを目標に掲げ、その実現に向けた取り組みを進めます。

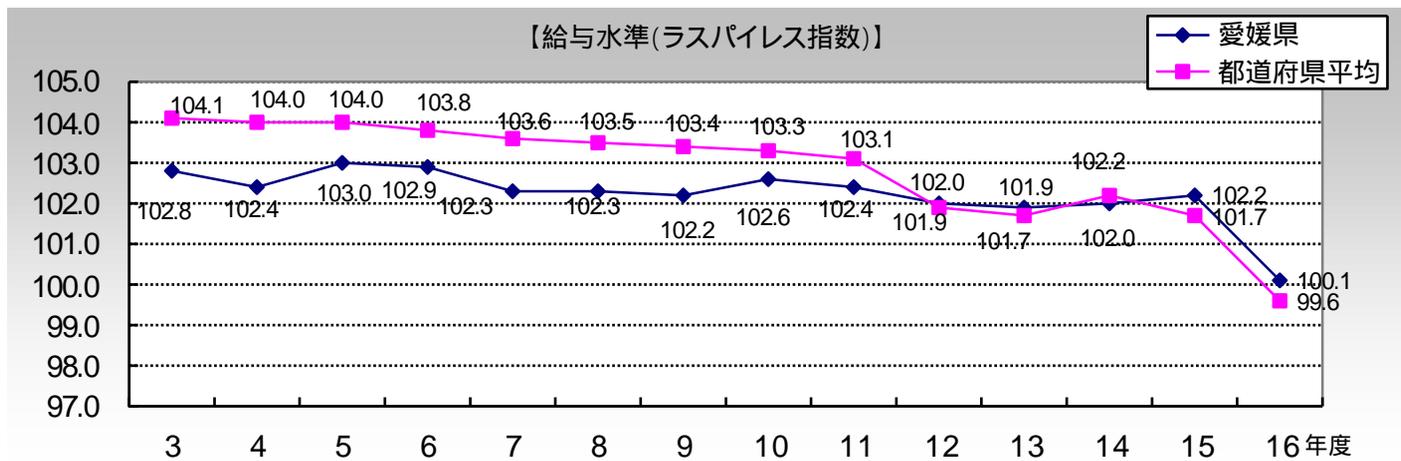
〔定員管理の数値目標〕

・新しい定員適正化計画(第四次定員適正化計画)

- (1) 計画期間 平成17～21年度(5か年)
- (2) 対象職員 一般行政部門の職員数[知事部局(医療技術大学及び医療技術短期大学を除く。)、人事委員会、議会、監査及び地方労働委員会の事務部局の職員数]
- (3) 目標数値 平成16年度の一般行政部門職員数の10.0%(450人)を削減する。

・現計画の達成状況(第三次定員適正化計画)

平成14～17年度までの4年間に、平成13年度の一般行政部門職員数の2.0%(92人)削減する計画を1年前倒しで達成(平成16年度までの進捗率・100%)



ラスパイレス指数：各地方自治体の一般行政職の構成を学歴別・経験年齢別に区分し、自治体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して自治体ごとの平均給料額を算出。国家公務員の平均給料額を100として対比した指数。

さらに、意思決定の迅速化と組織活性化を図るため、重要課題に対するトップマネジメント機能を強化する一方、スタッフ職の活用やグループ制等の導入範囲の拡充、組織のフラット化(中間職位・階層の廃止)の実施検討、決裁権限の下位権者及び地方機関への委譲や各部局が自らの責任と判断で組織管理を行うことができるように内部管理事務の権限の各部局への委譲などを進めます。

グループ制：複数の担当係長及び担当者で構成され、複数の担当係長によるチーム編成や複数のチームによる共同処理など、業務量や業務内容に応じて柔軟で機動的な執行体制を整備するための組織。

組織のフラット化：中間職位・階層を廃止することにより意思決定のプロセスを短縮化・迅速化し、機動的・弾力的な執行体制の整備を図ること。

事務処理の簡素化・効率化など事務改善の推進

庁内LANシステムの活用による内部事務の効率化・迅速化及びペーパーレス化を進めるとともに、職員の自主研究活動の支援や提案制度の充実などにより、能率的な仕事の進め方や制度・システム等自体の見直し・改善を進め、超過勤務の縮減など執務環境の改善に積極的に取り組みます。

委員会・審議会等の見直し

委員会・審議会等のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、引き続き必要なものについても、委員定数や開催回数の縮減など運営方法の見直し・改善を図ります。

県出資法人の統廃合等と自立化に向けた県の関与の見直し

行政が直接対応することが困難又は行政が直接対応するよりも効果的・効率的に実施することが可能な分野で、民間部門が対応できない公共的な事業を民間の経営ノウハウ等を活かしながら実施することを目的に設立された県出資法人(県の出資率25%以上の法人や知事等が代表者となっている法人)について、経営状況の点検・評価を行い、民間や市町と競合する業務の整理縮小や、低金利時代に対応した経営基盤の充実強化などの観点から、引き続き、統廃合や事業・組織の見直し等経営改善を図ります。

また、経営改善を進める中で法人の自立化を促しながら、県からの派遣職員の引揚げや県支出金の削減等に取り組むほか、法人自らの情報公開の実施を促します。

県が出資等をしている法人の内訳

(平成16年4月1日現在)

団体の種類 出資率等	財団法人	社団法人	社会福祉 法人	特別法人	商法法人	計
50 %以上	10	0	1	3	0	14
25 %以上 50 %未満	8	2	0	1	4	15
25 %未満	5	1	0	2	12	20
その他	0	0	0	0	0	0
計	(18) 23	(2) 3	(1) 1	(4) 6	(4) 16	(29) 49

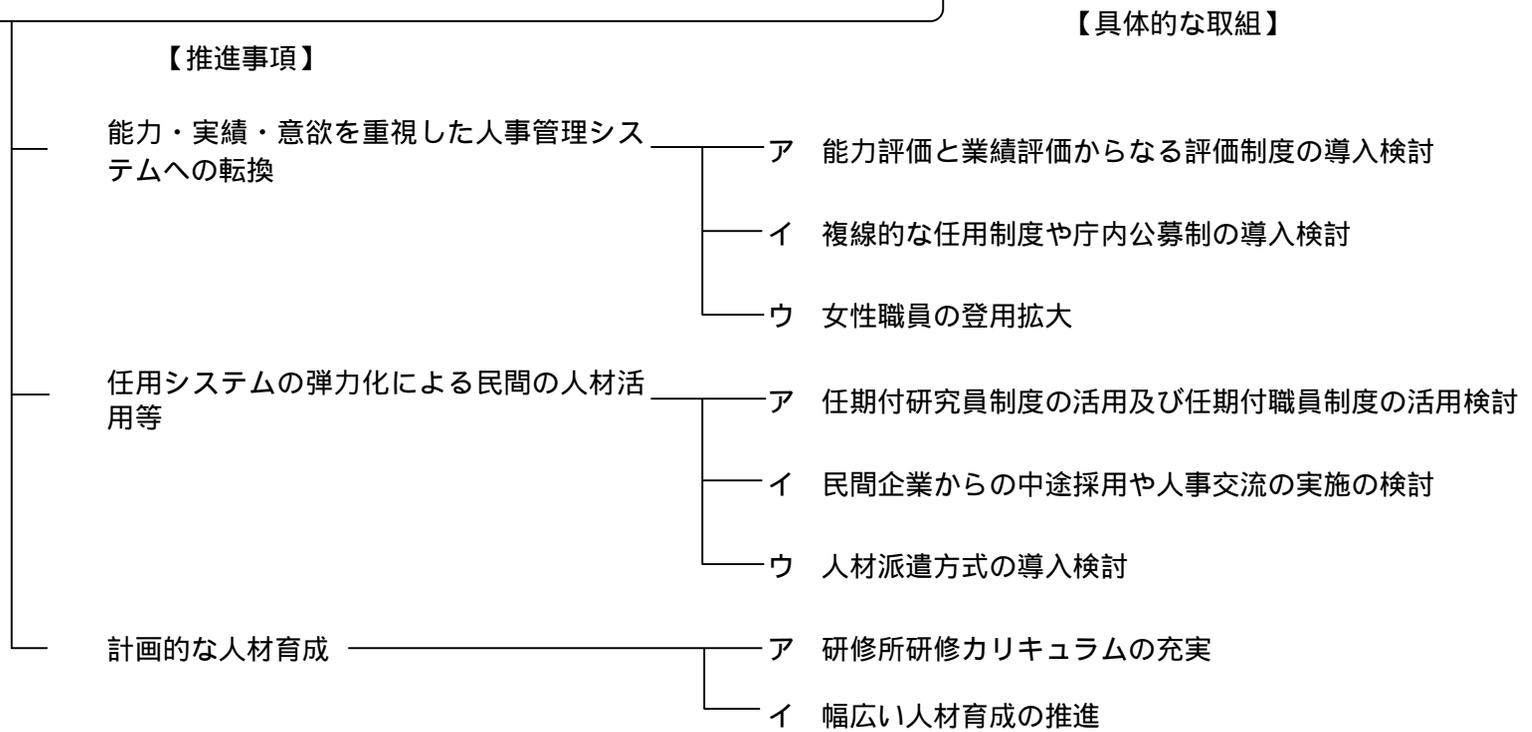
()内の数字は、県の出資率が25%以上の法人や知事等が代表者となっている法人。

任意協議会等の整理合理化

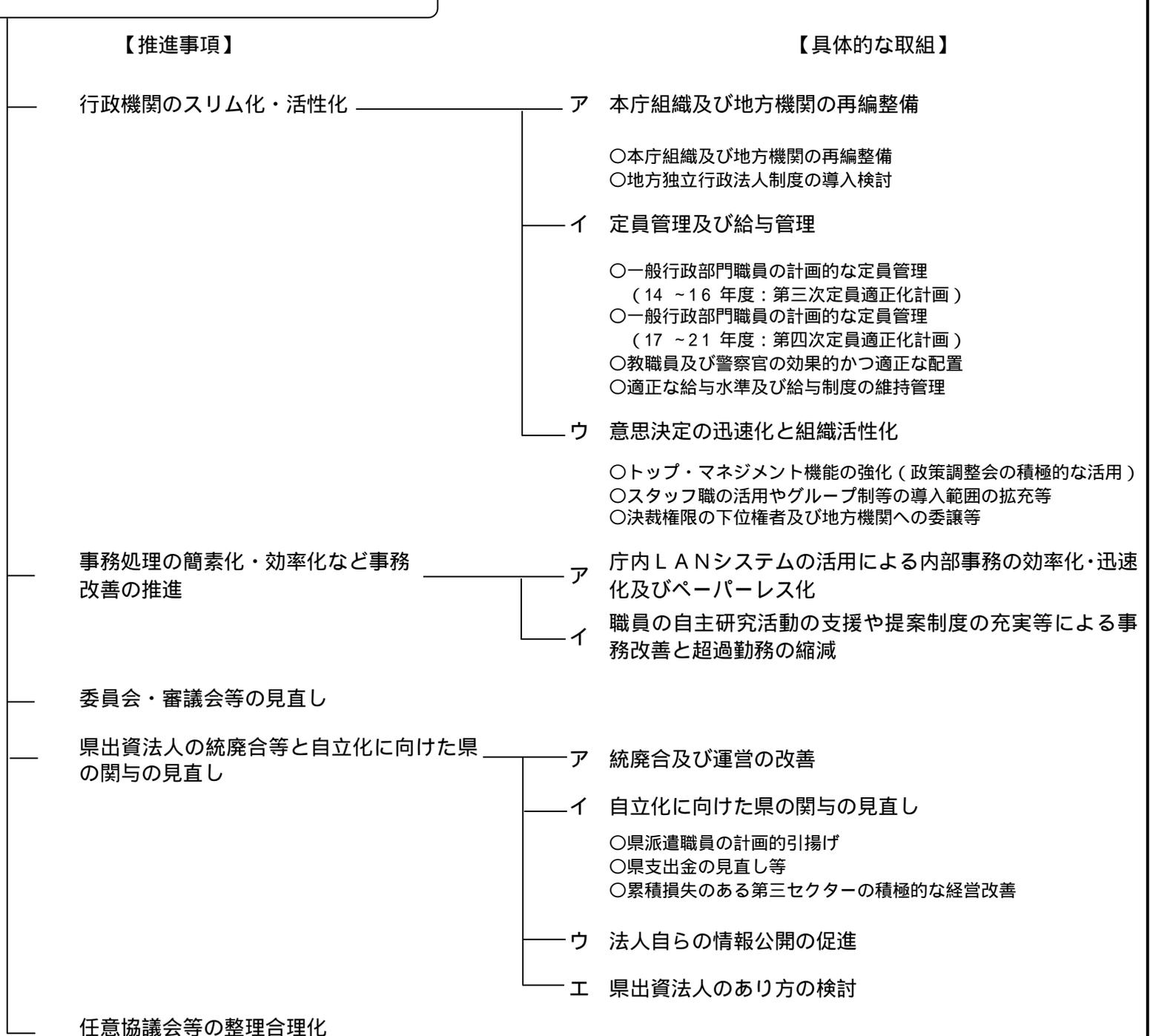
県政の様々な分野における各種事業の円滑な推進や構成員への普及・啓発等の目的に一定の役割を果たしてきた任意協議会等（県出資法人以外の法人格を有する団体を含む。）について、そのあり方を見直し、廃止や事務局の移管を進めます。

《推進の体系》

(1) 公務員制度改革を視野に入れた人事管理システムの確立



(2) 行政組織等のスリム化・活性化



推進事項	(1)- 能力・実績・意欲を重視した人事管理システムへの転換				所管 部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 能力評価と業績評価からなる評価制度の導入検討					
内容	職員一人ひとりの能力・業績を重視し、職員全体の生産性を向上させるため、仕事の実績が正しく評価され、努力し成果を挙げた者こそ報われるような評価制度の導入を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
評価制度の導入検討				→		
16年度までの主な進捗状況	「公務員制度改革大綱」(13年12月：閣議決定) 現行の勤務評定制度に替え、能力評価と業績評価からなる新たな評価制度を導入することを明記。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 能力・実績・意欲を重視した人事管理システムへの転換				所管 部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 複線的な任用制度や庁内公募制の導入検討					
内容	県が政策面で主体性を発揮していくためには、職員一人ひとりにこれまで以上に専門的な知識や判断力が求められるようになることから、行政における総合性と専門性の両立が大きな課題である。このため、職員の能力や適性等に適応した複線的な任用制度の導入や職員の自主性を活かして職務に対する意欲を高めるような庁内公募制の導入を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
複線的な任用制度の導入検討				→		
庁内公募制の導入				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：～及び：地方局区分を加えて実施 15年度：～及び：技術職員の事務分野への交流区分を加えて実施 14年度：下記の3区分で庁内公募制の導入 ：特定プロジェクト区分、：県外勤務、：海外派遣・国内留学区分 「公務員制度改革大綱」(13年12月：閣議決定) 複線型人事マネジメントの推進や公募制の積極的活用などによる多様な人材の育成・確保を図ることを明記。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 能力・実績・意欲を重視した人事管理システムへの転換				所管 部課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 女性職員の登用拡大					
内容	女性職員の政策形成過程への参画推進等の観点から、今後とも幹部(役付)職員への登用拡大を図るとともに、将来の登用に向けた人材を育成するため、意欲ある若手職員の新たな職域への配置拡大を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
女性職員の政策形成過程への参画推進と登用の拡大				→		
16年度までの主な進捗状況	役付職員(係長以上：知事部局)の登用率 13年度：6.0% 14年度：6.8% 15年度：7.1% 16年度：7.3%					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 任用システムの弾力化による民間の人材活用等				所管 部 課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ア 任期付研究員制度の活用及び任期付職員制度の活用検討					
内 容	高度な研究分野について、外部から人材を受け入れ、研究員相互の交流を推進することにより、試験研究機関等専門分野の研究活動が一層活性化するよう、任期付研究員制度の積極的な活用を図るとともに、公務部門では得られにくい高度の専門性を備えた民間の人材の登用や県民ニーズに的確に対応する人材を即戦力として確保するため、任期付職員制度の活用を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
任期付研究員制度の活用				→		
任期付職員制度の活用検討				→		
16年度までの主な進捗状況	15年度：15年4月 紙産業研究センターにおいて任期付研究員(1名)採用。 14年度：15年2月議会で「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を制定。 14年6月 衛生環境研究所において任期付研究員(1名)採用 13年度：13年12月議会で「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」を制定・施行。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 任用システムの弾力化による民間の人材活用等				所管 部 課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	イ 民間企業からの中途採用や人事交流の実施の検討					
内 容	社会の複雑・高度化に対応して、特に専門性が求められる分野において即戦力となる有能な人材を確保していくため、民間企業において様々な経験を有する人材の中途採用を検討するとともに、人事交流制度による人材の受け入れを積極的に活用する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
民間企業からの中途採用や人事交流の実施の検討				→		
16年度までの主な進捗状況	「公務員制度改革大綱」(13年12月：閣議決定) 民間からの人材の確保を積極的に推進し、多様な人材の確保を図ることを明記。 現在、金融機関や通信会社の職員を実務研修生として受け入れ、専門知識の活用を図っている。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 任用システムの弾力化による民間の人材活用等				所管 部 課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	ウ 人材派遣方式の導入検討					
内 容	特殊な能力が短期的に必要な部門や臨時的な職などについて、民間の人材派遣会社から派遣を求める方式の導入を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
人材派遣方式の導入検討				→		
16年度までの主な進捗状況	「公務員制度改革大綱」(13年12月：閣議決定) 民間からの人材の確保を積極的に推進し、多様な人材の確保を図ることを明記。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 計画的な人材育成				所管 部 課	総務部 管理局 人事課 (研修所)
具体的な取組	ア 研修所研修カリキュラムの充実					
内 容	研修所が実施する研修について、政策形成関連研修等の強化など、業務推進能力を高めるより効果的かつ実践的な研修カリキュラムへと充実強化を図る。16～17年度において研修体系の抜本的見直しを行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
政策形成関連研修等の強化				→		
多様な選択コース制の導入検討				→		
研修のあり方の抜本的見直し				→		
16年度までの主な進捗状況	「人材育成の基本方針」に基づき、研修所における研修体系や研修内容の充実・多様化、職員の派遣研修の推進、職場研修や自己啓発に積極的に推進。業務推進能力を高めることを主眼に、「社会調査技法講座」「ビジネス英語」を開設するなど、研修カリキュラムを充実。					
関連ホームページ						

推進事項	(1)- 計画的な人材育成				所管 部 課	総務部 管理局 人事課 (研修所)
具体的な取組	イ 幅広い人材育成の推進					
内 容	幅広い知識や柔軟な発想、未来を切り拓くチャレンジ精神を持つ職員を育成するため、研修所研修と相互に連携して、若いうちに幅広い経験をさせるようなジョブ・ローテーションの推進、職場研修や自己啓発の充実、国の省庁や海外等への派遣研修の推進に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
若手職員の計画的なジョブ・ローテーションの推進				→		
職場研修や自己啓発の支援制度の充実				→		
国の省庁や海外等への派遣研修の推進				→		
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 ア 本庁組織及び地方機関の再編整備				所管 部 課	総務部 管理局 人事課 (関係部課)
具体的な取組	同上					
内 容	新たな政策課題に即応した本庁推進体制の整備や、市町村合併や地方分権の進展など社会経済情勢の変化を踏まえた地方機関の再編整備に取り組む。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
新たな政策課題に即応した本庁推進体制の整備				→		
社会経済情勢の変化を踏まえた地方機関の再編整備 ・地域完結性を高める地方局の総合調整機能の強化 ・地方局制度のあり方 ・農業改良普及センターの見直し ・保健所の見直し ・土木事務所の見直し等				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>16年度：平成15年度に構築した新しい組織体制の充実と、平成17年度から予定している地方機関の見直しを先行する形で一部組織の整理・統合を実施。 前年度に引き続き地方機関のあり方について行政改革・地方分権推進本部において検討を行い、「平成17年4月の出先機関の再編」と「地方局の将来方向」についての検討結果報告を取りまとめ、県方針として公表。</p> <p>15年度：行政需要が減少している農業改良普及部門など地方機関を中心に知事部局全体で20の組織を減少。 全ての部に部内局を設置するとともに、知事から部長、部長から局長へと大幅に権限委譲し、局長を責任者とする迅速かつ効率的な執行体制を確立。 地方機関のあり方検討委員会で最終報告を取りまとめ。 同報告を元に、行政改革・地方分権推進本部において、保健・福祉部門の統合や農林、土木部門の出先機関の再編、さらには地方局の再編など、市町村合併後の新体制にふさわしい簡素で効率的な地方機関のあり方を検討。</p> <p>14年度：市町村合併の進展にあわせ、これからの地方機関のあり方を検討するため、「地方機関のあり方検討委員会」を設置。</p> <p>13年度：当面する行政課題に適切に対応できる体制を整備。 (廃棄物対策課循環型社会推進監の設置、漁政課の設置等)</p> <p>12年度：簡素で効率的な組織を基本に、新しい長期計画などの重点施策を円滑に推進するとともに、新しい行政課題に積極的に対応できるような組織・機構を構築。 (部局の再編[企画情報部、県民環境部、教育委員会文化スポーツ部の設置]等)</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 ア 本庁組織及び地方機関の再編整備				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 " 管理局 人事課 (関係部課)
具体的な取組	地方独立行政法人制度の導入検討					
内 容	事務・事業の自立的、効率的な実施を図る観点から制度化されている国の独立行政法人により提供されている行政サービスと同様のものを提供している機関について、地方独立行政法人制度に関する法律の制定などの動向を踏まえながら、制度導入の可能性について検討を行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
地方独立行政法人制度の導入可能性に関する検討				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>15年度：「地方独立行政法人に関する庁内連絡会」を開催</p> <p>14年度：総務省「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会」による「地方独立行政法人制度の導入に関する研究会報告書」の作成</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 イ 定員管理及び給与管理				所管 部 課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	一般行政部門職員の計画的な定員管理 (14～16年度：第三次定員適正化計画)					
内 容	スリムな体制を維持するために、厳正な定員管理を基本に、本県の行財政のあり方にふさわしい定員管理の数値目標を設定し、スクラップ・アンド・ビルドの徹底による適正な職員配置、事務事業や組織・機構の整理合理化、アウトソーシングの推進やIT技術の積極的な活用などによる業務プロセス改革などにより、計画的な定員管理を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
目標数値を踏まえた計画的な定員管理	(13年度) 4,586人			4,494人	13年度の一般行政部門職員数の2.0%(92人)削減	
16年度までの主な進捗状況	定員適正化計画の進捗状況 14～17年までの4年間に一般行政部門職員数を92人(2.0%)削減する計画を1年前倒しで達成 14年度実績 16人 15年度実績 34人 16年度実績 42人 17年度計画 - (新しい定員適正化計画へ) 計 92人 「新行政改革大綱(11年3月策定)」で、一般行政部門の職員数を11年度から13年度までの3年間で71人(1.5%)削減する目標を定め、13年度までに99人(2.1%)を削減(12年度の文化部門の教育委員会への移管に伴う形式減18人を加えると117人削減)。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 イ 定員管理及び給与管理				所管 部 課	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	一般行政部門職員の計画的な定員管理 (17～21年度：第四次定員適正化計画)					
内 容	厳しい財政状況を踏まえ、一層スリムで効率的な体制を構築するため、市町村合併の進展に伴う出先機関の統廃合や地方局の再編による組織の整理・合理化、事務事業の見直しやアウトソーシングの推進、積極的な市町への権限移譲などによる業務プロセス改革などにより、適切かつ計画的な定員管理を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
目標数値を踏まえた計画的な定員管理				(新しい定員適正化計画)	17～21年度までの5年間で、16年度の一般行政部門職員数の10.0%(450人)を削減	
16年度までの主な進捗状況						
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 イ 定員管理及び給与管理				所管 部 課	教育委員会 義務教育課 " 高校教育課 警察本部 警務課
具体的な取組	教職員及び警察官の効果的かつ適正な配置					
内 容	法令により職員の配置基準が定まり、一律な職員数の削減になじまない教職員や警察官について、児童・生徒数及び学級数の減少や治安情勢の動向を踏まえながら、効果的かつ適正な配置を進める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
児童・生徒数及び学級数の減少に伴う教職員定数の減員					児童・生徒数及び学級数が減少する中で教職員のより効果的な配置を検討する。	
警察職員定数の減員	(振替え5人)	(削減4人)	(削減5人)	(削減5人)		
16年度までの主な進捗状況	警察職員定数(交通巡視員)の警察官定数への振替 平成11年度 21人 平成12年度 5人 平成13年度 5人 平成14年度 5人 計36人実施					
関連ホームページ						

進 事 項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 イ 定員管理及び給与管理				所 管 部 課	総務部 管理局 人事課
具 体 的 な 取 組	適正な給与水準及び給与制度の維持管理					
内 容	人材育成と職員の士気の高揚に配慮しながら、厳しい財政状況の中で、一職一級制を基本とする職務給の原則を堅持するとともに、人事委員会の勧告を尊重し、適正な給与水準の維持に努める。また、能力と実績を重視した給与システムの構築に向けて検討する。					
実 施 概 要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
人事委員会の勧告を尊重した適正な給与水準の維持				→		
能力や実績を重視した給与システムの構築に向けた検討				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>15年度：民間の厳しい経済状況を反映した人事委員会勧告を尊重し、職員給与の引き下げ改定を実施。</p> <p>14年度：民間の厳しい経済状況を反映した人事委員会勧告を尊重し、職員給与の引き下げ改定を実施。</p> <p>13年度：人事院勧告に基づき、高齢層職員の昇給停止年齢を60歳(58歳昇給延伸)から原則55歳に引き下げ。</p> <p>10年度：特殊勤務手当等の抜本的見直し(手当の廃止、支給対象業務の縮小、月額手当の日額化等)を実施。「公務員制度改革大綱」(13年12月：閣議決定) 職員一人ひとりを多様な側面から評価し、多面的な貢献度を適切に反映した給与制度への改革を明記。</p>					
関連ホームページ						

推 進 事 項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 ウ 意思決定の迅速化と組織活性化				所 管 部 課	総務部 管理局 財政課 企画情報部 管理局 企画調整課
具 体 的 な 取 組	トップ・マネジメント機能の強化(政策企画会議の積極的な活用)					
内 容	各部局が新規予算化を予定している重要な事業など、主要な施策や懸案事項について政策企画会議へ積極的に付議し、県勢発展の戦略づくりの場として活用する。					
実 施 概 要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
政策調整会の積極的な活用(P16 再掲)				→		
16年度までの主な進捗状況	<p>政策調整会(17年度に政策企画会議へ改組)開催状況</p> <p>16年度：11月(県長期計画や第二次県政改革プランの推進にあたり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項) 5月(県長期計画や第二次県政改革プランの推進にあたり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項)</p> <p>15年度：11月(県長期計画や第二次県政改革プランの推進にあたり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項) 4月(大規模施設等の優先順位について、6月補正予算に向けた懸案事項)</p> <p>14年度：10月(県長期計画の推進に当たり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項) 5月(県長期計画の推進に当たり、部局横断的な課題や高度な政策的判断を要する事項)</p> <p>13年度：11月(県長期計画の推進及び14年度当初予算〔21世紀枠〕計上に係る懸案事項) 7月(9月補正予算及び14年度当初予算に向けた懸案事項)</p> <p>12年度：11月(県長期計画前期実施計画への掲載事業) 6月(県政推進に係る当面の課題)</p> <p>11年度：12月(当初予算のうち特に重要な政策予算)</p>					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 ウ 意思決定の迅速化と組織活性化				所管	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	スタッフ職の活用やグループ制等の導入範囲の拡充等				部課	
内容	第一線での課題解決能力及び組織としての総合力を高めるため、スタッフ職として「監」及び課内室の活用、グループ制等の導入範囲の拡充に取り組むとともに、組織のフラット化(中間職位・階層の廃止)の実施を検討することにより、機動性の高い組織体制を整備する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
スタッフ職として「監」及び課内室の活用				→		
グループ制等の導入範囲の拡充				→		
組織のフラット化(中間職位・階層の廃止)の実施検討				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：事業管理統括監、事業管理監の設置、労働委員会事務局とえひめ学園にグループ制を導入。 15年度：原子力安全対策推進監の設置、議事事務局の委員会運営及び政務調査部門にグループ制を導入。 14年度：NPO・ボランティア推進監は県民環境部直属、循環型社会推進監は同部環境局直属とし、部課間調整機能を強化。地方局生活保護業務部門にグループ制を導入。 13年度：循環型社会推進監の設置、県立中央病院の検体分析部門にグループ制を導入。 12年度：しまなみ海道振興監、NPO・ボランティア推進監、新事業支援監の設置。地方局の税務、用地及び食肉検査部門にグループ制を導入。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 行政機関のスリム化・活性化 ウ 意思決定の迅速化と組織活性化				所管	総務部 管理局 人事課
具体的な取組	決裁権限の下位権者及び地方機関への委譲等				部課	
内容	県民や市町に対する事務処理の迅速化や時代の進展に伴う重要度の変化等を踏まえ、事務の適正な執行を妨げない範囲において、下位権者及び地方機関に対する権限委譲を積極的に推進するとともに、各部局が自らの責任と判断で組織管理を行えるように内部管理事務の適切な権限配分を行い、効率的・効果的な執行体制の整備を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
決裁権限の下位権者及び地方機関への委譲の推進				→		
内部管理事務の各部局への適切な権限配分の実施				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度：部内局制の更なる強化のため、平成15年度に引き続き局長へ委譲を図るとともに、地方機関に対して積極的に委譲を行うなど65事項を権限委譲。 15年度：知事部局の全ての部に部内局を設置し、局長を責任者とする迅速かつ効率的な執行体制を確立するため、知事から部長へ121事項、部長から局長へ970事項を権限委譲。 14年度：地方局長の事件(工事、用地補償以外)の決定及び支出負担行為・支出命令の決裁金額の引き上げ、道路法に基づく違法行為に対する監督処分等に関する事務など9事項を権限委譲。 地方局総務部門の地方局本局への集約に伴う権限委譲 34事項。 13年度：漁業補償に関する決裁金額の引き下げ、介護保険法に係る市町村及び事業者に対する指導等に関する事務など13事項を権限委譲。 12年度：中小小売商業振興法の施行にかかる事務など7事項を権限委譲。 11年度：結核予防法に基づく医療機関の指定、精神障害者の通院公費負担の決定など117事項を権限委譲。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 事務処理の簡素化・効率化など事務改善の推進				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 企画情報部 管理局 情報政策課
具体的な取組	ア 庁内LANシステムの活用による内部事務の効率化・迅速化及びペーパーレス化					
内 容	庁内LANの整備に伴い導入されたグループウェア機能や電子メール機能等の利用を徹底するとともに、各種業務アプリケーションの開発や全庁(全職員)共通の発出済みの通達・通知類など全庁的に共有化が図られるべき文書・情報のデータベース化を積極的に進めることにより、紙を中心に行われている庁内の共通する内部事務の効率化・迅速化及びペーパーレス化を図る。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
グループウェア機能や電子メール機能等の利用の徹底				→	内部事務のペーパーレス化を推進し、コピー用紙使用量の10%削減を図る。	
業務の効率化とコスト負担のバランスを踏まえた業務アプリケーションの開発				→		
全庁的に共有化が図られるべき文書・情報のデータベース化の推進				→		
16年度までの主な進捗状況	庁内LANシステムの運用開始(13年4月)					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 事務処理の簡素化・効率化など事務改善の推進				所管 部 課	総務部 管理局 人事課														
具体的な取組	イ 職員の自主研究活動の支援や提案制度の充実等による事務改善と超過勤務の縮減																			
内 容	職員の自主研究活動の支援や提案制度の充実などにより、能率的な仕事の進め方や制度・システム等自体の見直し・改善を進めるとともに、超過勤務の縮減による執務環境の改善を図る。																			
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等															
職員の自主研究活動の支援や提案制度の充実等による能率的な仕事の進め方や制度・システム等自体の見直し・改善				→	(国の超過勤務の縮減に関する指針) 国の超過勤務の上限目安時間 年間360時間															
超過勤務の縮減による執務環境の改善				→																
16年度までの主な進捗状況	<p>事務改善の推進</p> <p>12年度：各々が実施する派遣研修計画及び候補者推薦(人事配置に関係するものを除く。)の事前協議の廃止など</p> <p>11年度：委員会審議会の設置及び委員会等の委嘱替えに関する総務部長への事前協議の廃止、議会答弁審査の改善など</p> <p>・事務改善職員提案募集の実施 (応募件数：12年度105件、13年度44件、14年度70件、15年度43件)</p> <p>・自主研究グループの育成 (結成数：12年度15、13年度15、14年度13、15年度6)</p> <p>超過勤務縮減の進捗状況(知事部局職員1人当たりの超過勤務時間：1ヵ月)</p> <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <td>10年度</td> <td>11年度</td> <td>12年度</td> <td>13年度</td> <td>14年度</td> <td>15年度</td> <td>16年度</td> </tr> <tr> <td>300時間</td> <td>267時間</td> <td>244時間</td> <td>204時間</td> <td>189時間</td> <td>186時間</td> <td>引続き縮減を推進</td> </tr> </table>						10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	300時間	267時間	244時間	204時間	189時間	186時間	引続き縮減を推進
10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度														
300時間	267時間	244時間	204時間	189時間	186時間	引続き縮減を推進														
関連ホームページ																				

推進事項	(2)- 委員会・審議会等の見直し				所管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)	
具体的な取組	同上						
内 容	委員会・審議会等のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、引き続き存続するものについても委員定数や開催回数の縮減など、運営方法の見直し・改善を図る。						
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等		
スクラップ・アンド・ビルドの徹底及び運営方法の見直し・改善				→			
・愛媛県みつばち転飼調整協議会の廃止	→ (15年3月 廃止)						
・愛媛県スギカミキリ等防除対策連絡協議会の廃止		→ (15年11月 廃止)					
16年度までの 主な進捗状況		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
	新設	36	40	22	18	9	
	統廃合	50	31	14	52	23	
	年度末設置数	295	304	312	278	264	
	委員数	4,565人	4,322人	4,326人	3,933人	3,645人	
1審議会等当たりの委員数	15.4人	14.2人	13.9人	14.1人	13.8人		
関連ホームページ							

推進事項	(2)- 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた 県の関与の見直し				推 進 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)		
具体的な取組	ア 統廃合及び運営の改善							
内 容	社会経済情勢の変化を踏まえ、民間や市町と競合する業務の整理縮小や、低金利時代に対応した経営基盤の充実強化などの観点から、法人の統廃合や事業・組織の見直し等経営改善を図る。							
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等			
県出資法人の経営状況の点検・評価制度の導入検討				→				
(財)愛媛県農業開発公社と(財)愛媛県農林漁業後継者育成基金の統合	→ (14年4月 統合)	(統合後名称) (財)えひめ農林 漁業担い手育成 公社						
畜産関係主要3団体の 統合 ・(社)愛媛県畜産会 ・(社)愛媛県家畜畜産物 衛生指導協会 ・(社)愛媛県肉畜価格安 定基金協会		→ (15年4月1 日統合)	(統合後名称) (社)愛媛県畜 産協会		県出資法人数 5 団体程度削減			
(財)愛媛県保健医療財団 と(財)愛媛腎臓バンク等 の統合検討				→	保健医療財団 の廃止			
(財)愛媛県長寿社会振興 協会と(社福)愛媛県社会 福祉協議会の統合検討				→	(統合後名称) (社福)愛媛県社 会福祉協議会			
(財)松山コンベンション ビューローと松山市観 光協会の統合				→				
(財)えひめ農林漁業担い 手育成公社と愛媛県農 業会議の事務局の統合 検討				→	事務局のワン フロア化を 達成			
16年度までの 主な進捗状況		10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	計
	統廃合	-	-	2	3	1	2	8
運営改善	12	9	9	7	17	17	71	
関連ホームページ	県出資法人の経営状況のページ : http://www.pref.ehime.jp/gyou-tihou/houjinjoukyou/index.htm							

推進事項	(2)- 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた 県の関与の見直し イ 自立化に向けた県の関与の見直し				推進 部 課	総務部 管理局 人事課 " 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	県派遣職員の計画的引揚げ					
内 容	経営効率化に向けた他法人との統合や事業・組織の見直し等運営改善を進める中で、県からの派遣職員の引揚げを計画的に行う。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県派遣職員の計画的引揚げ				→		
16年度までの主な進捗状況	13年度:13年12月議会で「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を制定(14年4月1日施行)。 県派遣職員の推移					
	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
	103人	100人	104人	73人	83人	87人
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた 県の関与の見直し イ 自立化に向けた県の関与の見直し				推進 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	県支出金の見直し等					
内 容	経営効率化に向けた他法人との統合や事業・組織の見直し等運営改善を進める中で、県からの支出金のあり方を見直すとともに、公の施設の管理を委託している法人については、その自主的な経営努力を発揮させるための「利用料金制度」の導入を検討する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
県支出金の見直し				→		
利用料金制度の導入検討				→		
16年度までの主な進捗状況	県支出金の推移					
	年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	
	委託料	5,818百万円	5,265百万円	5,401百万円	5,253百万円	
	補助金	555百万円	1,621百万円	928百万円	901百万円	
	貸付金	42,106百万円	48,957百万円	47,933百万円	45,032百万円	
	合 計	48,480百万円	55,844百万円	54,262百万円	51,186百万円	
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた 県の関与の見直し イ 自立化に向けた県の関与の見直し				所 管 部 課	土木部 道路都市局 都市整備課
具体的な取組	累積損失のある第三セクターの積極的な経営改善					
内 容	「南レク都市整備計画検討委員会」及び包括外部監査の提言を踏まえ、南レク(株)の経営改善に向けた取組に対して、適切な指導・助言を行い、累積欠損の減少に努める。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
「南レク都市新整備計画検討委員会」提言を踏まえた取組				→		
16年度までの主な進捗状況	16年度:取締役2名、常勤監査役1名のプロパー職員からの登用 早期退職制度の導入 給与規定の改正(平成18年度からの業績級の導入) 14年度:提言を踏まえ、社名の変更、本社の南予移転、組織体制の変更等を実施。 南レク(株)において、南レク施設利用促進計画を策定。 13年度:県、南レク(株)において、提言への対応について検討。 12年度:「南レク都市新整備計画検討委員会」から第三セクターの今後のあり方、改善策について提言。 ・経営的センスを持ったトップの任用 ・本社の南予移転と事業本部制の導入 ・企業経営へのインセンティブの強化 ・広域観光を担う組織への脱皮 ・ソフト事業の拡充 ・サンパールの経営再建					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた 県の関与の見直し				所管 部 課	県民環境部 県民協働局 県民活動推進課 (関係部課)
具体的な取組	ウ 法人自らの情報公開の促進					
内 容	県出資法人の情報公開を一層推進するため、情報公開条例において努力義務を課した対象法人に対し、県が「モデル要綱」を示すことにより、自主的な情報公開の実施を促進する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
情報公開条例の対象法人が自主的に情報公開を行うよう指導				→	14 団体 (県の出資率が50%以上の団体)	
16年度までの 主な進捗状況	14年度:14年10月1日までに14団体全て情報公開要綱を制定し制度を実施。 13年度:県出資法人自らが情報公開に関し自主的な措置を採るよう、努力義務を情報公開条例に規定するとともに、努力義務を負う出資法人として出資率が50%以上の法人を指定。また、指定法人の情報公開に関する「モデル要綱」を制定。					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 県出資法人の統廃合等と自立化に向けた 県の関与の見直し				推 進 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課
具体的な取組	エ 県出資法人のあり方の検討					
内 容	社会経済状況の変化による県出資法人の設立目的と今日的役割との乖離等に留意し、法人運営の効率化の観点から、有識者から経営的視点による助言を得ながら、要検討法人に係る改革計画を策定する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
要検討法人の改革計画の策定				→		
16年度までの 主な進捗状況	県出資法人のあり方の見直し方針策定予定					
関連ホームページ						

推進事項	(2)- 任意協議会等の整理合理化				所 管 部 課	総務部 新行政推進局 行政システム改革課 (関係部課)
具体的な取組	同 上					
内 容	県政の様々な分野における各種事業の円滑な推進や構成員への普及・啓発等の目的に一定の役割を果たしてきた任意協議会等(県出資法人以外の法人格を有する団体を含む。)について、そのあり方を抜本的に見直し、廃止や事務局の移管等を推進する。					
実施概要	14年度	15年度	16年度	17年度	数値目標等	
任意協議会等の廃止・事務局の移管等				→	廃止	14年度 15 16 17 23 4 - -
					移管	16 24 11 18
愛媛県生活つなぎ資金協会の見直し	(新規貸付の廃止)				→	(法人格を有する団体や事業費のほとんどが県からの補助金等である団体を除く。)
16年度までの 主な進捗状況	13年度:「県に事務局を置いている任意協議会等の整理合理化に関する庁内調査」の実施。 任意協議会等の廃止・事務局の移管等の状況					
		14年度	15年度	16年度		
	廃止	25	4	-		
	移管	14	24	11		
関連ホームページ						